

厚生労働省の動向

ドラッグストア調剤の動向と調剤報酬改定のゆくえ

協会活動

- ・SDGs推進委員会からのお知らせとお願いについて
- ・7月 月次活動報告
- ・議事録

2021年度 登録販売者試験情報

協会からのお知らせ

- ・「健康サポート薬局研修」ご案内
- ・「健康相談対応術研修」ご案内
- ・薬剤師賠償責任保険
- ・「そらぷちキッズキャンプを創る会」支援募金

行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省

日本チェーンドラッグストア協会

協会活動の5原則

この5つの原則は、日本チェーンドラッグストア協会設立にあたり、発起された方々によって確認されたものです。協会活動は、永くこの原則にのっとり、社会・業界の発展に貢献するものとします。

1. 民主的な組織と運営を貫くこと

この協会の組織や運営には、協会の目的達成以外の論理や秩序を持ち込むことなく、さらには会員の派閥や覇権争いの場と化すことなく、各会員の意見集約とその具現化の場として民主的な運営に努めること。

2. 論議の場であること

この協会は、様々な案件や建議について多くの人々や関係者、有識者の意見を交換する議論の場であること。

3. 会員は協会の目的達成のために力を合わせる事

協会の民主的な手続によって決定された事柄に関して、会員はその実施に当たり絶大な協力を行なうこと。

4. 正義を貫くこと

この協会の運営に係わる事柄は、得か損かで判断・意思決定するのではなく、社会的に正しいか否かで判断すべきである。この協会は常に正義を貫くこと。

5. 志高き人々の集団たれ

この協会は、より良い社会、より良い業界、より良い企業づくりに貢献したいと願う、志高き人々の集団であれ。

7月23日に開幕した東京オリンピック。8月8日の閉会式迄、数々の熱戦が繰り広げられ、日本は過去最多の金メダル、総メダル数で幕を閉じました。東京パラリンピックは8月24日にスタートします。

その東京オリンピック開催中から、コロナ感染者は増え続け、緊急事態宣言下での開催となったところから、東京では3,000人、4,000人、5,000人と増え続け、全国でもあつという間に10,000人を超え、さらに20,000人も超えてしまいました。8月18日、政府は、緊急事態宣言を13都府県に拡大し、期間も9月12日までの延長となりました。

それに加え、大雨が全国を濡らし、特にお盆休みには九州、中国地方が8月の雨量の3倍もの雨に見舞われました。地球温暖化の影響との声も聞かれます。

厳しい日々となっていますが、やまない雨はないことを信じて、デルタ株感染予防対策を徹底し、地域社会のライフラインとして営業を継続していただきたいと思ひます。

JACDS

日本チェーンドラッグストア協会 会報 CONTENTS

No.216

2021.8

- 厚生労働省の動向 連載その13
 - ・ドラッグストア調剤の動向と調剤報酬改定のゆくえ
- 協会活動
 - ・SDGs推進委員会からのお知らせとお願いについて
 - ・7月度月次活動報告
 - ・議事録
- 2021年度登録販売者試験情報
- 協会からのお知らせ
 - 「健康サポート薬局研修」ご案内
 - 「健康相談対応術研修」ご案内
 - 薬剤師賠償責任保険
 - 「そらぷちキッズキャンプを創る会」支援募金
- 行政・団体からのお知らせ
 - 厚生労働省、経済産業省

表紙裏

裏表紙裏

日本チェーンドラッグストア協会 活動5原則

協会ホームページについて 事務局だより

厚生労働省の動向 その13

ドラッグストア調剤の動向と調剤報酬改定のゆくえ

—シェア30%をめざすドラッグストア。勝ち残るのはだれか—

業界紙や経済紙でドラッグストアの調剤を目にする機会が増えています。そこで、今回はドラッグストア調剤を取り上げます。

■ 拡大するドラッグストア調剤—1兆円を突破

ドラッグストア調剤の規模はどれくらいあるのでしょうか。協会の2020年度実態調査によると、その規模は10,693億円。前年度より886億円増え、伸び率は9%となっています。データを取り始めた2015年度以降、毎年約10%程度の伸びを示し、我が国の調剤医療費総額に占める割合も15%近くに達するようになりました。

大手企業を中心に調剤併設型店舗の出店意欲は旺盛で、既存店舗の調剤併設型への移行も進んでいます。ドラッグストア業界の薬局数は2万店舗の1/3程度にすぎないことを考えれば、調剤業務への進出余力はかなりあるといえるでしょう。協会では、2025年のドラッグストア全体の売上額の目標を10兆円としています。その時点までに調剤額2兆円、シェア30%も不可能ではありません。

このような拡大の理由はいくつかありますが、まず第1にあげられるのが、ドラッグストア調剤の認知度の向上です。身近にあるドラッグストアに処方箋を持っていくという光景が日常的なものとなってきました。第2は、薬剤師が安定的に確保できるようになったことです。これまでドラッグストア調剤のボトルネックは薬剤師の確保ができるかどうかにある、といわれていましたが、今や大手を中心に毎年薬剤師の大量採用が実現しています。

薬剤師の確保が以前にくらべて容易になると、中堅ドラッグの進出も予想されます。中堅ドラッグにとって価格競争のない調剤は魅力的です。安定的に収益を確保していく上で、調剤への進出は有力な選択肢のひとつです。

加えて、業界にとって有利な条件もあります。我が国の高齢者数はまだまだ増えますが、特に今後は大都市圏での高齢者の増加が著しいことがわかっています。ここを地盤としているドラッグストアにとっては好都合です。大きなチャンスと言えるでしょう。

■ 「こども薬剤師体験コーナー」などの協会活動も寄与

協会では、この間、調剤推進委員会（委員長 榊原栄一 副会長）が先頭に立って、ドラッグストアショーの会場を使って親子で楽しめる「こども薬剤師体験コーナー」の設置・運営、全国の薬科大学・薬学部の先生方を招待しての「JACDS 薬剤師フォーラム」の開催、大学向けのパンフレットの作成・配布などの活動を行ってきました。また、3日で最大9ポイント獲得できる認定研修「JACDS 薬剤師学術セミナー」も開催しています。こうした活動は、調剤の拡大に少なからず寄与したものと思われる。

■ 薬局再編成と調剤報酬のゆくえ

本年8月施行の薬機法改正により、地域連携薬局と専門医療機関連携薬局が新たに制度化されました。厚労省は国策として地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいますが、その一環として導入されたものです。したがって、これからはこの制度を定着させ、普及させていくことに国の財源が重点的に配分されることになります。

具体的には調剤報酬上の手当ということになりますが、今回の法改正に盛り込まれなかった健康サポート薬局と異なり、加算などの何らかの措置が講じられることは確実でしょう。ただし、2022年は実績が少ないので、2024年度改定からと予想されます。

では、地域連携薬局の認定を積極的に取りにいこうか。もちろん、企業の経営方針や店舗の立地条件次第ですが、結論はともかく戦略的な検討が必要ではないでしょうか。というのも、調剤報酬は限られた財源の中で対物業務から対人業務にシフトしていくことが予想されており、今のままの薬局では収入は伸びず、じり貧です。地域連携薬局の理念がドラッグストアの標榜する「街の健康ハブステーション」と親和性があることも重要な要素ですが、経営面からみても認定を受けることが得策と思われる。

■ 調剤報酬改定とドラッグストア—リフィルに期待

2022年度改定の議論が国の中央社会保険医療協議会（中医協）で始まりました。論点としては、①薬局のコロナ対応への評価、②かかりつけの評価、③後発医薬品使用体制加算の見直し、④リフィル処方箋の導入の可否、⑤調剤技術料の引下げ、などが予想されます。着地点はまだ見えていませんが、コロナ禍の中で国の財政は危機的ですので、全体として厳しい改定になること間違いないでしょう。

ただし、④のリフィル処方箋（一枚で複数回調剤を受けられる処方箋。慢性疾患を中心に欧米では一般的です）の導入は、実現すれば門前ではないドラッグストアへそれだけ処方箋が流れてきますので、朗報です。「門前から地域へ」という国の薬局ビジョンにも合致しますので、医師会の反対を抑え込み、ぜひとも実現したいものです。中医協に委員を出している日本薬剤師会に期待しましょう。

■ 保険薬局は激動の時代に突入—勝ち残るのはだれか

薬局に関しては、このほかにも、処方箋や資格確認のオンライン化も日程が上がっています。今後の薬局経営はこれまでほど容易でなく、約6万ある薬局の淘汰もあるかもしれません。しかし、ドラッグストアは勝ち残る力を備えているといえてよいでしょう。チェーン展開という組織力、豊富な人的リソース、そして資金力。ドラッグストア調剤の新たな時代の幕開けです。 【文責 中澤】

SDGs推進委員会からのお知らせとお願いについて

SDGs推進委員会では、「尊敬される企業集団を目指す」という池野会長の方針のもと、「業界全体でSDGsの推進を行う」ために様々な活動の検討を行っています。今回、2021年8月6日に開催された、業界発展会議と業務執行理事会の合同会議において以下2点の協議が行われ、協会としてのプロジェクト・キャンペーンとして行うことが決定されました。

会員企業の皆様には、個々の店舗の実情に合わせて実効性のある取り組みについて検討いただき、積極的な参加協力をお願いいたします。

1. “地球とともに健康に”JACDS サーキュラーエコノミープロジェクト実施について

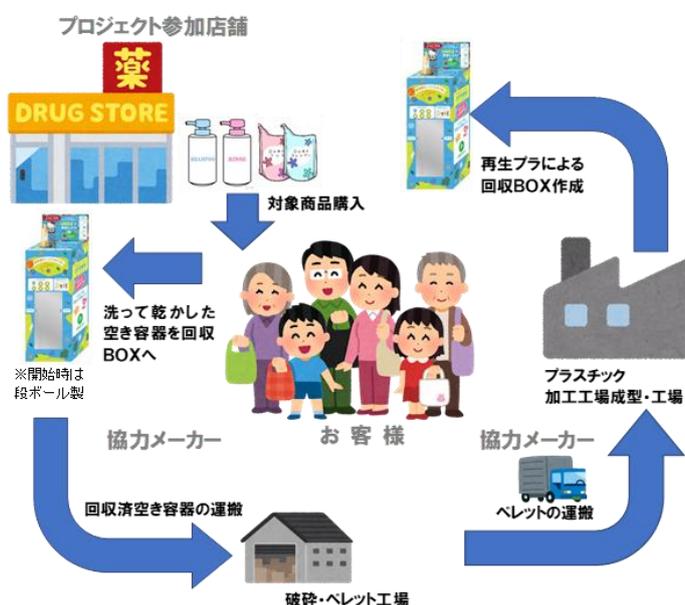
高度成長期以降のプラスチック利用の拡大に伴う大量廃棄は、海洋プラスチックごみ問題や気候変動等の環境破壊の観点のみならず、石油由来資源の枯渇問題からも大きな社会問題となってきました。こうした状況を踏まえ、来年4月より施行されるプラスチック資源循環促進法では、サーキュラーエコノミーへの移行を大きなテーマとしてとりあげ、具体策としての【製造・販売事業者等による自主回収】はその中での大きな柱となっています。

これまで、協会よりお願いしてきた環境省の3Rキャンペーン参加やレジ袋有料化の前倒し実施では、皆様に多大な協力の結果、行政から高い評価をいただくのみならず、生活者に向けての強いアピールになったと確信しております。

本プロジェクトにおいても法の施行に先立ち、2021年10月より開始することにより、ドラッグストア業界がサーキュラーエコノミーのプラットフォームとして新たな役割を担うことで更なる価値の向上、地域への貢献につながるものと考えております。

8月11日付の事務連絡No.21065でもご案内しております。合わせてご確認をお願いいたします。

“地球とともに健康に”JACDS サーキュラーエコノミープロジェクト イメージ図



2. JACDS 食品ロス削減啓発キャンペーンの実施について

令和元年10月1日に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」(略称 食品ロス削減推進法)において、10月は「食品ロス削減月間」とされています。

スーパーやコンビニと比較すると取り扱い量はまだまだ少ないですが、フードカテゴリーは調剤とならびドラッグストア業界では大きく成長しているカテゴリーであることから、10~12月を対象としたキャンペーン開催を決定しました。

農林水産省に限らず、多くの地方自治体において食品ロス削減啓発に関してPOPやポスター等のツールが作成されており、これらを利用したキャンペーンの実施を検討しています。詳細については改めて事務連絡を発出しますので、今しばらくお待ちください。



農林水産省 HP の POP 例

JACDS

7月 月次活動報告

日付・場所	事業活動	活動・討論・検討内容	出席者
7月1日(木) リモート開催 13:00~15:00	第2回業界システム化推進委員会	1. 委員長挨拶 2. RFID実証実験について 3. SIPスマート物流について 4. インボイス対応について 5. その他報告事項 6. 今後のスケジュールについて	13名
7月2日(金) JACDS東京事務所 リモート開催 15:00~16:00	第134回JACDS記者意見交換会	1. 薬局開設者及医薬品の販売業者の法令遵守に関するガイドラインについて 2. 薬局管理者・店舗管理者の選任に関するJACDS版ガイドラインについて 3. セルフメディケーション税制の対象成分の見直しについて 4. ドラッグストア業界研究レポート冊子を追加販売 5. 新型コロナウイルス ワクチン調製手技研修の開催について 6. 次回の開催について	31名
7月16日(金) JACDS東京事務所 リモート開催 13:30~17:30	第1回組織委員会	委員長 挨拶 1. 支部長の行政訪問について 2. 9月 支部長会の開催について 3. 支部長人事について 4. 会員拡大について 5. 委員長からの報告 6. その他	8名
7月16日(金) リモート開催 16:00~17:00	第160回定例会合同記者会	1. 日本チェーンドラッグストア協会から 1) 新型コロナウイルス ワクチン調製手技研修会を開催 2) 城西大学ファーマシーインターンシップの事前講義について 3) 次回の開催案内 2. 一般社団法人日本医薬品登録販売者協会 第14期定時社員総会報告 3. 日本置き薬協会 くすぶる配置業界「無定価」問題 8月1日は「配置業の日」「ハイ! 血〜」で全国15都府県協議会が献血活動 4. 日本薬業研修センター 日本薬業研修センター総会開催 業界界の向上と発展のため、様々な事業を実施	28名
7月27日(火) リモート開催 13:00~14:30	第1回学術・調査研究委員会	1. 委員長挨拶 2. 委員自己紹介 3. 委員会活動スケジュールと開催概要 4. 活動テーマについて 5. その他・次回の内容について	6名
7月29日(木) JACDS東京事務所 10:00~12:00	第2回街の健康ハブステーション推進委員会	1. 委員長 挨拶 2. 食のマーケティング(健康食品、特定保健用食品、機能性表示食品、栄養機能食品)市場動向について 3. 2021年度活動計画について 1) 活動内容 2) 活動スケジュール 4. ドラッグストアにおける栄養士、管理栄養士の業務について 5. 食と健康販売マニュアルについて 6. 次回の委員会について	10名

会議議事録

2021年度 第1回次世代部会議事録

日時: 令和3年4月23日(金) 15:00~16:00

場所: JACDS東京本部

参加者

会場参加: 松本部部长、関口副部部长、江黒委員、尾池委員、田中事務総長

リモート参加: 櫻井委員

欠席: 大賀委員、長基委員、青木委員、佐藤委員、奥谷委員、富山委員、

杉浦委員、皆川委員

議事:

1. 松本部部长挨拶

これまで、部部长はドラッグストアショー前実行委員長がなっていたが、今期から組織が変わり、他の委員会同様、固定となり、私と関口委員とで部部长、副部部长を務めることとなった。当部会も今までとは活動目的が変わるので、本日はその説明が中心となりますので、よろしくお願いたします。

2. 次世代部会活動について

田中事務総長より説明

テーマ:

未来型ドラッグストア店舗の確立に向けて検討テーマと活動プランの策定

○次世代部会の役割の定義について

- ・テーマに沿った形で未来型ドラッグストアについて検討していく。
- ・JACDSは昨年8月に法人格を取得し、次世代部会と定義づけした。
- ・協会の課題や活動について理事会に提言諮問をおこなう。
- ・業界の中長期的な課題について、俯瞰した形で課題について討議する。
- ・ドラッグストアショーの運営をおこなう。
- ・部部长 松本清雄様、副部部长 関口周吉様をお願いをして、正式には6月10日の総会で承認をおこなう。

○運営の仕方

- ・コーディネーター役の会社に協力いただきながら、テーマを活動していく。
- ・テーマを検討する前に日本を取り巻く環境が変化する中で、その最新状況を知ったうえで検討する。当協会と関係も深い、経済産業省に情報提供していただいて、消費財、流通、小売業、の観点からドラッグストアをどう見ているか、流通BMS、RFID、DX、物流の課題などの経産省がドラッグストアに求める課題についてもお願いしたい。
- ・今回は経産省であるが、必要であれば厚労省にもお願いする。

○新委員について

候補者 6 名について、打診のお願いをした。

○開催時期について

2 か月に 1 回開催する

次回開催は令和 3 年 6 月 18 日(金)13:00~14:00

以上

2021 年度第 1 回業界システム化推進委員会 議事録

日時: 2021 年 5 月 7 日(水)13:00~15:00

場所: JACDS 東京本部

参加者:

会場参加: 江黒委員長、亀ヶ谷副委員長、

WEB参加: 和知様、松山様、大津様、岡様、棚澤様、藤井田様、

川口様、岸様、佐藤様、上原様、古賀様

欠席: 足助様、岡地様、横山様、安倍様、赤沼様

オブザーバー参加

一般財団法人流通システム開発センター 坂本様

みずほリサーチ&テクノロジーズ 阿部様

三菱UFJリサーチ&コンサルティング 紀伊様

議事:

1. 江黒委員長からのご挨拶

・コロナ渦の中で会議や打ち合わせについて、完全リモートでの開催も考えていきたい。

・先日日立物流春日部ECの視察に行った。広い倉庫をわずかに 30 名で動かしている。いろんな倉庫の視察に行っているが、技術が進歩し高効率化省力化をしてきている。

・当委員会が取り組んでいるRFID実証実験につきましても実用化出来るようにしっかり取り組んでいきたい。よろしく願いいたします。

2. 流通BMSによるインボイス対応について

流通センター坂本様より説明

・課題について

1) 返品時の返還インボイスについて

返品商品の仕入れ年月を入れなければならない。

普段動いているものであれば前月で入れておいて、決算月だけ気をつける

2) 値引き・リベート等の返還インボイス対応

返品とは違うものであるから、新規メッセージが必要。

3) 事業者登録番号の対応

物流フィーやEDIフィーと相殺の場合は小売も売り手になるため、小売と卸の両方の事業者登録番号を入れる必要がある。

※電子データの保存方法

電子帳簿保存法は令和 4 年から電子取引の保存は紙での対応は出来なくなる。消費税には電子帳簿保存法には被らないが、法人税等で必要になる。

○財務省への確認事項

・返還インボイスの時のリベートについてはリベート期間があるため、それを示せばいいのか確認をしたい。

・8%商品の示し方

→明確に示す必要がある。

・元財務省 加藤氏に見解を求めたい

→完全に担当から外れたため、後任の方へ問い合わせる。

3. 流通、物流の効率化対応について

1) 経済産業省RFID事業についてみずほリサーチ&テクノロジーズ 阿部様より説明いただいた。

・昨年度の報告書から今年の提案書に落とし、受託した時点で詳細を詰めていきたい。昨年度同様検討会にもご参加いただくこ

とになる。

2) SIPスマート物流サービスについて

・事務局のうみそら研よりドラッグストアより提案をしてほしいと依頼があった。

・うみそら研と打ち合わせをし、詳しい内容が確認出来たらご報告する。

4. 次回の開催について

令和 3 年度第 2 回業界システム化推進委員会

2021 年 7 月 1 日(木)13:00~15:00

以上

2021 年度 第 2 回次世代部会 議事録

日時: 2021 年 6 月 18 日(金) 13:00~14:00

場所: リモート会議

参加者:

○委員参加者

松本部部长、関口副部长、富山委員、杉浦委員、皆川委員、

江黒委員、大賀委員、櫻井委員、佐藤委員、田中事務総長

オブザーバー 関 颯伎 (株)セキ薬品 取締役(調剤営業部部长)

オブザーバー 鶴羽 順 (株)ツルハホールディングス

代表取締役社長執行役員

○経済産業省(講演者)

伊藤課長、久保田課長補佐、船越係長

○トランスコスモス 本多様、吉村様

欠席者:

青木委員、尾池委員、奥谷委員、長基委員

議事

1. 部会長挨拶、副部会長挨拶

松本部部长

第 2 回ではあるが、新年度第 1 回としての開催になる。前回はメンバーをどう増やしていくか。どのようなことをやるか決めた打ち合わせであった。

新たなメンバーを迎えて開催をする。

今までの部会長は前年度の実行委員長であったが、今年度より私が部会長として、正式な委員会となり、今後の協会活動について上申したりしていくことになった。気兼ねなく意見をいただきたい。

関口副部长

今回よりドラッグストアショー実行委員会と明確に分かれているので、こちらの活動についてもご意見をいただき、ご協力をいただきながら進めていきたい。

2. With/After コロナにおける流通政策の方向性についての講義

経産省 商務・サービスグループ 消費・流通政策課

伊藤政道課長より御講義をいただいた。

○質疑応答

・メーカーにRFID貼付をお願いしてもらいたい。物がどこに何があるのかわからないとマスクやトイレペーパーが欠品した時のように混乱する。

→国がどこになにかがあるかわかって何かしてくれるわけではない。メーカーがしっかり把握して、小売に情報提供すれば解決するのではないかと。

→物流で当時は混乱していて調整をしていた。

・個人情報についてはIDをしっかり持ってもらう、しっかりコントロールできないのかなと思う。

→RFIDの貼付については、コスト検証や作業の軽減をして可視化しないとメーカーも協力をしないのではないかと考えている。

→昨年の政府が配布したマスクがいい例であった。個人はわか

らないため、郵便局の情報に頼り、ポストの数で割り当てていた。

・キャッシュレスの手数料は頭打ち、集約して手数料を下げるようにしてもらいたい。

→手数料の要素(ポイント、振り込み、国際ブランド手数料、会員サービスなど)を見ていく必要がある。海外は手数料が低い。下げる工夫をしている。

・生産が低い、返品率が高いという部分は1プレイヤーとしてはわかるが、各社の立場ではなかなか改善がむずかしい。国の主導で調整してもらいたい。

・電子署名はなかなか進まない。

・PHRIについて、いろんな健康情報は乱立していて、データの信ぴょう性がわからない。どう評価していくのか。今後考えていかなければならない。

・キャッシュレスの手数料をオープンにしていけるのはいいことではないか。全銀の古いシステムが手数料を高くしているのではないか。

・PHRIについて、ウェアラブルデバイスがあるなかで、コロナの情報確認は電話で確認をしていると話聞いた。改善の提案をしたら、保健所のマニュアルを全部直さなければならないということていまだに実現していない。マイナンバーも同じ話である。

3. 今後のテーマについて

・転売についても経産省に確認したい。

・零売などをテーマにしたらどうか。

・協力会社より検討テーマについて出してもらおう。

4. 次回の開催について

第3回次世代部会

令和3年7月28日(水)13:30~14:30

以上

2021年度 第22回JAPANドラッグストアショー 第1回実行委員会議事録

日時: 令和3年6月18日(金)14:30~17:30

場所: JACDS東京本部、リモート

参加者:

大賀実行委員長、櫻井副実行委員長、佐藤委員、佐久間委員、館野委員、村松委員、松本顧問、関口顧問、富山顧問、杉浦顧問、江黒顧問、田中特別顧問
松井サポート企業

欠席者:

長基委員、青木委員、奥谷委員、尾池委員、皆川顧問、根津特別顧問

1. 実行委員長挨拶

来年の8月に開催をいたします。コロナ禍でニューノーマルな中でどうなっていくのか。このような中で生活を支えてきたドラッグストア。次回についてはこういった状況でコロナ明けになるので、リアルがいいのではないかと考えている。そういったテーマで考え、東京ビッグサイトでエンターテインメントの要素を持って実施していきたい。多くの皆さんに来ていただき、楽しんで帰ってもらえるような展示会にしたい。本日はその展示会を企画する委託企業を決める大事な会なので、皆様からもご意見をよろしくお願ひしたい。

2. 副実行委員長挨拶

今回はリアルの開催で話が進んでいる。来年の8月、ぜひ成功させたい。

大賀実行委員長と一緒に頑張っていくので、よろしくお願ひしたい。

3. イベント会社によるプレゼン

事務局候補企業からプレゼンを実施していただいた。

・本日の委員の意見を踏まえ、プレゼンの結果は実行委員長一任で決めたらいいということになった。1週間をめどに決定することになった。

・1社に決めても、イベントステージやweb広告など、部分的に組み合わせることも検討したほうが良いという意見もあった。

・推進事務局の委託業務、集客力を高める企画力、出展社募集の営業力、いくら収益を得られるかなどについて総合的に判断して決定していただく。

4. 次回の開催について

日時: 令和3年7月28日(水)15:00~17:00

以上

2021年度 第2回業界システム化推進委員会議事録

日時: 令和3年7月1日(木)13:00~15:00

開催方式: リモート開催

参加者: 江黒委員長、亀ヶ谷副委員長、和知様、松山様、安倍様、棚澤様、岸様、佐藤様、小久保様、上原様、古賀様

欠席者: 岡地様、横山様、藤井田様、小林様、赤沼様

オブザーバー: 阿部様、紀伊様

議事

1. 江黒委員長挨拶

・リモートでの参加は足を運んでいただかなくても参加できるが、楽ではなく疲れると思いますが、ご協力お願いいたします。

・世の中はコロナで大きく変化している。我々はコストダウン出来るような仕組みを作るなどして、各社の営業活動を支えていくことが必要と考えています。ぜひ良い成果が出るように取り組みにご協力をお願いします。

2. 経済産業省RFID実証実験について

・みずほ阿部様、MURC紀伊様より今期の実証実験についてご説明をいただいた。

・経産省の検討会メンバーなどは協会事務局と打ち合わせの上決定する。必要に応じて協会から依頼をする。

・広報について、会員企業や関係先へのご案内は継続する一方、時代に合わせてYOUTUBEなどを使って、実証実験などの様子を報告していく。

3. SIPスマート物流について

・これまで公募内容について、確認してきたが、マッチングファンドと社会的実装までの期間が短いなどの問題があり、公募に応募しないこととした。

4. インボイス対応について

・返還インボイスについて流通BMSのメッセージや運用を変更して対応する必要がある。先月、日本加工食品卸協会より手引書がアップされた。手引書には返還インボイスについては一般的な内容しか記載されておらず流通BMSでの対応は7月16日にご説明にきていただけるとのことで、その打ち合わせの中で確認後日報告する事を伝えた。

5. その他報告事項

1) 6月10日に行われた通常総会で決まった委員会人事について、ご報告した。

2) 第22回JAPANドラッグストアショーの開催期間と場所について御報告した。

6. 次回の委員会の決定

第3回業界システム化推進委員会

日時: 9月24日(金)13:00~15:00

場所: JACDS東京本部(リモート併用)

※コロナの状況により変更する場合あり

以上

2021年度 登録販売者試験情報

※新型コロナウイルス感染拡大予防のため、実施日の延期や中止など変更になる可能性もあります。
最終的には、各都道府県にご確認をお願いします。

一般社団法人 日本薬業研修センター調べ(2021年8月17日)

都道府県	試験日	合格発表日	受験手数料	各都道府県からの特記すべき受験資格/条件
北海道	8月25日(水)	9月28日(火)	¥18,200	① 道内(札幌市、旭川市、小樽市及び函館市を除く。)に住所を有する者は、最寄りの道立保健所(保健所支所)に関係書類を提出 ② 札幌市、旭川市、小樽市又は函館市に住所を有する者は、住所地を所管する市立保健所に関係書類を提出 ③ 道外に住所を有する者は、北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課に関係書類を提出
青森県	8月25日(水)	9月28日(火)	¥17,600	都道府県をまたいで受験は控えていただくようお願いします 青森県外にお住まいの方の申請についてはHP掲載の「令和3年青森県登録販売者試験実施要綱」を参照下さい
岩手県	8月25日(水)	9月28日(火)	¥17,600	都道府県をまたいで受験は控えていただくようお願いします
宮城県	8月25日(水)	9月28日(火)	¥17,600	宮城県内に在住の方以外の受験はお控えください
秋田県	8月25日(水)	9月28日(火)	¥17,600	受験申請の時点で本県に居住する方のみ申請を受け付けます
山形県	8月25日(水)	9月28日(火)	¥17,600	お住まいの都道府県で実施される登録販売者試験を受験してください
福島県	8月25日(水)	9月28日(火)	¥17,600	申請日時点で福島県内に居住の方、福島県内の事業所(学校)に在勤(在学)の方のみ受け付けます
茨城県	9月9日(木)	10月15日(金)	¥15,000	原則、居住地の都道府県で受験してください
栃木県	9月9日(木)	10月15日(金)	¥15,000	願書提出時点で、栃木県に在住、通勤又は通学している方のみ、願書を受け付けます
群馬県	9月9日(木)	10月15日(金)	¥15,000	都道府県をまたいで受験は控えてください
埼玉県	9月23日(木)	10月29日(金)	¥15,000	都道府県をまたいで受験は控えてください
千葉県	9月23日(木)	10月29日(金)	¥14,000	申請日時点で千葉県内に在住、在勤(在学)している方以外の受験はお控えください
東京都	9月23日(木)	10月29日(金)	¥13,600	申請日時点で東京都内に在住、在勤(在学)している方以外の受験はお控えください
神奈川県	9月23日(木)	10月29日(金)	¥14,300	申請日時点で神奈川県内に在住、在勤(在学)している方以外の受験はお控えください
新潟県	9月9日(木)	10月15日(金)	¥15,000	受験願書の提出時点で、新潟県内に在住の方のみ受け付けます
富山県	9月1日(水)	10月15日(金)	¥15,000	原則、願書提出の時点で本県在住、在勤又は在学の者以外の受験は受け付けません
石川県	9月1日(水)	10月15日(金)	¥15,000	願書提出の時点で本県在住、在勤又は在学の者以外の出願は受け付けません
福井県	8月29日(日)	10月1日(金)	¥13,000	福井県内に居住する方に限らせていただきます。
山梨県	9月9日(木)	10月15日(金)	¥14,000	今年度の本試験の受験は、山梨県内に居住している方に限らせていただきます
長野県	9月9日(木)	10月15日(金)	¥15,300	都道府県をまたいで受験は控えていただくようお願いします
岐阜県	9月1日(水)	10月15日(金)	¥15,000	お住まいの都道府県が実施する登録販売者試験を受験してください
静岡県	9月1日(水)	10月15日(金)	¥15,000	受験申請書提出時点で静岡県内に在住していることが確認できる方に限らせていただきます。
愛知県	9月1日(水)	10月15日(金)	¥15,000	申請時点で愛知県内に居住の方、愛知県内の事業所(学校等)に在勤(在学)の方の申請のみ受け付けます

都道府県	試験日	合格発表日	受験手数料	各都道府県からの特記すべき受験資格/条件
三重県	9月1日(水)	10月15日(金)	¥15,000	申請時点で三重県内に居住の方及び勤務先又は通学先が三重県内である方のみ
関西広域連合	滋賀県	8月29日(日)	¥12,800	関西広域連合構成府県在住者に限る、在住の各府県にて受験してください
	京都府	8月29日(日)	¥12,800	関西広域連合構成府県在住者に限る、在住の各府県にて受験してください
	大阪府	8月29日(日)	¥12,800	関西広域連合構成府県在住者に限る、在住の各府県にて受験してください
	兵庫県	8月29日(日)	¥12,800	関西広域連合構成府県在住者に限る、在住の各府県にて受験してください
	和歌山県	8月29日(日)	¥12,800	関西広域連合構成府県在住者に限る、在住の各府県にて受験してください
	徳島県	8月29日(日)	¥12,800	関西広域連合構成府県在住者に限る、在住の各府県にて受験してください
奈良県	9月26日(日)	11月22日(月)	¥13,000	受験願書の提出時点で奈良県内に居住の方のみ
鳥取県	11月9日(火)	12月17日(金)	¥14,300	鳥取県にお住まいの方の出願のみ受け付けます。
島根県	11月9日(火)	12月17日(金)	¥14,000	島根県内にお住まいの方(島根県内の事業所(学校等)に通勤(通学)されている方を含む)を対象に実施します。
岡山県	11月9日(火)	12月17日(金)	¥15,000	申請時点で岡山県内に在住の方のみ受け付けます。
広島県	11月9日(火)	12月17日(金)	¥15,000	申請日時点で広島県内にお住まいの方以外の受験は、お控え下さい。
山口県	11月9日(火)	12月17日(金)	¥14,110	本年度の試験は、山口県内にお住まいの方のみを対象として実施します。
香川県	11月9日(火)	12月17日(金)	¥15,000	受験願書提出時点で、香川県内にお住まいの方、香川県内の店舗・事業所に勤務されている方、香川県内の学校に在籍されている方のみ受付ます。
愛媛県	11月9日(火)	12月17日(金)	¥15,000	申請書提出時点で愛媛県内に居住の方の申請のみ受け付けます。
高知県	11月9日(火)	12月17日(金)	¥15,000	願書提出時点で高知県内に居住の方の申請のみ受け付けます。
福岡県	12月12日(日)	1月19日(水)	¥13,000	福岡県内に在住、在学または在勤している方以外の受験はお控えください。
佐賀県	12月12日(日)	1月19日(水)	¥13,000	佐賀県内に在住、在学または在勤している方以外の受験はお控えください。
長崎県	12月12日(日)	1月19日(水)	¥13,000	長崎県内に在住、在学または在勤している方以外の受験はお控えください。
熊本県	12月12日(日)	1月19日(水)	¥13,000	熊本県内に在住、在学または在勤している方以外の受験はお控えください。
大分県	12月12日(日)	1月19日(水)	¥13,000	大分県内に在住または在勤(在学)する方以外の受験はお控えください。
宮崎県	12月12日(日)	1月19日(水)	¥13,000	宮崎県内に在住、在学または在勤している方以外の受験はお控えください。
鹿児島県	12月12日(日)	1月19日(水)	¥13,000	都道府県をまたいでのご受験は、お控えいただきますようお願いいたします。
沖縄県	12月12日(日)	1月19日(水)	¥13,000	沖縄県内に在住、在勤または在学している方以外の受験はお控えください。

※詳細は各都道府県に確認願います。

協会からのお知らせ

次ページ以降に各項目の詳細資料を掲載しています。

■ 「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会と日本薬業研修センターが協力して実施する厚生労働省の「健康サポート薬局研修」についてご案内いたします。【資料:後頁3ページ分】

■ 「健康相談対応術」研修のご案内

日本薬業研修センターでは、20～40分ほどに集約した映像にて学習を行う「健康相談対応術研修」を実施しております。店頭での健康相談への接客時にご活用いただける内容です。【資料:後頁3ページ分】

■ 「薬剤師賠償責任保険」ご案内

薬局(店舗販売業)契約、勤務薬剤師(登録販売者)契約ともに毎月、中途加入が可能です。別紙詳細を参照のうえ、ぜひご加入ください。【資料:後頁3ページ分】

■ 「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援について

JACDSではそらぶちキッズキャンプ募金を支援しています。ご協力をお願いします。

【資料 後頁1ページ分】

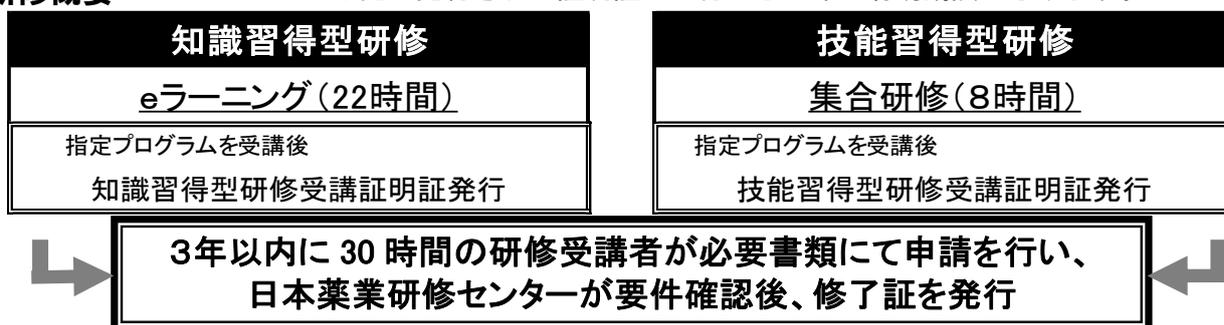
～厚生労働省基準に適合し、実践に活用できる～
「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会では日本薬業研修センターと協力し、2017年3月から健康サポート薬局研修を実施しています。各地で実施された集合研修では、地域の薬務課の方による講義を実施する等(一部会場にて)、行政とも連携した健康サポート薬局研修を実施しています。

2021年度につきましては、厚労省事務連絡(令和2年9月1日)「新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた健康サポート薬局に係る研修実施要綱の実施方法について」を遵守した上で、オンライン(Zoom)にて研修を実施しております。

■研修概要

●先に発行された証明証の日付から3年が有効期限となります。



■研修内容と実施形式、学習方法

1) 知識習得型研修：eラーニングで実施します。

研修内容	時間数	実施形式と学習方法
知識習得型研修		eラーニング
①講座：地域住民の健康維持・増進	2時間	[学習の流れ] ①講座から順番にテキストを学習する。(PDFのテキスト) ↓ 各講座ごとにテキスト学習終了後、確認試験実施。 70%以上の合格ラインを目指す。* ↓ 合格したら、次の講座に進む。 ↓ ※順番通りの学習となり、確認試験を実施していないと次に進めない仕組みとなっている。 確認試験は、13回(各講座1回) *第1講座のみ、食事バランスシートの作成・提出有
②講座：要指導医薬品等概説-1	8時間	
③講座：要指導医薬品等概説-2		
④講座：要指導医薬品等概説-3		
⑤講座：健康食品、食品	2時間	
⑥講座：禁煙支援	2時間	
⑦講座：認知症対策	1時間	
⑧講座：感染対策	2時間	
⑨講座：衛生用品、介護用品等	1時間	
⑩講座：薬物乱用防止	1時間	
⑪講座：公衆衛生	1時間	
⑫講座：地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例	1時間	
⑬講座：コミュニケーション力の向上	1時間	



eラーニングは、学習サイト「セルメプラザ」にログインして学習します。

2) 技能習得型研修

内容により3つの区分に分け、実施します。1日8時間のスケジュールを組み、3区分の研修を行いますので、1つだけでも複数でも受講できます。

研修内容		時間数	実施形式と学習方法
技能習得型研修			講義と演習(グループ討議形式)
I 研修:	健康サポート薬局の基本理念	1時間	ビデオ、グループ討議、総評
II 研修:	薬局利用者の状態把握と対応	4時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評
III 研修:	地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応	3時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評

※知識習得型研修と技能習得型研修は、どちらを先に受講してもかまいません。

ただし、最初に受講した研修から3年以内にすべての30時間の研修の受講を終了して下さい。

■研修形式と受講料、入金時期

1) 研修形式

本研修の研修形式は次の2通りです。

A研修	研修センターまたは、受講者が所属する企業・団体以外が日程・会場を設定し開催する研修
B研修	受講者が所属する企業・団体が日程・会場を設定し開催する研修※

※B研修は、団体、企業の状況、希望にあわせて、企業・団体に所属する薬剤師が受講しやすくすることを目的としています。B研修の会場費、講師料等は当該企業・団体に負担いただきます。受講者が所属する企業・団体が実施する研修に企業・団体がとりまとめて、申込をした場合は以下の各項目のB研修の受講料が適用されます。

2) 受講料と入金時期

(税込)

受講料と入金時期		協力団体会員価格 (申込:企業・団体一括、個人)			一般価格 (申込:企業・団体一括、個人)		
		A研修	B研修	入金時期	A研修	B研修	入金時期
★技能習得型	I・III	2,250円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金	3,750円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金
	II	2,250円	1,500円		3,750円	1,500円	
知識習得型		1,500円	1,000円	事前入金	2,500円	1,000円	事前入金
計		6,000円	4,000円		10,000円	4,000円	

※JACDS会員企業に勤務の方、日本薬局協会の、日本女性薬局経営者の会に所属の方は、協団体会員価格で受講いただけます。

★技能習得型研修受講料 I・IIIは、2講座あわせた金額です。どちらかのみ受講の場合でも指定の金額が必要です。

- ① **B研修を実施の企業・団体に所属している場合でも他企業・他団体が実施するB研修を受講する場合は、A研修の料金が適用されます。**
- ② 受講料の中に、修了証交付費用(各自がネットからダウンロード)が含まれています。別途、紙媒体の修了証の作成を希望の場合は、1枚 500円 で作成し、郵送します。
- ③ 入金確認後、会員番号とパスワードをご連絡します。
知識習得型研修の受講は、知識習得型研修の受講料が入金された翌月から受講できます。
技能習得型研修は、受講人数が30名以上参加いただける見込みがある会場から随時開催します。
B研修につきましては、人数に制限はありません(30名未満でも可)。

【振込先】 みずほ銀行 虎ノ門支店 普)2966970 一般社団法人 日本薬業研修センター
シャ)ニホンヤクギョウケンシュウセンター

■技能習得型研修開催予定

お申込みの詳細は、下記 URL をご覧ください。

●<http://www.yakken-ctr.jp/kensup/>

〔2021年技能習得型研修開催予定日程・地区〕

2021年の研修は、厚労省「感染拡大に際しての時限的・特例的な取り扱いに関する留意事項等」を遵守しての、オンライン開催になります。

No.	開催日	地区	会場	研修時間	申込
1	9月5日(日)	東京都 ※1	オンライン開催	10時～19時(予定)	定員締切
2	9月12日(日)	東京都 ※1	オンライン開催	10時～19時(予定)	受付中

●企業様として、まとまった人数でのご参加、開催のご要望等ございましたら、ご連絡下さい。

※1 東京都以外の方も申込可能です。

【オンライン開催実施方法と留意事項】

- Zoom を使用してのグループディスカッション及び、討議結果の発表があります。
- 参加は、一人1台の端末(カメラ、マイク必須)で参加下さい。スマホでの参加は基本的に不可です。
- 接続トラブルにより、一定時間オンラインから離脱してしまうと、受講が認められなくなる場合がありますので、安定した通信環境をご準備下さい。



オンラインにて、グループ討議及び、講師とのディスカッションをリアルタイムで行います。

■申込・受講の流れ

〔技能習得型研修〕

募集・申込

- ・研修センターHPで技能習得型研修の開催日程をご案内しますので、日程をお選びください。
- ・希望地区の開催が決まっている場合は、日程と地区を選び、お申込み下さい。
- ・開催が決まっていない場合は、希望の地区を記載の上、お申込み下さい。日程が決まり次第、ご連絡します。

受講開始

- ・技能習得型研修の開催が決まったら案内を送付します(案内は、すべてメールで送信します)。

研修の開催状況は研修センターのホームページ(<http://www.yakken-ctr.jp/kensup/>)でご案内します。

HPに掲載している申込書などからお申込み下さい。企業で申込の場合は、企業で取りまとめてお申込み下さい。

技能習得型研修の開催地区が決まったら、事務局から連絡させていただきます。

※研修受講前に、できるだけ地域包括支援センターを訪ね、配布資料や実際の活動についての調査を行って下さい。

〔知識習得型研修〕

受講申込・受講開始

- ・知識習得型研修は、技能習得型研修とは別にお申込みができます。
- ・申込書と入金確認後、受講用のIDとパスワードを送ります。

知識習得型研修は、研修用のホームページ(セルメ・プラザ)でeラーニングの受講を行います。

申し込み・
問合せ先

一般社団法人 日本薬業研修センター <http://www.yakken-ctr.jp>
〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F

TEL:045-478-5453 FAX:045-478-5461 E-mail: support@yakken-ctr.jp
<http://www.yakken-ctr.jp/kensup/> (健康サポート薬局研修サイト)

健康相談の情報提供のスキルアップに役立つ オンライン研修 ドクター監修「健康相談対応術」研修のご案内

日本人に最も多い症状で、ドラッグストアでも多くの人から相談がされる悩みが、「肩こり」、「腰痛」、「膝痛」です。また、高齢化に伴って増えている「骨粗鬆症」や「ロコモフレイル」についての対策や予防に関する情報提供が求められています。

日本薬業研修センターでは、整形外科医の先生が、長年の臨床経験で培った「肩こり」、「腰痛」、「膝痛」、「骨粗鬆症」、「ロコモフレイル」の対策ノウハウをそれぞれ 20~40 分ほどに集約した映像にて学習を行う、「健康相談対応術研修」を実施しております。

店頭での健康相談への接客時にご活用いただける内容となっておりますので、ぜひ多くの方の申込みをお待ちしております。

■学習テーマ：	第1弾：「肩こり」、「腰痛」、「膝痛」
	第2弾：「骨粗鬆症」、「ロコモフレイル」

※受講したいテーマを選んで学習してください。

■研修内容

- ・映像と音声により分かりやすく解説されています。
- ・文章や図では分かりにくい運動の仕方などが映像でより深く理解できます。
- ・本内容を学習して肩こり、腰痛、膝痛、骨粗鬆症、ロコモフレイルなどの予防教室に最適な教材です。
- ・テーマごとに専門医がみた「病院に行った方がいいシグナル」を紹介しています。
- ・適切な受診勧奨が、適切な健康アドバイスに繋がります。

■研修形態：オンライン動画研修(eラーニング研修) + 確認試験実施

eラーニングによる確認試験に合格(全問正解)された方には、日本薬業研修センターが『「運動と健康」シリーズ 健康相談〇〇対応術』の修了証を発行します。(受講者専用ページからダウンロード、プリントアウト)

■受講料

第1弾	1テーマでのお申込み	※会員:2,000円(税込)	非会員:4,500円(税込)
	2テーマまとめてお申込み	※会員:3,000円(税込)	非会員:7,000円(税込)
	3テーマまとめてお申込み	※会員:4,000円(税込)	非会員:9,000円(税込)
第2弾	1テーマごと	※会員:2,000円(税込)	非会員:4,500円(税込)

注)まとめてお申込みの割引価格は、第1弾の「肩こり」「腰痛」「膝痛」編のみです。

※日本チェーンドラッグストア協会会員企業に勤務の方は、会員価格での受講ができます。

■募集・受講期間

募集は随時行っております。受講開始は毎月1日と16日スタートの2回となり、1テーマ最長6カ月以内での受講期間となります。

■申込方法等

申込用紙を「セルメ・プラザ」ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、メールに添付してお送り下さい。申込用紙は、企業向け、個人向けをご用意しています。

申込案内：https://www.selme.jp/KST_moushikomi.jsp

※その他詳細につきましてはHPにてご確認ください。

■第1弾テーマ 『肩こり』・『腰痛』・『膝痛』の内容

テーマ	eラーニング内容(映像)
1. 肩こり対策ノウハウ 時間:16分55秒	<ul style="list-style-type: none"> ・正しく肩こりを理解し効果ある対策を行えば肩こりは良くなります。 ・肩こりの原因を理解しましょう。 ・肩こり症状を起こす疾患はたくさんあります。 ・肩こりと首の神経痛の関係。 ・肩こりには、肩こりと肩はりがあり女性の多くは肩はり型です。 ・肩はり型の肩こりの原因。 ・肩こり型か 肩はり型かの鑑別方法。 ・肩こり・肩はり対策。 ・肩こり・肩はりに有効な運動・体の動き。 ・いい枕って(枕があつてないと肩こりはなおりません) ・病院に行った方がいい「肩こり」のシグナル

テーマ	eラーニング内容(映像)
2. 腰痛対策ノウハウ 時間:19分16秒	<ul style="list-style-type: none"> ・腰痛にはいろいろな原因がありそれが分かると良くなっていきます。 ・多くの方の腰痛の原因は日々の生活に問題がある非特異的腰痛です。 ・どこが悪くなるか？(非特異的腰痛の部位について) ・各部位の腰痛の痛みの原因・特徴。 ・対策。 <ul style="list-style-type: none"> ①こわばった仙腸関節・椎間関節に有効な運動。 ②背中が曲がって体幹がこわばった腰痛に有効な体操。 ③体幹・下肢を鍛える運動。 ④上手にスクワットができるようになると、腰痛が良くなります。 ⑤腰に負担の少ない日常生活動作の方法。 ・病院に行った方がいい「腰痛」のシグナル

テーマ	eラーニング内容(映像)
3. 膝痛対策ノウハウ 時間:20分40秒	<ul style="list-style-type: none"> ・シニアの方の膝関節痛の原因として多いのが、変形性膝関節症です。 ・変形性膝関節症の症状とは。 ・変形性膝関節症のレントゲンの特徴。 ・ひざ痛に効く漢方薬。 ・変形性膝関節症に効果のある運動・動作について。 <ul style="list-style-type: none"> ①膝に負担をかけない日常生活動作の方法。 ②膝を安定させる簡単筋カトレーニング。 <ul style="list-style-type: none"> ▷スクワット ▷片脚立ち ▷ヒールレイズ(つまさき立ち) ▷フロントランジ ③膝のこわばりをとる可動域改善運動。 <ul style="list-style-type: none"> ▷膝裏内側のストレッチ ④膝の内側が痛い方に効果的なほぐし方。 ⑤簡単、脚のむくみ解消法。 ⑥簡単、O脚対策。 ・病院に行った方がいい「膝痛」のシグナル

■第2弾テーマ 『骨粗鬆症』・『ロコモフレイル』の内容

テーマ	eラーニング内容(映像)
4. 骨粗鬆症対策 ノウハウ 時間:38分47秒	<ul style="list-style-type: none"> ・更年期以降の女性に多い骨粗鬆症って？ ・骨粗鬆症の原因は骨形成と骨吸収のバランスの乱れです ・どんな時、骨粗鬆症と疑うのか？ ・骨粗鬆症のレントゲンの特徴 ・骨粗鬆症の症状とは？ ・寝たきりの原因となる代表的な骨折事例 ・骨粗鬆症に効く治療方法 ・骨粗鬆症の方におすすめの運動方法 ・骨粗鬆症予防に有効な4つのトレーニング <ul style="list-style-type: none"> ▷スクワット ▷片脚立ち ▷ヒールレイズ(つまさき立ち) ▷フロントランジ ・骨粗鬆症の薬物治療方法 ・家庭で行う転倒予防対策 ・病院に行った方がいい「骨粗鬆症」のシグナル

テーマ	eラーニング内容(映像)
5. ロコモ・フレイル 対策ノウハウ 時間:26分09秒	<ul style="list-style-type: none"> ・早めに対策すれば要介護状態にならず、年をとっても自立した生活を送ることができます ・ロコモフレイルって？ ・なぜ介護予防対策が必要なのか？ ・ロコモフレイルが増えている原因は高齢者の増加と生活様式の変化 ・色々な病気を抱えている人も適度な運動は有効な治療法 ・動きが悪い高齢者の体の特徴 ・安全かつ効果的な介護予防運動 <ul style="list-style-type: none"> ①柔軟体操 <ul style="list-style-type: none"> ▷バンザイ手伸ばし ▷座位体回旋 ▷座位背中反らし ②ロコトレ <ul style="list-style-type: none"> ▷スクワット ▷片脚立ち ▷ヒールレイズ(つまさき立ち) ▷フロントランジ ・ロコトレを積極的に行った方がいいシグナル ・ロコトレの目的

第3弾は『認知症』を予定しています。

研修の申込み・問合せ先 一般社団法人 日本薬業研修センター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第二ビル 4階

TEL : 045-478-5453、Mail : kst@yakken-ctr.jp (事務局 : 篠原・諸石)

(一社)日本チェーンドラッグストア協会 「薬剤師賠償責任保険」について

当団体保険制度の特色

本制度は当協会正会員（従業員・使用人を含む）、正会員企業に勤務する薬剤師及び登録販売者の方が、ドラッグストア特有の次の事故等により、お客様の身体に障害を与えたり、お客様の持ち物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

また、本保険制度は契約者を（一社）日本チェーンドラッグストア協会、被保険者を各正会員とする団体契約のため、加入者数により団体割引が適用されるのが特長です。

■薬剤師業務に関する事故

- 医薬品等の販売に起因する賠償事故
- 調剤業務に起因する賠償事故

■店舗等の施設に関する事故

- 店舗等施設の構造上の欠陥や管理の不備に起因する賠償事故
【薬局および店舗販売業契約のみ対象】
- 店舗等施設において行う薬剤師業務以外の仕事の遂行に起因する賠償事故

■人格権侵害に関する事故

- 不当な身体の拘束等による名誉毀損やプライバシーの侵害による賠償事故

ご加入にあたって

◆ご加入いただける方

- （一社）日本チェーンドラッグストア協会の正会員のみ
 - ・契約者：（一社）日本チェーンドラッグストア協会
 - ・被保険者（補償の対象となる方）：会員各社（使用人を含む）
および勤務する薬剤師・登録販売者（各々契約が必要）

◆保険期間

- 2021年2月15日午後4時から2022年2月15日午後4時まで

◆保険適用地域

- 日本国内のみ

補償内容と保険料

【薬局および店舗販売業契約】

1店舗あたり年間保険料

区分		支払限度額			免責金額 (1事故)
		1名	1事故	保険期間中	
業務危険			1億円	3億円	3万円
施設危険	対人	5,000万円	5,000万円		3万円
	対物		5,000万円		3万円
人格権侵害		業務危険:1事故1億円 保険期間中3億円 免責金額(1事故)3万円 施設危険:1名5,000万円 1事故5,000万円 免責金額(1事故)3万円 ※支払限度額、免責金額は、基本契約(業務危険・施設危険)と同一。(基本契約とは別に適応されます。)			
保険料(注)		3,790円			

【勤務薬剤師・勤務登録販売者契約】

1名あたりの年間保険料

区分		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	
業務危険	支払限度額	1事故	1,000万円	3,000万円	1億円
		保険期間中	3,000万円	9,000万円	3億円
	免責金額		0円	0円	0円
人格権侵害		※支払限度額は各タイプの業務危険の支払限度額と同額かつ共有となります。 免責金額は各タイプの業務危険の免責金額と同額(0円)となります。			
保険料(注)		1,260円	1,420円	1,610円	

中途加入手続き

◆毎月25日締切り、翌月15日からの加入となります。

◆加入依頼書の送付先：

〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル 4F
 (一社)日本チェーンドラッグストア協会 サポートセンター
 (薬剤師賠償責任保険担当)

◆保険料を下記口座へお振込みください。

振込先：(銀行名・支店名) 三井住友銀行 新横浜支店
 (口座番号) 普通口座 0845665
 (口座名義) (一社)日本チェーンドラッグストア協会
 シヤ)ニホンチェーンドラッグストアキョウカイ

【中途加入保険料表】2021年

■薬局および店舗販売業契約(1店舗あたり保険料)

<補償内容>

業務危険:1事故1億 保険期間中3億 免責3万

施設危険:対人1名5,000万 1事故5,000万 免責3万/対物1事故5,000万 免責3万

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約(業務危険・施設危険)と同一

<年間保険料>

3,460円

締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)
2月25日	3月15日	11	3,470
3月25日	4月15日	10	3,170
4月26日	5月15日	9	2,850
5月25日	6月15日	8	2,520
6月25日	7月15日	7	2,210
7月26日	8月15日	6	1,910
8月25日	9月15日	5	1,580
9月27日	10月15日	4	1,270
10月25日	11月15日	3	950
11月25日	12月15日	2	640
12月27日	1月15日	1	330

■勤務薬剤師・勤務登録販売者契約(1名あたり保険料)

<補償内容>

Aタイプ:業務危険1事故1,000万円 期間中3,000万円 免責0

Bタイプ:業務危険1事故3,000万円 期間中9,000万円 免責0

Cタイプ:業務危険1事故1億 期間中3億 免責0

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約と同一

<年間保険料>

Aタイプ:1,260円

Bタイプ:1,420円

Cタイプ:1,610円

締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)		
			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
2月25日	3月15日	11	1,160	1,300	1,480
3月25日	4月15日	10	1,050	1,180	1,340
4月26日	5月15日	9	950	1,070	1,210
5月25日	6月15日	8	840	950	1,070
6月25日	7月15日	7	740	830	940
7月26日	8月15日	6	630	710	810
8月25日	9月15日	5	530	590	670
9月27日	10月15日	4	420	470	540
10月25日	11月15日	3	320	360	400
11月25日	12月15日	2	210	240	270
12月27日	1月15日	1	110	120	130



そらぷちキッズキャンプ
北海道滝川市丸加高原

seriousfun camp

founded by paul newman

そらぷちキッズキャンプは、
俳優の故ポールニューマンが設立した
難病の子どもの国際的キャンプ団体
シリアスファンチルドレンズネットワークの
アジア(中東除く)で唯一の正会員です。



難病とたたかう子どもたちの医療ケア付き自然体験施設

そらぷちキッズキャンプ。



現在、日本では約20万人の
子どもたちが難病とたたかっています。

外で遊びたい！と願う子どもたちの夢の実現のため、
全国各地から子どもたちや家族を無料でキャンプ場に招待し、
北海道の豊かな自然の中で、仲間たちとのかけがえのない時間や
明日を生きるエネルギーをプレゼントしています。

募金に
ご協力下さい。



ドラッグストア はそらぷちキッズキャンプを応援しています

JACDS
日本チェーンドラッグストア協会

一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会
<https://www.jacds.gr.jp>

(サポートセンター)
〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4階
TEL.045-474-1311 FAX.045-474-2569
e-mail:sec@jacds.gr.jp



solaputi kids' camp 公益財団法人 そらぷちキッズキャンプ
a seriousfun camp
founded by paul newman <http://www.solaputi.jp/>

〒079-0461 北海道滝川市江部乙町丸加高原 4264-1
TEL.0125-75-3200/FAX.0125-75-3211
e-mail:info@solaputi.jp



行政・団体からのお知らせ

次ページ以降に各項目の該当資料を収載しています。

中央官庁以外にも、JACDS 支部長が薬務課訪問を実施している複数の地方行政団体から周知のご案内をいただいています。ありがとうございます。掲載のタイミングでお名前が掲載出来ない際にはご容赦下さい。

【新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言・まん延防止等重点措置に関する周知について】

対象地域ならびに期間の追加・変更等の頻発に伴い、各省庁からの業界団体向けの一斉周知依頼や地方行政からの独自対応に関する周知等、窓口担当者向けの事務連絡ならびに各都道府県出展企業向けの案内が多数発信されています。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いします。

【厚生労働省】

1. 風水害発生時における毒物及び劇物の保管管理等について(依頼)

—医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長(再周知) 熊本県

7月8月の大雨被害を受けての再周知です。後頁の資料に目を通していただき、適切に対応いただきますようお願いします。【資料:後頁3ページ分あり】

2. 課徴金納付命令に係る対価合計額の算定の方法について

—医薬・生活衛生局長(7月6日) 横浜市、熊本県

8月1日施行の改正薬機法において、課徴金納付命令が規定されたことを受けての周知です。課徴金制度の導入については8月4日付 JACDS 事務連絡 No21063において案内しています。後頁の資料に目を通していただきますよう、よろしくお願いします。【資料:後頁3ページ分あり】

3. 課徴金納付命令に係る対価合計額の算定の方法に関するQ&Aについて

—医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課(7月6日) 横浜市、熊本県

上記の徴金納付命令に係る対価合計額の算定の方法に関するQ&Aの案内です。後頁の資料に目を通していただきますよう、よろしくお願いします。【資料:後頁2ページ分あり】

4. 要指導医薬品から一般用医薬品に移行する医薬品について

—医薬・生活衛生局医薬安全対策課長(7月9日)

宮城県、福島県、栃木県、埼玉県、神奈川県、横浜市、静岡県、岐阜県、京都市、熊本県

有区成分:クロトリマゾール(腔カンジダ治療薬のクリーム剤に限る)が第一類医薬品に移行しました。後頁の資料に目を通していただきますようお願いします。【資料:後頁1ページ分あり】

5. 医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について

—医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長(7月9日)

宮城県、福島県、栃木県、埼玉県、神奈川県、横浜市、静岡県、岐阜県、京都市、熊本県

上記の区分変更を受けての留意事項の周知です。後頁の資料に目を通していただき、適切に対応いただきますようお願いします。【資料:後頁3ページ分あり】

6. アルファカルシドール製剤が安定供給されるまでの必要な患者への優先的な使用等の対応への協力について

—医政局経済課(7月19日) 埼玉県、静岡県

アルファカルシドール製剤に関する共和薬品工業株式会社からの出荷停止にともなう供給不足の中、限られた医療資源を治療が必要な患者に優先的に届けるための協力依頼です。後頁の資料に目を通していただきますようお願いいたします。【資料:後頁4ページ分あり】

7. 「コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン(SARS-CoV-2) (COVID-19 ワクチンモデルナ筋注)の使用に当たっての留意事項について」の補遺について

—医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長(7月26日) 埼玉県、横浜市

新たに 12~17 歳の者が対象に加わったことの周知です。後頁の資料に目を通していただきますよう、よろしくお願ひします。【資料:後頁2ページ分あり】

8. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について

—医薬・生活衛生局長(7月30日)

宮城県、福島県、栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県、横浜市、静岡県、愛知県、岐阜県、京都市、島根県
登録販売者に関する改正省令の公布および通知については8月2日付 JACDS 事務連絡No.21061 で案内しています。後頁の資料に目を通していただき適切に対応いただきますよう、よろしくお願ひします。

【資料:後頁31ページ分あり】

9. 「『見える』安全活動コンクール」と「あんぜんプロジェクト」の周知について

—労働基準局安全衛生部安全課(8月)

後頁の資料ならびのホームページに目を通していただき、可能な範囲での協力をお願いいたします。

【資料:後頁4ページ分あり】

厚生労働省 あんぜんプロジェクトホームページ

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>

【経済産業省】

10. 自動ドアの安全対策について(周知依頼)

—商務・サービスグループ消費・流通政策課(7月29日)

後頁の資料に目を通していただき、適切に対応いただきますよう、よろしくお願ひします。

【資料:後頁4ページ分あり】

11. コミュニケーション支援ボードの常置に関する周知について

—商務・サービスグループ消費・流通政策課(8月4日)

障がい者差別解消法においては合理的な配慮が求められています。内閣府では、合理的配慮等具体例データ集を公開しており、店頭でのコミュニケーション支援ボードの常置について周知依頼がありました。積極的な活用にご協力をお願いいたします。

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/cases/case_0027.html

12. ドラッグストア販売統計月報について —経済産業省(5月分)

ドラッグストア販売統計月報(確定版)の5月分がアップされていますのでお知らせします。対象となっている企業様には引き続き販売等のデータ提供をよろしくお願ひ申し上げます。【資料:後頁 14ページ分あり】



薬生薬審発 0117 第 2 号
令和 2 年 1 月 17 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市 } 衛生主管部 (局) 長 殿
特 別 区 }

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

風水害発生時における毒物及び劇物の保管管理等について (依頼)

毒物及び劇物による事故の未然防止等については、かねてより種々御配慮いただき、厚く御礼申し上げます。

令和元年の台風 15 号及び台風 19 号の暴風、浸水等による被害を受けた毒物又は劇物 (以下「毒劇物」という。) を取り扱う事業所において、貯蔵タンク、貯蔵槽などから毒劇物が流出、漏洩する事故が複数発生しました。

このため、風水害発生時における毒劇物の流出、漏洩防止の観点から、貴職におかれましては、下記について、十分に御了知いただくとともに、風水害発生時に貴管下関係者が適切な対応を行えるよう周知願います。また、風水害発生時における毒劇物の漏洩等防止策として有効と考えられる対策の例を、別添のとおりまとめましたので、併せて、御了知願います。

なお、本通知については、警察庁生活安全局保安課長、消防庁危険物保安室長、文部科学省大臣官房総務課長、農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、経済産業省製造産業局総務課長、一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長、一般社団法人日本化学品輸出入協会会長並びに公益社団法人全日本トラック協会会長宛に併せて周知していることを申し添えます。

記

以下の事項について、平時より確認、整備等を行うとともに、管下の毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は業務上取扱者 (以下「毒物劇物営業者等」という。) に対して、必要な措置を講ずるよう促すこと。

1 平時における事前の対応

- (1) 管下の毒物劇物営業者等に対し、毒物及び劇物取締法 (昭和 25 年法律第 303 号) 第 16 条の 2 の規定に基づき、毒劇物の流出又は漏洩等 (以下、「漏洩等」という。) の場合において、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに保健所、警察署又は消防機関 (以下「関係行政機関」という。) に届け出るとともに必要な措置を講ずる必要があることを周知・徹底すること。また、毒劇物の貯蔵設備等が浸水するなど、漏洩等のおそれがある場合においても、関係行政機関への情報提供に努めるよう、依頼すること。

- (2) 管轄内のハザードマップ等を参照し、管下の毒物劇物営業者等が所有する毒劇物を保管する施設等が浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に存在するかを確認し、併せて降雨や高潮に伴う浸水高さ等についても確認すること。
- (3) 特に、上記(2)の確認の結果、浸水等の警戒区域内に存在する毒劇物を保管する施設等において、事業者の実態に応じ、可能な範囲で、以下の措置が講じられるよう管理する毒物劇物営業者等に促すこと。
- ・ ハザードマップ等を参照し、毒劇物を保管する施設等が浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に存在するかを確認し、併せて降雨や高潮に伴う浸水高さ等についても確認すること。
 - ・ 長雨や台風の接近に伴い、浸水等の発生を想定した、被害発生の危険性を回避・低減するための必要な措置及び漏洩等の際の応急措置を検討し、計画策定や教育訓練等の準備を行うこと。
 - ・ 風水害の危険性が高まってきた場合の対応に必要なビニールシート、土のうなどを整備しておくこと。
 - ・ 日常点検、定期検査等を含めた自己点検を実施すること。
 - ・ 漏洩等の際に備え、関係行政機関との連絡体制を整備すること。

2 風水害の危険性が高まってきた場合の対応

別添「風水害発生時における毒劇物の漏洩等防止策として有効と考えられる対策の例」を参考に、特に、浸水等の警戒区域内に存在する毒劇物を保管する施設等において、事業者の実態に応じ、避難に差し支えない可能な範囲で、浸水・土砂流入対策などの適切な措置が講じられるよう管理する毒物劇物営業者等に促すこと。

3 漏洩時及び漏洩疑い時の対応

- (1) 管下の毒物劇物営業者等から漏洩等の報告を受けた場合は、当該事業者に対し、従業員等の避難安全を確保することを最優先としつつ、事業所周辺への漏洩等を防止するための措置を講ずるよう指示すること。また、速やかに厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室に情報提供をすること。
- (2) 管轄内において浸水・土砂災害等が発生している場合は、当該被害発生地域の毒物劇物営業者等と連絡をとる等の手段により、まずは、毒劇物の貯蔵設備等の浸水・土砂災害等を確認し、貯蔵設備等に浸水等が確認された場合は、漏洩等の有無にかかわらず、その旨速やかに同室に情報提供を行うこと。
- また、当該設備等への調査が可能になった時点で、速やかに漏洩等の有無について可能な範囲で確認を行い、漏洩等が確認された場合、速やかに同室に情報提供を行うこと。
- (3) 必要に応じ、関係部局と連携して、施設周辺の近隣住民への避難勧告及び健康状況調査を行うこと。
- (4) 関係部局と連携して、漏洩等が発生した施設周辺における毒劇物のモニタリング調査を行うこと。

風水害発生時における毒劇物の漏洩等防止策として
有効と考えられる対策の例

1. 浸水・土砂流入対策

- 毒劇物を保管する施設等への浸水や土砂流入を防ぐ、土のうや止水板等を使用する。
- 毒劇物の流出を防止するとともに、タンクや配管への水や土砂の混入を防止するため、配管の弁等を閉鎖する。
- 容器に入った毒劇物は浸水等により漏れることがないように封をする。容器の破損を防止するため、可能であれば保管庫内で固定する。
- 敷地外への流出を防止するため、毒劇物を入れた容器のうち封が困難なものについては、内容物を封のできる容器に詰め、又は容器をふたやビニールシートで覆う。

など

2. 強風対策

- 飛来物により毒劇物の製造設備、貯蔵設備等が損傷を受けることを防止するため、屋外にある飛びやすいものは屋内に移動する。
- 飛来物により配管等が破損した場合における毒劇物の流出を最小限に抑えるために、配管の弁等を閉鎖する。

など

薬生監麻発 0706 第 1 号
令和 3 年 7 月 6 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 薬務主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長
（ 公 印 省 略 ）

課徴金納付命令に係る対価合計額の算定の方法について

今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 63 号）の一部が本年 8 月 1 日に施行されることにより、課徴金納付命令が規定される。

課徴金納付命令に係る対価合計額の算定の方法について、下記のとおり取り扱うこととしたので、御了知の上、貴管下関係者に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

第 1 対価合計額

課徴金額算定の根拠となる、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第 75 条の 5 の 2 第 1 項に規定する、課徴金対象期間に取引をした課徴金対象行為（以下「課徴金対象行為」という。）に係る医薬品等の対価の額（以下「対価額」という。）の合計額（以下「対価合計額」という。）は、売上高（事業活動から生ずる収益から費用を差し引く前の額（消費税相当額を含む。）をいう。）とする。

第 2 対価合計額の算定方法

課徴金算定の基礎となる対価合計額は、「1 総対価額の算定方法」のとおり算定した総対価額から、「2 総対価額からの控除項目」の控除項目の合計額を控除して算定する。

1 総対価額の算定方法

(1) 総対価額は、原則として、医薬品医療機器等法第75条の5の2第2項に規定する課徴金対象期間（以下「課徴金対象期間」という。）において引き渡した（医療機器プログラムの場合は電気通信回線を通じて提供することを含む。以下同じ。）課徴金対象行為に係る医薬品等の対価を合計する方法（引渡基準）によって算定する。

(2) 課徴金対象行為に係る医薬品等の対価がその契約の締結の際に定められる場合において、課徴金対象期間において引き渡した医薬品等の対価の額の合計額と課徴金対象期間において締結した契約により定められた医薬品等の対価の額の合計額との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、売上額の算定の方法は、課徴金対象期間において締結した契約により定められた医薬品等の対価の額を合計する方法（契約基準）によって算定する。

なお、契約基準を用いるか否かについては、実際に両方の方法で額を計算し、その額に著しい差異が生じたか否かによってではなく、そのような著しい差異が生じる蓋然性が類型的又は定性的に認められるか否かによって判断する。

2 総対価額からの控除項目

(1) 総対価額を引渡基準により算定する場合、総対価額からの控除項目は、以下のとおりとする。

ア 課徴金対象期間において医薬品等の量目不足、品質不良又は破損、役務の不足又は不良その他の事由により対価の額の全部又は一部を控除した場合

- ・控除した額

イ 課徴金対象期間において医薬品等が返品された場合

- ・返品された医薬品等の対価の額

ウ 医薬品等の引渡しを行う者が引渡しの実績に応じて割戻金の支払を行うべき旨の書面による契約（一定の期間内の実績が一定の額又は数量に達しない場合に割戻しを行わない旨を定めるものを除く。）があった場合

- ・課徴金対象期間におけるその実績について当該契約で定めるところにより算定した割戻金の額（一定の期間内の実績に応じて異なる割合又は額によって算定すべき場合にあっては、それらのうち最も低い割合又は額により算定した額）

なお、上記ア又はイの規定は、それぞれ、課徴金対象期間内に医薬品等の量目不足等により対価の額が控除された場合における控除額や同期間

内に返品された場合における返品された医薬品等の対価相当額を控除することを規定するものであり、同期間中に引き渡した医薬品等の量目不足等による控除又は返品であるか否かは、上記ア又はイの該当性とは関係がない。一方、上記ウに該当する割戻金の額は、課徴金対象期間中に引き渡した医薬品等に対応する割戻金の額に限定される。

- (2) 契約基準により総対価額を算定する場合には、上記(1)のウを準用する。

なお、引渡基準により算定する場合には総売上額からの控除項目となる不足等による値引きと返品は、契約基準により算定する場合には契約の修正という形で行われ、修正された契約額が総売上額となる。

以上

事 務 連 絡
令 和 3 年 7 月 6 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課

課徴金納付命令に係る対価合計額の算定の方法に関するQ&Aについて

課徴金納付命令に係る対価合計額の算定の方法については、「課徴金納付命令に係る対象者及び対価合計額の算定の方法」（令和3年7月6日付け薬生監麻発0706第1号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知）により、通知したところです。

今般、別添のとおり、課徴金納付命令に係る対価合計額の算定の方法に関するQ&Aを取りまとめましたので、御了知の上、貴管下関係者に対して周知いただきますよう御配慮願います。

<別添>

Q 1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第 75 条の 5 の 2 に規定する取引とは、具体的にはどのようなものか。

A 1 例えば、製造販売業者、卸売販売業者、販売業者等が行う取引です。

また、医薬品医療機器等法に基づく業の許可を受けた者等が行う取引に限るものではないため、例えば既に市場に出荷されている化粧品や医薬部外品を販売する者が行う取引も含まれます。

なお、例えば、新聞社、雑誌社、放送事業者、インターネット媒体社等の広告媒体事業者及びこれら広告媒体事業者に対して広告の仲介、取次ぎをする広告代理店、サービスプロバイダー等が行う取引は含まれません。

Q 2 対価額は、具体的にはどのようなものか。

A 2 対価額は、直接の取引先に対する対価額を指します。

例えば、製造販売業者、卸売業者及び販売業者を順に介して患者に医薬品等が販売される場合の製造販売業者における対価額とは、製造販売業者から卸売業者に対する対価額を指し、卸売業者から販売業者に対する対価額又は販売業者から患者に対する対価額を指すものではありません。

Q 3 契約基準による場合は、具体的にはどのような場合か。

A 3 例えば、課徴金対象行為に係る医薬品等が製造に非常に時間のかかる大型の医療機器のように、契約から引き渡しまでに長時間を要するような場合には、契約基準を用いることがあると考えられます。

薬生安発 0709 第 1 号
令和 3 年 7 月 9 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
(公 印 省 略)

要指導医薬品から一般用医薬品に移行する医薬品について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 4 条第 5 項第 3 号の規定に基づく要指導医薬品のうち、下記 1. の医薬品については、令和 3 年 7 月 9 日をもって医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）第 7 条の 2 第 1 項第 2 号に定める期間を満了し、同年 7 月 10 日より要指導医薬品から一般用医薬品（第一類医薬品）に移行することとなりました。

これに伴い、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（令和 3 年厚生労働省告示第 271 号。以下「改正告示」という。）が本日告示されました。

当該医薬品が要指導医薬品から第一類医薬品に移行することを踏まえ、適切な情報提供及び販売が行われるよう、販売の相手方に当該医薬品を販売しても差し支えないかを確認するために薬局開設者、店舗販売業者及び配置販売業者（以下「薬局開設者等」という。）が販売の際に用いることとしている資材及び添付文書の活用等につき、貴管下の関係団体、関係機関、薬局開設者等への指導方よろしく願います。

記

1. 要指導医薬品から第一類医薬品に移行する医薬品

有効成分	第一類医薬品となる日
クロトリマゾール (<small>ちっ</small> 腔カンジダ治療薬のクリーム剤に限る。)	令和 3 年 7 月 10 日

2. 改正告示の概要

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成 26 年厚生労働省告示第 255 号）第 1 号中から「クロトリマゾール (ちっ腔カンジダ治療薬のクリーム剤に限る。)」を削除する。

薬生監麻発 0709 第 2 号
令和 3 年 7 月 9 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長
(公印省略)

医薬品の区分等表示の変更に係る留意事項について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百六十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件（令和3年厚生労働省告示第272号。以下「経過措置告示」という。）が本日告示され、同年7月10日より適用されます。これにより、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第50条に基づき、直接の容器又は直接の被包に記載されていない事項（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「省令」という。）第209条の2、第209条の3及び第210条第6号に規定する事項に限る。以下「区分等表示」という。）を変更する必要が生じた下記1に示す医薬品（変更前に製造販売されたものに限る。）については、一定期間変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこととします。

具体的には、下記1に示す適用日から1年間は、変更後の区分等表示を記載されていることを要しないこととします。

また、今般、区分等表示が変更となった医薬品の取扱いに係る留意事項について、下記2のとおりまとめましたので、貴管下関係業者、団体等に対する周知方よろしくお願いします。

記

1 区分等表示が変更となった医薬品

成分名	適用日
クロトリマゾール <small>ちつ</small> （膣カンジダ治療薬のクリーム剤に限る。）	令和3年7月10日

詳細は、別添を参考とすること。

2 医薬品の区分等表示に係る留意事項

- ア 区分等表示の変更前に製造販売された医薬品（以下「旧表示医薬品」という。）については、経過措置告示により、それぞれの適用日から1年間は、変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。

- イ 旧表示医薬品については、シール等を貼付することにより変更後の区分等表示をすることも認められること。なお、シール等の貼付については、製造販売業者の責任の下、店舗等で行われることについても認められる。

- ウ 旧表示医薬品については、省令第216条の2第2項の規定により、その外部の容器又は外部の被包（以下「外部の容器等」という。）に変更後の区分等表示が記載されている場合、直接の容器又は直接の被包に変更後の区分等表示が記載されていることを要しないこと。

- エ 区分等表示が変更となった医薬品については、それぞれの適用日以降は、直接の容器又は直接の被包及び外部の容器等の区分等表示にかかわらず、変更後の区分に従った陳列、販売及び情報提供等を行うこと。

<別添>

区分等表示が変更となった医薬品について

成分名	現区分	新区分	参照通知
クロトリマゾール ^{ちつ} （膾 カンジダ治療薬のク リーム剤に限る。）	要指導医薬品	第一類医薬品	要指導医薬品から一般 用医薬品に移行する医 薬品について（令和3 年7月9日薬生安発 0709第1号）

事務連絡
令和3年7月19日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課

アルファカルシドール製剤が安定供給されるまでの
必要な患者への優先的な使用等の対応への協力について

アルファカルシドール製剤の製造販売業者である共和薬品工業株式会社によると、本剤について、承認書と製造実態の齟齬が確認されたため、出荷停止されており、今後供給が不安定になることが予想されています。

厚生労働省では、アルファカルシドール製剤の製造販売業者に対して、早期の安定供給再開に向けての対応を依頼しているところですが、製品のシェア等を鑑みると、大幅な供給量の増加が可能となる時期の見通しが難しく、また、同製品の同種同効製剤（エルデカルシトール製剤等）についても供給が不足しています。

アルファカルシドール製剤については副甲状腺機能低下症や腎不全に伴う続発性副甲状腺機能亢進症、くる病・骨軟化症患者において必要度の極めて高い薬剤とされています。

このような状況の中、限られた医療資源を治療が必要な患者に優先的に届けることを考慮し、アルファカルシドール製剤が安定供給されるまでの当分の間、代替薬による治療が困難である副甲状腺機能低下症や腎不全に伴う続発性副甲状腺機能亢進症、くる病・骨軟化症の患者に優先的に供給するため、下記について貴管下関係医療機関等及び医薬品卸売販売業者等へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、別添のとおり、日本骨代謝学会、日本内分泌外科学会、日本小児内分泌学会、日本内分泌学会からステートメントが出されていることを申し添えます。

記

アルファカルシドール製剤が安定供給されるまでの本剤が必要な患者（副甲状腺機能低下症や腎不全に伴う続発性副甲状腺機能亢進症、くる病・骨軟化症の患者）への優先的な使用を考慮し、骨粗鬆症治療へのアルファカルシドール製剤等の使用に当たっては、当面の間、医療機関等においては、日本骨代謝学会、日本骨粗鬆症学会による提言を参考として、例えば、以下の対応をお願いします。

- ①エルデカルシトールをアルファカルシドールに変更することは避ける。
- ②新規に骨粗鬆治療を開始する場合は、エルデカルシトールやアルファカルシドールは避ける。
- ③アルファカルシドールもしくはエルデカルシトールを他の薬剤と併用している場合は、必要性を検討し、短期間休薬できるようであれば一旦休薬する。
- ④デノスマブと併用の場合は、可能であればエルデカルシトールやアルファカルシドールを沈降炭酸カルシウム・コレカルシフェロール・炭酸マグネシウムチュアブル錠（デノタスチュアブル配合錠）に変更する。
- ⑤エルデカルシトールやアルファカルシドールを単剤で処方の場合は、他の薬剤への変更を検討する。
- ⑥アルファカルシドールもしくはエルデカルシトールを処方する場合は、できる限り長期処方を避ける。（30日処方までとする。）

以上

(別添)

骨粗鬆症診療に携わる医療機関の皆様へ

エルデカルシトールおよびアルファカルシドール供給不足に伴う骨粗鬆症患者への対応に関する日本骨代謝学会、日本骨粗鬆症学会による提言

既にご案内のように、エルデカルシトールおよびアルファカルシドールの供給が不足する事態となっております。いずれも骨粗鬆症治療において、重要な役割を果たす薬剤であり、何らかの対応を考える必要があります。

一方で、医療全体からみた重大な問題として、アルファカルシドールは副甲状腺機能低下症や腎不全に伴う続発性副甲状腺機能亢進症、くる病・骨軟化症患者において必要度の極めて高い薬剤であるため、これらの疾患の患者に対するアルファカルシドールの供給を確保するために最大限の努力を払うことが必要となります。したがって、エルデカルシトール供給不足の代替策として、骨粗鬆症患者への処方アルファカルシドールに切り替えることは避けるべきであると考えます。

両薬剤の供給が回復するまでの間の対応策として、両学会から以下の内容を提案いたします。

- 1) エルデカルシトールをアルファカルシドールに変更することは避ける。
- 2) 新規に骨粗鬆症治療を開始する場合は、エルデカルシトールやアルファカルシドールは避ける。
- 3) アルファカルシドールもしくはエルデカルシトールを他の薬剤と併用している場合は、必要性を検討し、短期間休薬できるようであれば一旦休薬する。
- 4) デノスマブと併用の場合は、可能であればエルデカルシトールやアルファカルシドールをデノタスに変更する。
- 5) エルデカルシトールやアルファカルシドールを単剤で処方の場合は、他の薬剤への変更を検討する。なお、骨粗鬆症治療は中断しないことが望ましい。
- 5) ビタミンD不足・欠乏に対しては、サプリメントとして天然型ビタミンDの補充を考慮する。
- 6) アルファカルシドールもしくはエルデカルシトールを処方する場合は、できる限り長期処方を避ける(30日処方までとする)。

(別添)

アルファカルシドール供給不足に伴う副甲状腺機能低下症、偽性副甲状腺機能低下症、およびくる病・骨軟化症患者への対応について

シェア最大の医薬品メーカーの生産問題によりアルファカルシドール錠の供給に支障が生じたことにもない、しばらくの間、同薬が供給不足に陥ることが見込まれています。同薬を販売している他社は既に出荷調整に入っております。なお、先発薬メーカーはシェア縮小のため、本件について対応困難な状況です。

さらに、骨粗鬆症治療薬として認可されているエルデカルシトールについてもシェア最大のジェネリック薬品企業の生産問題により少なくとも2021年8月から当面の間は供給不足となることが見込まれており、骨粗鬆症患者に対するアルファカルシドール処方エルデカルシトールに切り替えるという対応が困難になっています。

副甲状腺機能低下症やくる病・骨軟化症に対する代替薬となるカルシトリオールやファレカルシトリオールは元々のシェアが小さいため、多くの患者の需要を満たすことは困難であると思われます。また、これらの薬剤の薬効動態がアルファカルシドールとは異なるため、切り替えに伴う困難（血清Ca値の変動や用量調整のために受診頻度が増えるなど）が想定されます。

現在、関係学会において対応を協議中であり、関係各所への働きかけも開始しております。詳細については、改めてご案内いたしますが、まずは現状をお知らせいたします。

2021年7月19日

日本骨代謝学会
日本内分泌外科学会
日本小児内分泌学会
日本内分泌学会

薬生薬審発0726第1号
薬生安発0726第1号
令和3年7月26日

各
〔 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 〕 衛生主管部（局）長殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
（ 公 印 省 略 ）

「コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（COVID-19 ワクチンモデルナ筋注）の使用に当たっての留意事項について」の補遺について

本年5月21日に薬事承認を行ったコロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（販売名：COVID-19 ワクチンモデルナ筋注。以下「本剤」という。）の取扱いについては、令和3年5月21日付け薬生薬審発0521第5号、薬生安発0521第5号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長、医薬安全対策課長通知「コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（COVID-19 ワクチンモデルナ筋注）の使用に当たっての留意事項について」（以下「留意事項通知」という。）により通知したところです。

今般、7月26日に本剤の添付文書が改訂されましたので、留意事項通知に加え以下の点について留意されるよう、貴管下の医療機関に対する周知をお願いします。また、貴管下の卸売販売業者に対しても適切に対応するよう周知願います。なお、臨時接種における本剤の取扱いの詳細は、別途厚生労働省健康局健康課予防接種室より「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知別添）等で周知されている旨申し添えます。

記

1. 接種対象者について

本剤の接種対象者について、新たに12～17歳の者が対象に加わった。なお、12

歳未満を対象とした臨床試験も実施されている。

2. その他留意事項について

本剤の最新情報については、厚生労働省のホームページや最新の添付文書、各種資料を参照すること。留意事項通知及び本通知と異なる記載がある場合には通知ではなく最新の各資料に従うこと。

薬生発0730第12号
令和3年7月30日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公印省略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第132号。以下「管理者省令」という。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第133号。以下「研修省令」という。）が公布され、それぞれ令和3年8月1日、令和4年4月1日から施行される予定です。管理者省令及び研修省令の改正内容等は下記のとおりですので、御了知の上、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきよう、お願いいたします。

記

第1 管理者省令関係

1 管理者要件の一部見直し

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「規則」という。）第140条第1項及び第149条の2第1項の規定により、登録販売者は、過去5年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業（以下「店舗販売業等」という。）において一般従事者（その薬局、店舗又は区域（以下「店舗等」という。）において実務に従事する薬剤師又は登録販売者以外の者をいう。以下同じ。）として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間並びに登録販

売者として業務(店舗管理者又は区域管理者(以下「店舗管理者等」という。))としての業務を含む。以下同じ。)に従事した期間(以下「従事期間」という。)が通算して2年に満たない場合は、店舗管理者等になることができないこととしているところ、これに加えて、過去5年間のうち従事期間が通算して2年に満たない登録販売者であって、従事期間が通算して2年以上であり、かつ、過去に店舗管理者等として業務に従事した経験がある場合には、店舗管理者等になることができること。

2 実務又は業務経験を証明する書類

店舗販売業等はその店舗等において一般従事者として薬剤師若しくは登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者又は登録販売者として業務に従事した者から、過去5年間に於いてその実務又は業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならないとしており、店舗販売業又は配置販売業の許可の申請や変更の届出に当たり、店舗管理者等が登録販売者である場合には、当該証明書を都道府県、保健所設置市、特別区(以下「都道府県等」という。)に提出することとしているところ、これに加えて過去5年間のうち従事期間が通算して2年に満たないが、従事期間が通算して2年以上であり、かつ、過去に店舗管理者等として業務に従事した経験がある登録販売者を店舗管理者等にしようとする場合には、店舗販売業又は配置販売業の許可の申請や変更の届出を行う店舗販売業者又は配置販売業者の責任の下、当該登録販売者の実務又は業務の経験及び店舗管理者等の経験を確認し、当該店舗販売業者又は配置販売業者が確認書を作成のうえ、当該確認書を都道府県等に提出すること。

3 経過措置等

(1) 相当程度の従事経験等がある者の取扱い

店舗管理者等としての業務の経験がない者であっても次の全てに該当する登録販売者は、当分の間、規則第15条第2項ただし書に規定する登録販売者とみなすこととし、店舗管理者等になることができること。その際の、実務又は業務経験を証明する書類については2の確認書を準用すること。

① 従事期間が通算して5年以上であること

② 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令(昭和39年厚生省令第3号)第1条第1項第14号、第2条第1項第9号及び第3条第1項第5号に規定する一般用医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理を確保するために必要な研修を通算して5年以上受講していること。なお、当該研修は第2に規定する

研修、「登録販売者に対する研修の実施について」（平成24年3月26日付け薬食総発0326第1号厚生労働省医薬食品局総務課長通知。以下「研修通知」という。）等に基づく、外部の研修実施機関が行う研修（外部研修）を受講していることが適当であること。また、研修通知の発出前の研修においてもこれに準じた研修を受講していることが望ましいこと。

（2）従事期間について

登録販売者に係る従事期間については、登録販売者制度が導入された薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成21年6月1日）以降の以下の期間についても通算できることとする。

- ① 改正法附則第2条に規定する既存一般販売業者の店舗において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間並びに登録販売者として業務（店舗管理者としての業務を含む。）に従事した期間
- ② 改正法附則第5条に規定する既存薬種商の店舗において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間並びに登録販売者として業務（店舗管理者としての業務を含む。）に従事した期間
- ③ 改正法附則第10条に規定する既存配置販売業者（以下「既存配置販売業者」という。）において、既存配置販売業者の配置員として実務に従事した期間

なお、改正法附則第8条に規定する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）附則第6条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者（改正法の施行の日までの間、継続して当該許可（その更新に係る同法第1条による改正前の法第28条第1項の許可を含む。）により薬種商販売業が営まれている場合に限る。）の店舗において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務（店舗管理者としての業務を含む。）に従事した期間については、引き続き、上記①から③までと同様に通算できること。

4 施行期日

管理者省令は令和3年8月1日から施行すること。

5 留意事項

令和3年8月1日に施行する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第28条第3項及び第31条の2第3項の規定により、店舗管理者等は必要な能力及び経験を有する者でなければならないこととしており、「「薬局開設者及び医薬品の販売業者の法令遵守に関するガイドライン」について」（令和3年6月25日付け薬生発0625第13号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）のガイドラインの第4の1に規定する事項を踏まえ、店舗販売業者及び配置販売業者は適切に管理者を選任する必要があること。

また、店舗管理者等として従事させるに当たっては、当該店舗又は区域に勤務する登録販売者その他従業者に対する業務の指示及び監督等の店舗又は区域の管理に係る業務を適切に行うため、直近において一定の実務又は業務経験及び外部研修の受講実績があることが望ましいこと。

6 関連通知の改正

管理者省令を踏まえ、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」（平成26年8月19日付け薬食発0819第1号厚生労働省医薬食品局長通知）を別紙のとおり一部改正し、令和3年8月1日から適用すること。

第2 研修省令関係

1 店舗販売業者等における登録販売者の継続的研修

店舗販売業者等は、その店舗等において業務に従事する登録販売者に、研修を毎年度受講させなければならないことを店舗販売業者等の遵守事項として明確化したこと。

2 継続的研修を実施しようとする者による届出

継続的研修を実施しようとする者は、次に掲げる事項をあらかじめ厚生労働大臣に届け出なければならないこととしたこと。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 研修の実施場所（都道府県名）

3 研修実施機関の基準

2の届出を行った者（以下「研修実施機関」という。）が行う研修の実施の基準は、次のとおりとすること。

- (1) 研修は次に掲げる事項について講義により行うものとし、総時間数

が12時間以上であること。

- ① 医薬品に共通する特性と基本的な知識
 - ② 人体の働きと医薬品との関係
 - ③ 主な一般用医薬品とその作用
 - ④ 薬事に関する法規と制度
 - ⑤ 一般用医薬品の適正使用と安全対策
 - ⑥ リスク区分等の変更があつた医薬品
 - ⑦ 店舗及び区域の管理に関する事項（店舗販売業及び配置販売業の場合）
 - ⑧ その他登録販売者として求められる理念、倫理、関連法規等
- (2) (1)に掲げる事項を教授するのに適当な講師を有すること。
- (3) 正当な理由なく受講を制限するものでないこと。

4 研修実施機関の遵守事項

- (1) 研修実施機関は、研修の修了者に修了証を交付するものとする。
- (2) 研修実施機関は、研修の実施に必要な経費に充てるため、受講者から負担金を徴収することができる。この場合、負担金は実費に相当する額でなければならないこと。
- (3) 研修実施機関は、2に掲げる事項に変更が生じたときは、その変更が生じた日から30日以内に厚生労働大臣に届け出なければならないこと。
- (4) 研修実施機関は、研修の実施に関する業務の全部又は一部を廃止し、休止し、又は休止した業務を再開しようとするときは、あらかじめ厚生労働大臣に届け出なければならないこと。

5 施行期日

令和4年4月1日から施行すること。

6 留意事項

登録販売者に対する研修の実施については、研修通知等で示しており、研修省令が施行されるまでの間は従前のおりの対応が必要であること。

7 関連通知の改正

研修省令を踏まえた研修の取扱いの詳細については別途通知する予定であること。

別紙

※下線部が改正箇所

薬食発0819第1号

平成26年8月19日

一部改正 令和元年12月13日薬生発1213第5号

一部改正 令和2年3月27日薬生発0327第1号

一部改正 令和3年7月30日薬生発0730第12号

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公 印 省 略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について

登録販売者制度は、「薬事法の一部を改正する法律」（平成18年法律第69号。以下「改正法」という。）により創設され、貴職の御理解と御協力の下、これまで円滑に運用されてきたところです。

今般、現在の登録販売者の試験制度の運用状況を踏まえ、受験資格として求めてきた薬局、店舗販売業又は配置販売業での実務経験要件を不要とすることなどを内容とする「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成26年厚生労働省令第92号。以下「改正省令」という。）が平成26年7月31日に公布され、平成27年4月1日に施行することとされました。

改正の趣旨、内容等は下記のとおりですので、御了知の上、貴管下市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきよう、お願いいたします。

なお、「薬事法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成20年1月31日付け薬食発第0131001号厚生労働省医薬食品局長通知）は、改正省令の施行日（平成27年4月1日）をもって廃止します。

また、下記では、「薬事法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第84号）が施行された後の法令の名称を用いて記載しています。

記

1. 登録販売者制度について

- (1) 試験の実施方法（改正省令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「新施行規則」という。）第159条の3及び第159条の4第1項関係）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第36条の8第1項に規定する試験（以下「登録販売者試験」という。）については、従前のおおりに、筆記試験とし、次の①から⑤までの事項について毎年少なくとも一回行う。

なお、登録販売者試験の実施の詳細については、平成19年8月8日付け薬食総発第0808001号医薬食品局総務課長通知「登録販売者試験の実施について」を参照されたい（同通知中の1 受験資格を除く。）。

- ① 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- ② 人体の働きと医薬品
- ③ 主な医薬品とその作用
- ④ 薬事に関する法規と制度
- ⑤ 医薬品の適正使用と安全対策

- (2) 登録販売者試験の公示（新施行規則第159条の4第2項関係）

登録販売者試験を施行する期日及び場所並びに受験願書の提出期間は、従前のおおりに、登録販売者試験を受けようとする者の受験機会を確保できるよう、あらかじめ都道府県知事が公示する。

なお、公示については、登録販売者試験を受けようとする者に広く周知できる方法で行う。具体的な方法としては、都道府県公報等のほか、都道府県の公示板への掲示やホームページへの掲載等でも差し支えない。

- (3) 受験の申請（新施行規則第159条の5関係）

登録販売者試験の受験の申請に当たり、登録販売者試験を受けようとする者は、本籍地都道府県名（日本国籍を有していない者については、その国籍。（6）の①のイにおいて同じ。）、住所、連絡先、氏名、生年月日及び性別を記載した申請書に写真その他都道府県知事が必要と認める書類を添えて、登録販売者試験を受けようとする場所の都道府県知事に提出しなければならない。

登録販売者試験の受験資格としてこれまで求めてきた実務経験等については、今後不要となるため、学歴や実務経験に関する書類の提出は必要ない。

また、上記の写真については、従前のおり、あらかじめ受験申請書に貼付する形式でも差し支えない。

なお、受験申請書の様式及び受験手数料については、都道府県の条例等により規定する。

(4) 合格の通知及び公示（新施行規則第159条の6関係）

従前のおり、試験合格者には合格通知書を交付するとともに、合格者の受験番号を公示する。

公示の方法については、都道府県公報等のほか、都道府県の公示板への掲示やホームページへの掲載等でも差し支えない。また、試験終了後に、試験問題及びその正答並びに合格基準について公表することが望ましい。

併せて、都道府県により以下の内容について整備する。

① 試験合格者名簿の設置と保管

試験合格者の名簿を都道府県に備え付けた上で、永年保管する。販売従事登録された場合又は登録が削除された場合は、その旨を理由とともに合格者名簿にも追記する。試験合格者の死亡等の事実が判明した場合は名簿から削除してもよい。

② 合格通知書の様式及び交付の方法

合格を通知する書類（以下「合格通知書」という。）の様式については、必要に応じて都道府県の規則等により規定する。また、合格通知書の交付の方法（直接授与、郵送等）も規定する。

③ 合格通知書の再発行等

合格通知書を紛失等した場合の合格通知書の再発行又は合格証明書の発行の手続については都道府県において規定する。その際、不正に複数の合格通知書等を入手しないよう、試験合格者名簿で販売従事登録の有無を確認の上、再発行等を行う。

(5) 販売従事登録（新施行規則第159条の7関係）

販売従事登録の手続等については、従前のおり、次の①から④までのとおりとす。

販売従事登録の手数料については、都道府県の条例等により規定する。

① 販売従事登録の申請

販売従事登録を受けようとする者は、新施行規則様式第86の2による申請書を医薬品の販売又は授与に従事する薬局又は医薬品の販売業の店舗の所在地の都道府県知事（配置販売業にあつては、配置しようとする区域をその区域に含む都道府県の知事。以下同じ。）に提出しなければならない。

② 販売従事登録の申請書に添付すべき書類

①の申請書には、次のアからエまでに掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際、申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又はその都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、申請書にその旨が付記されたときは、この限りではない。

添付書類は原本のみとする。

アの登録販売者試験に合格したことを証明する書類とは合格通知書を指すが、いったん登録を消除した者が再度登録を行う場合には、（7）②アの証明書や消除申請により失効済みの処理を行った販売従事登録証等をもって、合格したことを証明する書類として差し支えない。

ア 販売従事登録を受けようと申請する者（以下「申請者」という。）が登録販売者試験に合格したことを証する書類

イ 申請者の戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（登録販売者試験の申請時から氏名又は本籍に変更があった者については、戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書）

ただし、日本国籍を有していない者については、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）又は住民票記載事項証明書（同法第7条第1号から第3号までに掲げる事項及び同法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

ウ 申請者が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書

エ 申請者が薬局開設者又は医薬品の販売業者でないときは、雇用契約書の写しその他薬局開設者又は医薬品の販売業者の申請者に対する使用関係を証する書類

③ 試験合格者名簿との照合

販売従事登録に当たっては、試験合格者名簿と照合の上で合格の事実を確認する。他の都道府県で試験に合格した者については、その都道府県に問い合わせ確認する。

④ 複数登録の禁止

二つ以上の都道府県において販売従事登録を受けようと申請した者は、当該申請を行った都道府県知事のうちいずれか一つの都道府県知事の登録のみしか受けることができない。

販売従事登録を行った都道府県以外の都道府県においても、一般用医薬品の販売等に従事しても差し支えない。

(6) 登録販売者名簿の備付け及び登録証の交付（新施行規則第159条の8関係）

① 登録販売者名簿

販売従事登録を行うため、従前のおり、都道府県に登録販売者名簿を備え、次のアからエまでに掲げる事項を登録する。

アの登録番号については、都道府県番号（2桁）－西暦年（2桁）－登録順（5桁）のおり付番する（例えば、北海道で2008年に登録申請し、登録順1番である場合、「01-08-00001」と付番する。）。

エの都道府県知事が必要と認める事項として、過去に薬事関係の処分を受けた者についてはその理由、処分期間等を記載する。

ア 登録番号及び登録年月日

イ 本籍地都道府県名、氏名、生年月日及び性別

ウ 登録販売者試験に合格した年月及び試験施行地都道府県名

エ 上記の事項のほか、適正に医薬品を販売するに足るものであることを確認するために都道府県知事が必要と認める事項

② 登録証の交付

都道府県知事は、従前のおり、販売従事登録を行ったときは、当該販売従事登録を受けた者に対して、新施行規則様式第86の3による登録証（以下「販売従事登録証」という。）を交付しなければならない。

(7) 登録販売者名簿の登録事項の変更等（新施行規則第159条の9から第159条の13まで関係）

販売従事登録の変更、消除、販売従事登録証の書換え交付、再交付、返納の手続は、従前のおり、以下の①から⑤までのとおりとす。

それぞれの手続の手数料については、都道府県の条例等により規定する。

① 登録販売者名簿の登録事項の変更

登録販売者は、(6)の①の登録事項に変更を生じたときは、30日以内に、その旨を届け出なければならない。

上記の届出をするには、新施行規則様式第86の4による変更届に届出の原因たる事実を証する書類を添え、登録を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

② 販売従事登録の消除

ア 登録販売者は、一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとしなくなったときは、30日以内に、登録販売者名簿の登録の消除を申請しなければならない。

なお、この場合には、都道府県は登録販売者試験の合格通知書を消除対象者に返却する。合格通知書の代わりに、試験合格に関する内容（登録販売者試験合格の年月、試験施行地都道府県名）及び当該登録販売者の登録を消除した旨の証明書を交付し、又は、返納された販売従事登録証に試験合格に関する内容及び登録を消除した旨を記載して失効済みの処理を行った上で返却しても差し支えない。

イ 登録販売者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）による死亡又は失踪の届出義務者は、30日以内に、登録販売者名簿の登録の消除を申請しなければならない。

ウ 上記ア及びイの申請をするには、新施行規則様式第86の5による申請書を、登録を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

エ 登録販売者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該登録販売者が精神の機能の障害を有する状態となり、登録販売者の業務の継続が著しく困難になったときは、遅滞なく、登録を受けた都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

この届出については、別紙様式1を参考とされたい。

オ 都道府県知事は、登録販売者が次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する場合には、その登録を消除しなければならない。

なお、消除対象者が他の都道府県において試験に合格した者である場合には、その都道府県に消除の事実及び消除理由を連絡する。

（ア）上記ア又はイの消除の申請がされ、又は、登録販売者が死

- 亡し、若しくは失踪の宣告を受けたことが確認されたとき
(イ) 法第5条第3号イからホまでのいずれかに該当するに至ったとき、又は、法第5条第3号へに係る上記エの届出があった場合若しくは当該状況が確認された場合
(ウ) 偽りその他不正の手段により販売従事登録を受けたことが判明したとき

③ 販売従事登録証の書換え交付

登録販売者は、販売従事登録証の記載事項に変更を生じたときは、販売従事登録証の書換え交付を申請することができる。

この申請をするには、新施行規則様式第86の6による申請書にその販売従事登録証を添え、登録を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

④ 販売従事登録証の再交付

登録販売者は、販売従事登録証を破り、よごし、又は失ったときは、販売従事登録証の再交付を申請することができる。

この申請をするには、新施行規則様式第86の7による申請書を、登録を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

販売従事登録証を破り、又はよごした登録販売者が再交付の申請をする場合には、申請書にその販売従事登録証を添えなければならない。

登録販売者は、販売従事登録証の再交付を受けた後、失った販売従事登録証を発見したときは、5日以内に、登録を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

⑤ 販売従事登録証の返納

登録販売者は、販売従事登録の消除を申請するときは、販売従事登録証を、登録を受けた都道府県知事に返納しなければならない。新施行規則第159条の10第2項の規定により販売従事登録の消除を申請する者についても、同様とする。

登録販売者は、登録を消除されたときは、上記の場合を除き、5日以内に、販売従事登録証を、登録を消除された都道府県知事に返納しなければならない。

2. 業務経験等の証明及び記録

(1) 薬局に関する事項（新施行規則第15条の8及び第15条の9関係）

① 登録販売者に関する業務経験の証明及び記録

薬局開設者は、その薬局において登録販売者として業務に従事した者から、過去5年間に於いてその業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、薬局開設者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

この期間の業務経験の証明については、別紙様式2を用いることが適当である。

また、薬局開設者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

なお、薬局開設者は、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）から証明の内容等に係る問い合わせがあった場合に対応できるよう、発行する証明には管理のための番号を付番する等の措置を講じることが望ましい。

② 一般従事者に関する実務の証明及び記録

薬局開設者は、その薬局において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者から、過去5年間に於いてその実務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、薬局開設者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

この期間の実務の証明については、別紙様式3を用いることが適当である。

また、薬局開設者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

なお、薬局開設者は、都道府県等から証明の内容等に係る問い合わせがあった場合に対応できるよう、発行する証明には管理のための番号を付番する等の措置を講じることが望ましい。

(2) 店舗販売業に関する事項（新施行規則第147条の9及び第147条の10関係）

① 登録販売者に関する業務経験の証明及び記録

店舗販売業者は、その店舗において登録販売者として業務（店舗管理者としての業務を含む。）に従事した者から、過去5年間に於いてその業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、店舗販売業者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

この期間の業務経験の証明については、別紙様式2を用いることが適当である。

また、店舗販売業者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

なお、店舗販売業者は、都道府県等から証明の内容等に係る問い合わせがあった場合に対応できるよう、発行する証明には管理のための番号を付番する等の措置を講じることが望ましい。

② 一般従事者に関する実務の証明及び記録

店舗販売業者は、その店舗において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者から、過去5年間においてその実務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、店舗販売業者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

この期間の実務の証明については、別紙様式3を用いることが適当である。

また、店舗販売業者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

なお、店舗販売業者は、都道府県等から証明の内容等に係る問い合わせがあった場合に対応できるよう、発行する証明には管理のための番号を付番する等の措置を講じることが望ましい。

(3) 配置販売業に関する事項（新施行規則第149条の12及び第149条の13関係）

① 登録販売者に関する業務経験の証明及び記録

配置販売業者は、その区域において登録販売者として業務（区域管理者としての業務を含む。）に従事した者から、過去5年間においてその業務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、配置販売業者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

この期間の業務経験の証明については、別紙様式2を用いることが適当である。

また、配置販売業者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

なお、配置販売業者は、都道府県等から証明の内容等に係る問い合わせがあった場合に対応できるよう、発行する証明には管理のための番号を付番する等の措置を講じることが望ましい。

② 一般従事者に関する実務の証明及び記録

配置販売業者は、その区域において一般従事者として薬剤師又は

登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者から、過去5年間に於いてその実務に従事したことの証明を求められたときは、速やかにその証明を行わなければならない。この場合において、配置販売業者は、虚偽又は不正の証明を行ってはならない。

この期間の実務の証明については、別紙様式3を用いることが適当である。

また、配置販売業者は、上記の証明を行うために必要な記録を保存しなければならない。

なお、配置販売業者は、都道府県等から証明の内容等に係る問い合わせがあった場合に対応できるよう、発行する証明には管理のための番号を付番する等の措置を講じることが望ましい。

3. 店舗管理者及び区域管理者の指定

(1) 店舗管理者の指定（新施行規則第140条等関係）

第1類医薬品を販売し、又は授与する店舗の店舗管理者は、従前のおり、薬剤師であって、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。

また、第2類医薬品又は第3類医薬品を販売し、又は授与する店舗の店舗管理者は、薬剤師又は登録販売者（4の（2）の②の本文に規定する登録販売者を除く。）であって、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。

上記にかかわらず、第1類医薬品を販売し、又は授与する店舗において薬剤師を店舗管理者とすることができない場合には、過去5年間のうち次の①及び②に掲げる期間が通算して3年以上である登録販売者であって、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものを店舗管理者とすることができる。

この業務に従事した期間は、月単位で計算することとし、1か月に80時間以上業務に従事した場合に、業務に従事したものと認められる。ただし、従事すべき時間に関しては、多様な勤務状況を踏まえ、前記の条件を満たさない場合でも、過去5年間のうち、月当たりの時間数にかかわらず月単位で従事した期間が通算して3年以上あり、かつ、過去5年間に於いて、合計2,880時間以上業務に従事した場合は、過去5年間のうち次の①及び②に掲げる期間が3年以上である登録販売者として認められるとみなして差し支えない。

なお、要指導医薬品を販売する店舗で、薬剤師を店舗管理者とすることができない場合の経過措置についても同様の見直しを行った。

① 次のアからウまでに掲げる薬局、店舗又は区域において、登録販売者として業務に従事した期間

- ア 要指導医薬品若しくは第1類医薬品を販売し、又は授与する薬局
- イ 薬剤師が店舗管理者である要指導医薬品若しくは第1類医薬品を販売し、又は授与する店舗
- ウ 薬剤師が区域管理者である第1類医薬品を配置販売する区域

② 次のア又はイに掲げる管理者として業務に従事した期間

- ア 第1類医薬品を販売し、又は授与する店舗の店舗管理者
- イ 第1類医薬品を配置販売する区域の区域管理者

店舗販売業者は、店舗販売業の許可の申請や変更の届出に当たり、店舗管理者が登録販売者である場合には、店舗管理者の氏名、販売従事登録の登録番号、登録年月日等を届け出ることが義務付けられているが、その際、併せて、当該登録販売者に係る2の(1)から(3)に記載の実務又は業務経験を証明する書類を添付し、店舗管理者が上記の要件を満たしていることを示すこと。なお、4の(2)の②のただし書の登録販売者に関する実務又は業務経験等を証明する書類については、店舗販売業の許可の申請や変更の届出をしようとする者が作成し添付すること。この場合、別紙様式4又は5を用いることが適当である。

なお、都道府県等においては、証明する書類について、書類を入手する負担の軽減の観点から、原本を確認して、写しを添付させるなど配慮すること。

また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「薬機法」という。）第28条第3項の規定により、店舗管理者は必要な能力及び経験を有する者でなければならないとしており、「薬局開設者及び医薬品の販売業者の法令遵守に関するガイドライン」について（令和3年6月25日付け薬生発0625第13号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）のガイドラインの第4の1に規定する事項を踏まえ、店舗販売業者は適切に管理者を選任する必要があること。

さらに、店舗管理者として従事させるに当たっては、当該店舗に勤務する登録販売者その他従業者に対する業務の指示及び監督等の店舗の管理に係る業務を適切に行うため、直近において一定の実務又は業務経験及び7の(2)に示す研修の受講実績があることが望ましいこと。

(2) 区域管理者の指定（新施行規則第149条の2関係）

第1類医薬品を販売し、又は授与する区域の区域管理者は、従前のとおり、薬剤師であって、その区域において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。

また、第2類医薬品又は第3類医薬品を販売し、又は授与する区域の区域管理者は、薬剤師又は登録販売者（4の（3）の②の本文に規定する登録販売者を除く。）であって、その区域において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものでなければならない。

上記にかかわらず、第1類医薬品を販売し、又は授与する区域において薬剤師を区域管理者とすることができない場合には、過去5年間のうち次の①及び②に掲げる期間が通算して3年以上である登録販売者であって、その区域において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものを区域管理者とすることができる。

この業務に従事した期間は、月単位で計算することとし、1か月に80時間以上業務に従事した場合に、業務に従事したものと認められる。ただし、従事すべき時間に関しては、多様な勤務状況を踏まえ、前記の条件を満たさない場合でも、過去5年間のうち、月当たりの時間数にかかわらず月単位で従事した期間が通算して3年以上あり、かつ、過去5年間に於いて、合計2,880時間以上業務に従事した場合は、過去5年間のうち次の①及び②に掲げる期間が3年以上である登録販売者として認められるとみなして差し支えない。

① 次のアからウまでに掲げる薬局、店舗又は区域において、登録販売者として業務に従事した期間

ア 要指導医薬品若しくは第1類医薬品を販売し、又は授与する薬局

イ 薬剤師が店舗管理者である要指導医薬品若しくは第1類医薬品を販売し、又は授与する店舗

ウ 薬剤師が区域管理者である第1類医薬品を配置販売する区域

② 次のア又はイに掲げる管理者として業務に従事した期間

ア 第1類医薬品を販売し、又は授与する店舗の店舗管理者

イ 第1類医薬品を配置販売する区域の区域管理者

配置販売業者は、配置販売業の許可の申請や変更の届出に当たり、区域管理者が登録販売者である場合には、区域管理者の氏名、販売従事登録の登録番号、登録年月日等を届け出ることが義務付けられているが、その際、併せて、当該登録販売者に係る2の（1）から（3）に記載の実務又は業務経験を証明する書類を添付し、区域管理者が上記の要件を満たしていることを示すこと。なお、4の（3）の②のた

だし書の登録販売者に関する実務又は業務経験等を証明する書類については、配置販売業の許可の申請や変更の届出をしようとする者が作成し添付すること。この場合、別紙様式4又は5を用いることが適当である。

なお、都道府県等においては、証明する書類について、書類を入手する負担の軽減の観点から、原本を確認して、写しを添付させるなど配慮すること。

また、薬機法第31条の2第3項の規定により、区域管理者は必要な能力及び経験を有する者でなければならないとしており、「薬局開設者及び医薬品の販売業者の法令遵守に関するガイドライン」について（令和3年6月25日付け薬生発0625第13号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）のガイドラインの第4の1に規定する事項を踏まえ、配置販売業者は適切に管理者を選任する必要があること。

さらに、区域管理者として従事させるに当たっては、当該区域に勤務する登録販売者その他従業者に対する業務の指示及び監督等の区域の管理に係る業務を適切に行うためには、直近において一定の実務又は業務経験及び7の（2）に示す研修の受講実績があることが望ましいこと。

（3）申請者による証明等に関する事項

① 4の（1）の②のただし書等の登録販売者に関する業務経験等の確認

4の（1）の②のただし書、4の（2）の②のただし書及び4の（3）の②のただし書並びに6の（1）の登録販売者に係る従事期間及び店舗管理者又は区域管理者の経験については、当該登録販売者が従事している薬局、店舗又は区域の薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者が責任を持って確認すること。その際、客観的な事実に基づいて判断すること。

また、店舗販売業者又は配置販売業者が当該登録販売者を店舗管理者又は区域管理者とする場合には、許可の申請や変更の届出に当たり、当該登録販売者の業務経験等を証明する書類を作成の上、添付することとしており、店舗管理者又は区域管理者としない場合には、添付を必要としていないところであるが、都道府県等から問い合わせがあった際には、その業務経験等を客観的に説明できるようにしておくこと。

② 研修受講の確認

6（1）の登録販売者に係る研修受講実績については、当該登録

販売者が従事している薬局、店舗又は区域の薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者が責任を持って確認すること。その際、客観的な事実に基づいて判断すること。

また、店舗販売業者又は配置販売業者が当該登録販売者を店舗管理者又は区域管理者とする場合には、許可の申請や変更の届出に当たり、当該登録販売者の研修受講を証明する書類を作成の上、添付することとしており、店舗管理者又は区域管理者としない場合には、添付を必要としていないところであるが、都道府県等から問い合わせがあった際には、その研修受講実績を客観的に説明できるようにしておくこと。

4. 従事者の区別等

(1) 薬局に関する事項（新施行規則第15条関係）

- ① 薬局開設者は、従前のおり、薬剤師、登録販売者又は一般従事者であることが容易に判別できるようその薬局に勤務する従事者に名札を付けさせることその他必要な措置を講じなければならない。

登録販売者の名札には、単に「登録販売者」と記載するほかに、「医薬品登録販売者」と記載しても差し支えない。

また、6の(2)の旧薬種商であって、登録販売者試験に合格した者とみなされ、販売従事登録を受けた者（以下「みなし合格登録販売者」という。）については、従前のおり、併せて「薬種商」と名札に記載しても差し支えないが、この場合においては、薬種商に関する説明を表示した掲示を行う。

- ② 薬局開設者は、過去5年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務（店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。）に従事した期間（以下「従事期間」という。）の合計が通算して2年に満たない登録販売者が付ける名札については、その旨が容易に判別できるよう必要な表記をしなければならない。ただし、次のア及びイをいずれも満たす登録販売者については、この限りでない。

ア 従事期間（改正法が施行された平成21年6月1日以降に限る。）が通算して2年以上であること。

イ 店舗管理者又は区域管理者としての業務の経験があること。

ここでいう必要な表記とは、例えば「登録販売者（研修中）」といった表記や、研修中である旨を名札にシール等で表記することが

考えられる。なお、②の本文に規定する登録販売者以外の登録販売者は、名札に研修中である旨を表記する必要はないが、その従事期間等を証明する書類を、勤務する薬局に保管しておくこと。

また、従事期間は、月単位で計算することとし、1か月に80時間以上従事した場合に、実務又は業務に従事したものと認められる。ただし、従事すべき時間に関しては、多様な勤務状況を踏まえ、前記の条件を満たさない場合でも、過去5年間のうち、月当たりの時間数にかかわらず月単位で従事した期間が通算して2年以上あり、かつ、過去5年間において、合計1,920時間以上従事した場合は、従事期間の合計が通算して2年に満たない登録販売者以外の登録販売者と認められるとみなして差し支えない。

なお、店舗管理者又は区域管理者としての業務の経験がある者の従事期間に関して、月当たりの時間数にかかわらず月単位で従事した期間が通算して2年以上あり、かつ、合計1,920時間以上従事した場合についても、アの要件を満たしたものとみなして差し支えない。

- ③ 薬局開設者は、②の本文に規定する登録販売者については、その薬局において勤務中の薬剤師又は登録販売者（②の本文に規定する登録販売者を除く。）の管理及び指導の下に業務に従事させなければならない。

また、当然ながら、この期間中には、②の本文に規定する登録販売者に7の（2）に示す研修を受講させなければならない。

（2）店舗販売業に関する事項（新施行規則第147条の2関係）

- ① 店舗販売業者は、従前のおり、薬剤師、登録販売者又は一般従事者であることが容易に判別できるようその店舗に勤務する従事者に名札を付けさせることその他必要な措置を講じなければならない。

登録販売者の名札には、単に「登録販売者」と記載するほかに、「医薬品登録販売者」と記載しても差し支えない。

また、6の（2）の旧薬種商であって、みなし合格登録販売者である者については、従前のおり、併せて「薬種商」と名札に記載しても差し支えないが、この場合においては、薬種商に関する説明を表示した掲示を行う。

- ② 店舗販売業者は、過去5年間のうち従事期間の合計が通算して2年に満たない登録販売者が付ける名札については、その旨が容易に判別できるよう必要な表記をしなければならない。ただし、次のア

及びイをいずれも満たす登録販売者については、この限りでない。

ア 従事期間（改正法が施行された平成21年6月1日以降に限る。）が通算して2年以上であること。

イ 店舗管理者又は区域管理者としての業務の経験があること。

ここでいう必要な表記とは、例えば「登録販売者（研修中）」といった表記や、研修中である旨を名札にシール等で表記することが考えられる。なお、②の本文に規定する登録販売者以外の登録販売者は、研修中である旨を表記する必要はないが、その従事期間等を証明する書類を、原則として、勤務する店舗に保管しておくこと。

また、従事期間は、月単位で計算することとし、1か月に80時間以上従事した場合に、実務又は業務に従事したものと認められる。ただし、従事すべき時間に関しては、多様な勤務状況を踏まえ、前記の条件を満たさない場合でも、過去5年間のうち、月当たりの時間数にかかわらず月単位で従事した期間が通算して2年以上あり、かつ、過去5年間において、合計1,920時間以上従事した場合は、従事期間の合計が通算して2年に満たない登録販売者以外の登録販売者と認められるとみなして差し支えない。

なお、店舗管理者又は区域管理者としての業務の経験がある者の従事期間に関して、月当たりの時間数にかかわらず月単位で従事した期間が通算して2年以上あり、かつ、合計1,920時間以上従事した場合についても、アの要件を満たしたものとみなして差し支えない。

③ 店舗販売業者は、②の本文に規定する登録販売者については、その店舗において勤務中の薬剤師又は登録販売者（②の本文に規定する登録販売者を除く。）の管理及び指導の下に業務に従事させなければならない。このため、②の本文に規定する登録販売者は、店舗管理者の代行者にもなれない。

また、当然ながら、この期間中には、②の本文に規定する登録販売者に7の（2）に示す研修を受講させなければならない。

（3）配置販売業に関する事項（新施行規則第149条の6関係）

① 配置販売業者は、薬剤師、登録販売者又は一般従事者であることが容易に判別できるようその区域に勤務する従事者に名札を付けさせることその他必要な措置を講じなければならない。

登録販売者の名札には、単に「登録販売者」と記載するほかに、「医薬品登録販売者」と記載しても差し支えない。

② 配置販売業者は、過去5年間のうち従事期間の合計が通算して2

年に満たない登録販売者が付ける名札については、その旨が容易に判別できるよう必要な表記をしなければならない。ただし、次のア及びイをいずれも満たす登録販売者については、この限りでない。

ア 従事期間（改正法が施行された平成21年6月1日以降に限る。）が通算して2年以上であること。

イ 店舗管理者又は区域管理者としての業務の経験があること。

ここでいう必要な表記とは、例えば「登録販売者（研修中）」といった表記や、研修中である旨を名札にシール等で表記することが考えられる。なお、前記以外の登録販売者は、研修中である旨を表記する必要はないが、その従事期間等を証明する書類を、保管しておくこと。

また、従事期間は、月単位で計算することとし、1か月に80時間以上従事した場合に、実務又は業務に従事したものと認められる。ただし、従事すべき時間に関しては、多様な勤務状況を踏まえ、前記の条件を満たさない場合でも、過去5年間のうち、月当たりの時間数にかかわらず月単位で従事した期間が通算して2年以上あり、かつ、過去5年間において、合計1,920時間以上従事した場合は、従事期間の合計が通算して2年に満たない登録販売者以外の登録販売者と認められるとみなして差し支えない。

なお、店舗管理者又は区域管理者としての業務の経験がある者の従事期間に関して、月当たりの時間数にかかわらず月単位で従事した期間が通算して2年以上あり、かつ、合計1,920時間以上従事した場合についても、アの要件を満たしたものとみなして差し支えない。

- ③ 配置販売業者は、②の本文に規定する登録販売者については、薬剤師又は登録販売者（②の本文に規定する登録販売者を除く。）の管理及び指導の下に業務に従事させなければならない。

ここでいう「管理及び指導の下に業務に従事する」とは、具体的には、②の本文に規定する登録販売者が、その管理・指導者である薬剤師又は登録販売者（②の本文に規定する登録販売者を除く。）に常に電話で連絡を取ることができ、必要に応じて、その管理・指導者がその場に駆けつけられる体制の下で配置販売に従事し、さらに、新規に配置販売を行った際には、その管理・指導者に電話等で報告することを指す。

また、②の本文に規定する登録販売者は、区域管理者の代行者にもなれない。

さらに、当然ながら、この期間中には、②の本文に規定する登録販売者に7の（2）に示す研修を受講させなければならない。

5. 薬局における掲示事項等

(1) 薬局及び店舗販売業に関する事項（新施行規則別表第1の2及び第1の3関係）

① 薬局開設者又は店舗販売業者が、㊦薬局若しくは店舗に掲示すべき事項又は㊧ホームページ等に表示すべき事項（特定販売を行う場合）として、次の事項を追加した。

・当該薬局又は店舗に勤務する薬剤師又は4の(1)の②の本文若しくは4の(2)の②の本文に規定する登録販売者若しくはそれ以外の登録販売者の別、その氏名及び担当業務

② 薬局開設者又は店舗販売業者が、ホームページ等に表示すべき事項（特定販売を行う場合）として、次の事項を追加した。

・現在勤務している薬剤師又は4の(1)の②の本文若しくは4の(2)の②の本文に規定する登録販売者若しくはそれ以外の登録販売者の別及びその氏名

(2) 配置販売業に関する事項（新施行規則別表第1の4関係）

配置販売業者が、配置する際に添付する書面に記載する事項として、次の事項を追加した。

・当該区域に勤務する薬剤師又は4の(3)の②の本文に規定する登録販売者若しくはそれ以外の登録販売者の別、その氏名及び担当業務

6. 経過措置

(1) 店舗管理者又は区域管理者としての業務の経験がない場合であっても従事期間（改正法が施行された平成21年6月1日以降に限る。）が通算して5年以上であり、かつ、7の(2)に規定する研修と同等以上の研修を通算して5年以上受講した登録販売者については、当分の間、4の(1)の②のただし書、4の(2)の②のただし書、4の(3)の②のただし書の登録販売者とみなすことができることとした。

この際、従事期間は、月単位で計算することとし、1か月に80時間以上従事した場合に、実務又は業務に従事したものと認められる。ただし、従事すべき時間に関しては、多様な勤務状況を踏まえ、前記の条件を満たさない場合には、従事期間に関して、月当たりの時間数にかかわらず月単位で従事した期間が通算して5年以上あり、かつ、合計4,800時間以上従事した場合は、(1)における従事期間が通算して5年以上であるとみなして差し支えない。

店舗販売業又は配置販売業の許可の申請や変更の届出の際に添付する実務又は業務経験等を証明する書類については、別紙様式4又は5を用いることが適当である。

また、薬機法第28条第3項及び第31条の2第3項の規定により、店舗管理者及び区域管理者は必要な能力及び経験を有する者でなければならないこととしており、「薬局開設者及び医薬品の販売業者の法令遵守に関するガイドライン」について（令和3年6月25日付け薬生発0625第13号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）のガイドラインの第4の1に規定する事項を踏まえ、店舗販売業者又は配置販売業者は適切に管理者を選任する必要があること。

さらに、店舗管理者又は区域管理者として従事させるに当たっては、当該店舗又は区域に勤務する登録販売者その他従業者に対する業務の指示及び監督等の店舗又は区域の管理に係る業務を適切に行うため、直近において一定の実務又は業務経験及び7の（2）に示す研修の受講実績があることが望ましいこと。

（2）改正法附則第8条に規定する薬機法附則第6条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者（改正法の施行の日までの間継続して当該許可（その更新に係る同法第1条による改正前の法第28条第1項の許可を含む。）により薬種商販売業が営まれている場合に限る。以下「旧薬種商」という。）の店舗において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務（店舗管理者としての業務を含む。）に従事した期間については、4の（1）の②、4の（2）の②、4の（3）の②の従事期間（改正法が施行された平成21年6月1日以降に限る。）に通算することができることとするなど、所要の経過措置を設けた。

この従事期間の証明については、別紙様式2又は3、店舗販売業又は配置販売業の許可の申請や変更の届出の際に添付する実務又は業務経験等を証明する書類（4の（1）の②のただし書、4の（2）の②のただし書若しくは4の（3）の②のただし書又は6の（1）の場合。以下同じ。）については、別紙様式4又は5を用いることが適当である。

（3）改正法附則第10条に規定する既存配置販売業者（以下「既存配置販売業者」という。）において、既存配置販売業者の配置員として実務に従事した期間（改正法が施行された平成21年6月1日以降に限る。）については、4の（1）の②、4の（2）の②、4の（3）の②の従事期間）に通算することができることとするなど、所要の経過措置を

設けた。

店舗販売業又は配置販売業の許可の申請や変更の届出の際に添付する実務又は業務経験等を証明する書類については、別紙様式4を用いることが適当である。

- (4) 改正法附則第2条に規定する既存一般販売業者の店舗において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間並びに登録販売者として業務（店舗管理者としての業務を含む。）に従事した期間（改正法が施行された平成21年6月1日以降に限る。）については、4の(1)の②、4の(2)の②、4の(3)の②の従事期間に通算することができることとするなど、所要の経過措置を設けた。

店舗販売業又は配置販売業の許可の申請や変更の届出の際に添付する実務又は業務経験等を証明する書類については、別紙様式4又は5を用いることが適当である。

- (5) 改正法附則第5条に規定する既存薬種商の店舗において一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間並びに登録販売者として業務（店舗管理者としての業務を含む。）に従事した期間（改正法が施行された平成21年6月1日以降に限る。）については、4の(1)の②、4の(2)の②、4の(3)の②の従事期間に通算することができることとするなど、所要の経過措置を設けた。

店舗販売業又は配置販売業の許可の申請や変更の届出の際に添付する実務又は業務経験等を証明する書類については、別紙様式4又は5を用いることが適当である。

- (6) その他改正省令の附則により、「薬事法施行規則等の一部を改正する省令」（平成21年厚生労働省令第10号）及び「薬事法施行規則等の一部を改正する省令」（平成26年厚生労働省令第8号）を一部改正するなど、所要の経過措置を設けた。

7. その他

(1) 薬種商の登録

従前のおり、改正法附則第7条の規定に基づき登録販売者試験に合格した者とみなされた薬種商の登録手続については、申請書類として1の(5)の②のアの書類の代わりに、現に薬種商販売業の許可を受けていること又は過去に許可を受けたことを証明する書類が必要

である。

また、薬種商販売業の許可を法人で受けている場合、当該者が適格者であることが確認できる書類を併せて求める。

なお、「薬種商試験の施行について」（昭和49年9月10日付け薬発第816号厚生省薬務局長通知）に示す薬種商試験の合格者のうち、いまだ薬種商販売業の許可を受けていない者は、改正法附則第7条に該当しない。

（2）登録販売者の研修の実施

登録販売者は、法律上、第2類医薬品及び第3類医薬品の販売、情報提供等を担う立場にあることから、薬局開設者、店舗販売業者及び配置販売業者は、登録販売者に対し一定の水準以上の研修を実施し、その質の向上を図る必要がある。このため、「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令」（昭和39年厚生省令第3号）第1条第1項第14号、第2条第1項第9号及び第3条第1項第5号により研修の実施が義務付けられている。

この研修については、専門性、客観性、公正性等の確保の観点から、薬局開設者等が自ら登録販売者に対し研修を適切に行うことに加え、外部の研修実施機関が行う研修を受講させる必要がある。

このため、引き続き、登録販売者を雇用する薬局開設者等は、「登録販売者に対する研修の実施について」（平成24年3月26日付け薬食総発0326第1号医薬食品局総務課長通知）で示している「登録販売者の資質の向上のための外部研修に関するガイドライン（薬局開設者並びに店舗販売業者及び配置販売業者が委託して行う外部研修について）」に従い、研修の専門性・客観性・公正性の確保ができる外部研修機関での研修を受講させるなど、毎年、全ての登録販売者に対し、適切な研修を実施することが必要である。登録販売者である者についても、上記の趣旨を踏まえ、積極的に研修を受講する必要がある。

また、都道府県等においても、引き続き、同ガイドラインの周知徹底を行い、薬事監視等の際には、適切な研修が行われているか否かを確認し、必要に応じて指導を行うこととする。

以上

(別紙様式1)

登録販売者が精神の機能の障害を有する状態となり業務の継続が著しく困難となった場合の届出書

登録販売者の氏名	
登録番号及び登録年月日	
登録販売者の本籍地都道府県名	
登録販売者の住所	
登録販売者の生年月日	年 月 日
備考	

上記の者は、精神の機能の障害を有する状態となり登録販売者の業務の継続が著しく困難になったため届け出ます。

年 月 日

届出者住所

届出者氏名 (続柄)

都道府県知事 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきりと書くこと。

業務従事証明書

年 月 日

(従事者の氏名) 殿

薬局開設者又は医薬品の販売業者

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

以下のとおりであることを証明します。

氏名	(生年月日・ 年 月 日)
住所	
販売従事登録年月日 及び登録番号	
薬局又は店舗の名称 及び許可番号	
薬局若しくは店舗 の所在地又は配置 販売業の区域	

1. 業務期間 (年 月間) 年 月 ~ 年 月

(このうち、要指導医薬品若しくは第1類医薬品を販売し、又は授与する薬局等において業務に従事した期間 (年 月間) 年 月 ~ 年 月)

2. 業務内容(期間内に薬剤師又は登録販売者の管理・指導の下で行われた業務に該当する□にレを記入)

- 主に一般用医薬品の販売等の直接の業務
一般用医薬品の販売時の情報提供業務
一般用医薬品に関する相談対応業務
一般用医薬品の販売制度の内容等の説明業務
一般用医薬品の管理や貯蔵に関する業務
一般用医薬品の陳列や広告に関する業務

3. 業務時間(該当する□にレ点を記入)

- 上記1の期間において、上記2の業務に1か月に合計80時間以上従事した。
上記1の期間において、上記2の業務に従事し、合計()時間従事した。

4. 研修の受講(受講した外部研修の年月日及び概要を記載)

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とする。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 この証明に関する勤務簿の写し又はこれに準ずるものを添付する。
- 4 配置販売業にあっては、薬局又は店舗の名称の記載を要しない。
- 5 薬局又は店舗の名称、許可番号、薬局若しくは店舗の所在地又は配置販売業の区域については、これらの事項が書かれた資料を添付しても差し支えない。
- 6 業務の従事期間が2年以上である登録販売者について証明する場合は、「2.業務内容」を「登録販売者として行った業務に該当する□にレを記入」と読み替える。

実務従事証明書

年 月 日

(従事者の氏名) 殿

薬局開設者又は医薬品の販売業者

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

以下のとおりであることを証明します。

氏名	(生年月日・ 年 月 日)
住所	
薬局又は店舗の名称 及び許可番号	
薬局若しくは店舗 の所在地又は配置 販売業の区域	

- 実務期間 (年 月間)
年 月 ~ 年 月 (年 月間)
- 実務内容(期間内に薬剤師又は登録販売者の管理・指導の下で行われた実務に該当する□にレを記入)
 主に一般用医薬品の販売等を補助する実務又はその内容を知ることができる実務
 一般用医薬品の販売時の情報提供を補助する実務又はその内容を知ることができる実務
 一般用医薬品に関する相談があった場合の対応を補助する実務又はその内容を知ることができる実務
 一般用医薬品の販売制度の内容等の説明の方法を知ることができる実務
 一般用医薬品の管理や貯蔵に関する実務
 一般用医薬品の陳列や広告に関する実務
- 実務時間(該当する□にレ点を記入)
 上記1の期間において、上記2の実務に1か月に合計80時間以上従事した。
 上記1の期間において、上記2の実務に従事し、通算して合計()時間従事した。
- 研修の受講(外部研修の受講実績がある場合にあっては、受講した外部研修の年月日及び概要を記載)

(注意)

- 用紙の大きさは、A4とする。
- 字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきり書くこと。
- この証明に関する勤務簿の写し又はこれに準ずるものを添付する。
- 配置販売業にあっては、薬局又は店舗の名称の記載を要しない。
- 薬局又は店舗の名称、許可番号、薬局若しくは店舗の所在地又は配置販売業の区域については、これらの事項が書かれた資料を添付しても差し支えない。

業務従事確認書

年 月 日

都道府県知事 (保健所設置市長又は特別区長) 殿

医薬品の販売業者 (申請者)

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

以下のとおりであることを責任をもって確認しました。

氏名	(生年月日・ 年 月 日)
住所	
販売従事登録年月日 及び登録番号	
薬局又は店舗の名称 及び許可番号	
薬局若しくは店舗 の所在地又は配置 販売業の区域	

1. 業務期間 (年 月間) 年 月 ~ 年 月

業務期間のうち、要指導医薬品若しくは第1類医薬品を販売し、又は授与する薬局等において業務に従事した期間 (年 月間) 年 月 ~ 年 月
 業務期間のうち、店舗管理者又は区域管理者として店舗又は区域において業務に従事した期間 (年 月間) 年 月 ~ 年 月

2. 業務内容 (期間内に薬剤師又は登録販売者の管理・指導の下で行われた業務に該当する□にレを記入)

- 主に一般用医薬品の販売等の直接の業務
- 一般用医薬品の販売時の情報提供業務
- 一般用医薬品に関する相談対応業務
- 一般用医薬品の販売制度の内容等の説明業務
- 一般用医薬品の管理や貯蔵に関する業務
- 一般用医薬品の陳列や広告に関する業務

3. 業務時間 (該当する□にレ点を記入)

- 上記1の期間において、上記2の業務に1か月に合計80時間以上従事した。
- 上記1の期間において、上記2の業務に従事し、合計 () 時間従事した。

4. 研修の受講 (受講した外部研修の年月日及び概要を記載)

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とする。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 この確認内容に関する勤務簿の写し、研修修了証の写し等を添付する。
- 4 配置販売業にあっては、薬局又は店舗の名称の記載を要しない。
- 5 薬局又は店舗の名称、許可番号、薬局若しくは店舗の所在地又は配置販売業の区域については、これらの事項が書かれた資料を添付しても差し支えない。
- 6 業務の従事期間が2年以上である登録販売者について証明する場合は、「2.業務内容」を「登録販売者として行った業務に該当する□にレを記入」と読み替える。

実務従事確認書

年 月 日

都道府県知事 (保健所設置市長又は特別区長) 殿

医薬品の販売業者 (申請者)

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

以下のとおりであることを責任をもって確認しました。

氏名	(生年月日・ 年 月 日)
住所	
薬局又は店舗の名称 及び許可番号	
薬局若しくは店舗 の所在地又は配置 販売業の区域	

1. 実務期間 (年 月間)

年 月 ~ 年 月 (年 月間)

2. 実務内容 (期間内に薬剤師又は登録販売者の管理・指導の下で行われた実務に該当する□にレを記入)

- 主に一般用医薬品の販売等を補助する実務又はその内容を知ることができる実務
- 一般用医薬品の販売時の情報提供を補助する実務又はその内容を知ることができる実務
- 一般用医薬品に関する相談があった場合の対応を補助する実務又はその内容を知ることができる実務
- 一般用医薬品の販売制度の内容等の説明の方法を知ることができる実務
- 一般用医薬品の管理や貯蔵に関する実務
- 一般用医薬品の陳列や広告に関する実務

3. 実務時間 (該当する□にレ点を記入)

- 上記1の期間において、上記2の実務に1か月に合計80時間以上従事した。
- 上記1の期間において、上記2の実務に従事し、通算して合計()時間従事した。

4. 研修の受講 (外部研修の受講実績がある場合にあっては、受講した外部研修の年月日及び概要を記載)

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とする。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではっきり書くこと。
- 3 この確認内容に関する勤務簿の写し、研修修了証の写し等を添付する。
- 4 配置販売業にあっては、薬局又は店舗の名称の記載を要しない。
- 5 薬局又は店舗の名称、許可番号、薬局若しくは店舗の所在地又は配置販売業の区域については、これらの事項が書かれた資料を添付しても差し支えない。



あんぜんプロジェクト

あんぜんプロジェクトは
労働災害のない日本を目指して
働く方の安全に一生懸命に取り組み
「働く人」、「企業」、「家族」が
元気になる職場を創るプロジェクトです!



プロジェクトメンバー
(参加企業) を募集しています。

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>

サイトで募集中。メールで参加申請できます。



参加企業には、
あんぜんプロジェクトと
転倒災害プロジェクトとの
コラボステッカーを
プレゼント!

自社ホームページを開設していない場合でも
プロジェクト参加が可能です!

「あんぜんプロジェクト」
ホームページ上で
『「見える」安全活動コンクール』
を実施します。

募集期間

(P.3 参照)

令和3年 令和3年
8月2日 ~ 9月30日まで

優れた安全活動事例を募集しています。

安全は企業の礎です。

働く人の安全と健康を確保することは事業者の責務ですが、そのためには、企業とそこで働く
方々の創意と工夫による不断の努力が不可欠です。また、安全への取組は、働く人の能力向上、
企業の生産性向上、ご家族の安心やワークライフバランスの実現にも良い影響を与えます。
さらには、消費者の皆様にも良質な製品やサービスを提供することにつながるものです。

あんぜんプロジェクトは、働く方の安全に一生懸命に
取り組んでいる企業を応援しています!

参加手続きについてのお問い合わせ

参加手続き申請窓口(富士通株式会社)

電話: 03-5962-3138

e-mail: contact-anzenproject@cs.jp.fujitsu.com

あんぜんプロジェクトについてのお問い合わせ

あんぜんプロジェクト事務局

(厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課)

電話: 03-3595-3225

※あんぜんプロジェクトの参加手続きに係る事務は、「職場の安全衛生情報の周知・啓発事業」の委託契約を厚生労働省と締結した富士通株式会社が実施しています。

あんぜんプロジェクト FAQ

1 プロジェクトに参加するとどうなるのでしょうか？

- ①自社の安全活動の状況、労働災害の発生状況等をホームページで公開していただきます。
- ②「あんぜんプロジェクト」ホームページでは、プロジェクトメンバーの企業名等を公表し、該当ページにプロジェクトメンバーのホームページリンクを掲載いたします。
※ホームページのレイアウトは、事務局により、事前の通知なく改訂される場合がありますので、予めご承知ください。

2 プロジェクトに参加資格はあるのでしょうか？

- 以下の(1)～(3)が参加資格となります。
- (1) 働く方の安全に一生懸命に取り組んでいる事業場・企業または企業グループであること。
 - (2) 事業場・企業または企業グループでの安全活動の状況、労働災害の発生状況等をホームページで公開していること（企業のCSR報告書の一部でもかまいません。）。
 - (3) 労働保険に加入していること。

3 申込みするための手続きを教えてください。

- 次のURL (<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/registration/index.html>) から申請書(エクセル)をダウンロードし、必要事項を記入の上、参加手続き申請窓口まで送付してください。
【 e-mail : contact-anzenproject@cs.jp.fujitsu.com 】
申請書の内容を事務局で確認した後、掲載予定日をご連絡いたします。
※申請書の記載等から「あんぜんプロジェクト」の趣旨に反することが明らかであると認められる場合には、参加が承認されないこともあります。

4 プロジェクトに加入するとお金がかかるのでしょうか？

無料です。その後の会費等も一切不要です。

5 プロジェクトに入るとどんなメリットがあるのでしょうか？

あんぜんプロジェクトにご参加いただくと…

あんぜんプロジェクト公式ロゴマークの名刺への掲示、企業HPへの掲載、ロゴステッカー、ロゴバッジなどとして使用することができ、自社の安全対策に積極的に取り組んでいる企業であることを広く世の中にアピールすることができます。



6 自社ホームページを開設していなくともプロジェクト参加は可能でしょうか？

- 可能です。自社ホームページを開設していない企業が、プロジェクトメンバーの申請を行えるように、安全方針、安全活動の具体例、労働災害発生状況等を公開するための専用ページを立ち上げております。
※専用ページの使用を希望される場合は、「あんぜんプロジェクト参加申請書」とともに「専用ページ使用申請書」を事務局にご提出ください。

※以上の他、あんぜんプロジェクトの詳細については、以下のURLからホームページをご覧ください。

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/registration/index.html>



令和3年度「見える」安全活動コンクール

『見える』安全活動事例を募集します

募集期間：令和3年8月2日～令和3年9月30日

投票期間：令和3年11月1日～令和3年12月31日

結果発表：令和4年2月下旬

募集専用ページはこちら➡



コンクールの趣旨・目的

厚生労働省は、企業・事業場における安全活動の活性化を図るため、「見える」安全活動コンクールを開催します。企業・事業場で実施されている労働災害防止のための「見える」安全活動の創意工夫事例を募集いたしますので、奮ってご応募ください。

ご応募いただいた事例は、あんぜんプロジェクトホームページに掲載し、広く国民に紹介させていただきます。また、ホームページをご覧になった方からの投票、意見を募集し、後日、結果発表を行います。

『見える』安全活動事例とは

職場における危険性、有害性について、通常視覚的に捉えられないものがあります。それらを可視化（見える化）すること、また、それを活用することによる効果的な安全活動を「見える」安全活動といいます。

募集概要

令和3年度「見える」安全活動コンクールでは、前回の8つの類型に加え、“ナッジを活用した「見える化」”の事例を新たに募集します。「ナッジ」とは、行動科学の知見に基づく工夫や仕組みによって、人々がより望ましい行動を自発的に選択するよう手助けする手法です。例えば、過去の優良作品である裏面③の事例も“ナッジを活用した「見える化」”の事例と言えます。

- I. 転倒災害及び腰痛を防ぐための「見える化」
- II. 高齢労働者の特性等に配慮した労働災害防止の「見える化」
- III. ナッジを活用した「見える化」
- IV. 外国人労働者、非正規雇用労働者の労働災害を防止するための「見える化」
- V. 熱中症を予防するための「見える化」
- VI. メンタルヘルス不調を予防するための「見える化」
- VII. 化学物質による危険有害性の「見える化」
- VIII. 通勤、仕事中的健康づくりや運動の「見える化」
- IX. その他の危険有害性情報の「見える化」

詳細は上記募集専用ページを参照してください。

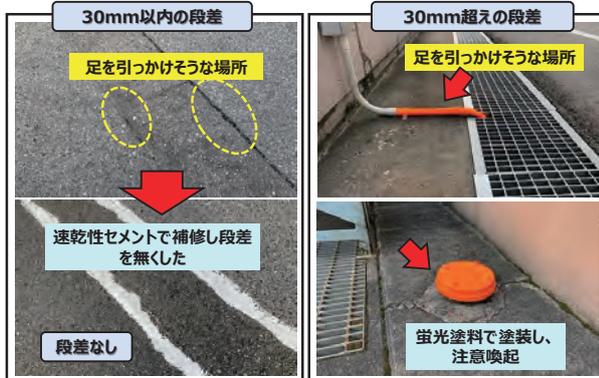
また、特に中小規模企業における安全活動を活性化することが重要であることから、これら中小規模の企業等における活動の積極的なご応募をお待ちしています。

「見える」安全活動の例

事例① 転倒災害及び腰痛を防ぐための「見える化」

歩行災害防止活動：構内段差の「顕在化」「見える化」「補修」

構内の段差 595箇所を抽出、従業員全員で改善を実施



構内段差の「顕在化」「見える化」「補修」

つまづき転倒災害の撲滅を目標に工場内の段差を調査、595箇所を抽出。

- ①30mm以内 速乾性セメントで補修
 - 30mmを超える 蛍光塗料で塗装し注意喚起
- 段差合計：595箇所 改善完了：363箇所

企業名：日本精工株式会社 石部工場
業種：製造業

事例② 通勤、仕事中の健康づくりや運動の「見える化」

階段使って「見える」カロリー消費

エレベーターの使用頻度を減らし、階段の使用を促すため玄関を基準点として階段を使用し移動した際のカロリー消費量を記載したポスターを社内4か所に掲示している。

【PR内容】 社内での徒歩移動とカロリー消費量を見える化することで、職場でメタボ予防ができることに多くの社員が気付いた。

企業名：株式会社ササキ
業種：製造業



事例③ その他の危険有害性情報の「見える化」

フォークリフト置き場の明確化



フォークリフト置き場にキッチリ区画線!!

フォークリフト置き場に区画線をキッチリ引いたことにより、建物への接触、歩行者の近寄り、置き場周辺への荷物置き・車両駐車等がなくなり、安全性が向上した。

【PR内容】 置き場の周囲に物が置いてあったり人が立ち入ったりすると危険なので明確に見えるようにしておくことが大切である。

企業名：株式会社ササキ
業種：製造業

※その他の優良な活動事例につきましては、下記URLを参照してください。

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/concour/2020/result.html>



(一社) 全国スーパーマーケット協会
(一社) 日本スーパーマーケット協会
オール日本スーパーマーケット協会
(一社) 日本ショッピングセンター協会
日本チェーンストア協会
(一社) 日本チェーンドラッグストア協会
(一社) 日本百貨店協会
(一社) 日本フランチャイズチェーン協会
(一社) 日本ボランタリーチェーン協会
(一社) 日本専門店協会
日本小売業協会

御中

経済産業省商務・サービスグループ消費・流通政策課

自動ドアの安全対策について（周知依頼）

平素より、経済産業行政にご理解、ご協力をいただき、感謝申し上げます。

今般、消費者安全調査委員会より、消費者安全法第23条第1項の規定に基づき、「自動ドアによる事故」に係る事故等原因調査が行われ、令和3年6月25日付けで同法第31条第1項の規定に基づき、当該調査の報告書が公表されたところです。また、同日付けで同法第33条の規定に基づき、経済産業大臣に対し意見の陳述がなされたところです。

今後、経済産業省としては、自動ドアメーカー業界団体等とも連携しながら、自動ドアの安全性を高める取り組みを行っていく所存ですが、商業施設等の建物所有者等におかれましても、自動ドアによる事故が発生しないよう、安全対策を講じていただきますようお願いいたします。具体的には、①定期的な点検を実施いただくこと②製造業者や保全業者にセンサー検出範囲の測定値を確認し、センサー検出範囲を確保していただくことが重要となります。別紙のとおり注意のポイントがまとめられておりますので、こちらを関係の事業者様等に広く御展開いただき、自動ドアの安全対策としていただければ幸いです。

何卒宜しくお願い申し上げます。

(参考 URL)

調査報告書概要版

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_017/assets/csic_cms101_210625_01.pdf

調査報告書本体

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_017/assets/csic_cms101_210625_02.pdf

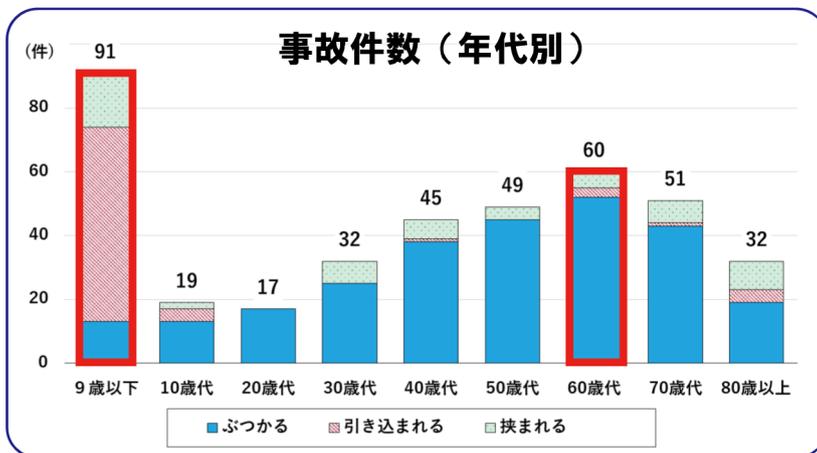
消費者安全法第 33 条の規定に基づく意見

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_017/assets/csic_cms101_210625_03.pdf

自動ドアによる事故を防ぐために ～建物所有者、管理者が知っておくべきポイント～

消費者安全調査委員会「自動ドアによる事故」調査報告書から

事故は子どもと高齢者に多く発生しています



主な事故要因

	人的要因	機械的要因
ぶつかる	駆け込み	センサー検出範囲不備
	斜め進入	センサー故障・劣化
引き込まれる	戸袋部進入	センサー検出範囲不備
	集合玄関等操作	自動ドア設計不良

※全国自動ドア協会の事故情報（2015～2018年度）を調査委員会が独自に分析。

「ぶつかる」事故は60歳代がピークで、高齢になると重傷事故が多い

ぶつかる事故が多く発生しているなか、高齢になると、閉まってくるドアにぶつかり転倒して骨折に至る事故となるケースが多い。

「引き込まれる」事故は9歳以下の子どもに多い

子どもがドアや戸袋部に手をついているときに、通行者に反応して開くドアや集合玄関機の操作により開くドアに、手を引き込まれる事故が発生している。

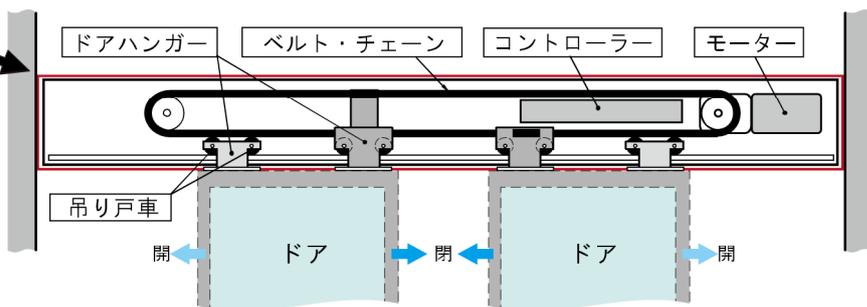
自動ドアの仕組み

ドア上部に付いている起動センサーが人を検出してドアが開きます

- 人がセンサーの起動検出範囲（青線の領域）に入ると、ドアは開き始めます。
- 人がセンサーの起動検出範囲にいないと、開いたドアは、一定の時間が経つと閉まり始めます。



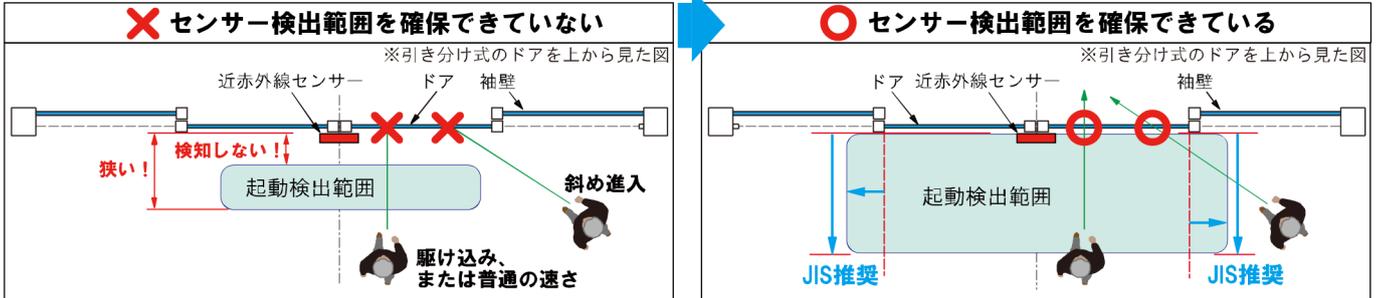
定期的な点検や交換が必要な部品があります



所有者または管理者がすべきこと

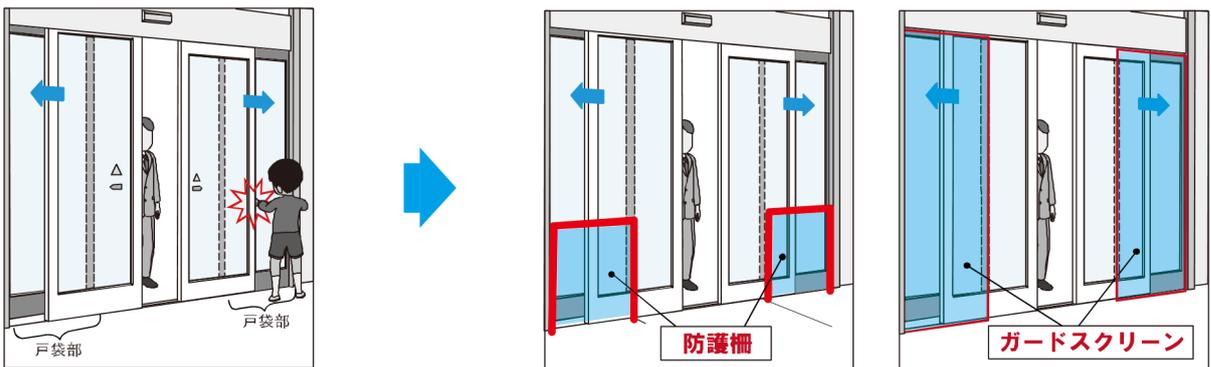
■センサー検出範囲を確保すること

- ◇製造業者や保全業者からセンサー検出範囲の測定値の報告を受けること。
- ◇JIS（JIS A 4722）や協会ガイドラインに推奨されている値を確保できない場合は、推奨値が確保できるセンサーへの交換を検討すること。



■引き込まれ事故について認識すること

- ◇子どもの手の引き込まれ事故の防止策として、戸袋部に手が届かないようにした防護柵やガードスクリーンがある。製造業者や保全業者から情報を入手し、対策を検討すること。



■保全点検を実施すること

- ◇自動ドアは、定期的な点検や部品の交換が必要です。
- ◇保全点検記録を適切に保管し、所有者や管理者が替わった場合でも引き継ぐこと。

■通行者への啓発資料を掲示すること

- ◇自動ドア関連団体等から提供を受けた「通行者への啓発資料」を掲示すること。

■安全に関わる情報を関係者間で共有すること

- ◇建築設計の段階から、関連JIS、協会ガイドライン及び事故関連情報などの安全に関わる情報を関係者間で共有すること。

自動ドアの安全に関する情報

- 全国自動ドア協会 <http://www.jada-info.jp/>
- 消費者庁 消費者安全調査委員会 https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_017/



消費者安全調査委員会

令和3年6月25日

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_017/

商業動態統計月報

Monthly Report on the Current Survey of Commerce

2021年5月分

May, 2021

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ

Research and Statistics Department
Minister's Secretariat
Ministry of Economy, Trade and Industry

商業動態統計調査 -利用上の注意-

本統計表は、商業動態統計調査（以下、「本調査」という。）の結果によるもので、その概要は次のとおりである。

1. 調査の目的

全国の商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにするための商業動態統計を作成することを目的としている。

2. 根拠法規

本調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、商業動態統計調査規則(昭和28年通商産業省令第17号)に基づいて実施している。

3. 調査の範囲

日本標準産業分類「大分類I-卸売業, 小売業」（平成25年[2013年]10月改定）のうち代理商, 仲立業を除く全国の事業所(企業)である。

4. 調査の方法及び経路

本調査は、経済産業省が委託する民間事業者を通じて報告義務者に調査票の記入を依頼し、調査票を回収する。
(なお、丁2票については経済産業大臣が別に定める方法（POSデータ等の組替え集計）を併用している)

5. 調査期日

調査期日は、毎月末日現在である。

なお、商品手持額は、毎四半期(3月、6月、9月及び12月)末日現在である。

6. 調査票の種類及び対象

調査票の種類は、甲票、乙票、丙票及び丁1～4票の7種類に区分される。

(1) 甲票の対象範囲

従業者100人以上の各種商品卸売事業所及び従業者200人以上の卸売事業所で、経済産業大臣が指定する事業所。

(2) 乙票の対象範囲

甲票の対象を除いた卸売事業所及び丙票対象及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除いた小売事業所で経済産業大臣が指定する事業所。

(3) 丙票の対象範囲

従業者50人以上の小売事業所のうち、百貨店及びスーパー（12. (3)参照）に該当する、経済産業大臣が指定する事業所。

(4) 丁1票の対象範囲

コンビニエンスストア（日本標準産業分類 細分類5891）を50店舗以上有するチェーン企業本部で、経済産業大臣が指定する企業。

(5) 丁2票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類5931-電気機械器具小売業（中古品を除く）又は細分類5932-電気事務機械器具小売業（中古品を除く）に属する事業所（売場面積500㎡以上の家電大型専門店）を10店舗以上有する企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(6) 丁3票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6031-ドラッグストアに属する事業所を50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(7) 丁4票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6091-ホームセンターに属する事業所を10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

7. 標本設計

本調査のうち乙票の対象は、経済センサス-活動調査の対象事業所を母集団とし、甲票、丙票の調査対象事業所及び丁1～4票の調査対象企業の傘下事業所のうち丁調査の要件を満たす事業所分を除外した上で業種別に目標精度が5%以下（卸売業は8%以下）（標準誤差率表示）となるように標本数を決め、無作為で抽出している。

8. 業種別販売額の推定方法

業種別販売額の推定は、標本調査の結果から比推定によって行っている（ただし、百貨店・スーパー分は実額加算）。比推定とは、当該月に回収された調査票と前月に回収された調査票を照合し、両月とも報告されている事業所のみ販売額を業種別・従業者規模別（以下「セル別」という）に合計し、対前月比を求め、前月のセル別の販売総額にその比率を乗じ、セル別販売総額を業種別に合計する方法で、算式は下記のとおりである。また、企業調査である「コンビニエンスストア」「家電大型専門店」「ドラッグストア」「ホームセンター」については、それぞれ、「飲食料点小売業」「機械器具小売業」「医薬品・化粧品小売業」「その他小売業」に企業推計分として組み込まれる。

	理美容家電	シェーバー、シェーバー替刃、ドライヤー、ヘアアイロン、マッサージチェア、マッサージ器具、フェイスクケア器具、ボディケア器具、散髪器具、電動歯ブラシ、電動歯ブラシ用替えブラシ、電子血圧計、電子体温計、体組成計、電気治療器、吸入器、電子歩数計、フィットネス器具など
	季節家電	エアコン、扇風機、サーキュレーター、冷風機・冷風扇、USB扇風機、ハンディファン、空気清浄機、除湿機、加湿器、電気ストーブ、電気温風機、電気カーペット、電気毛布、電気こたつ、石油暖房器具、ガス暖房器具、換気扇など
その他	住宅設備家電	照明器具、温水洗浄便座、ヒートポンプ給湯器、モニター付ドアホン、火災警報器、太陽光発電、センサーライトなど
	その他	電池、管球、配線器具、腕時計、掛/置時計、電動アシスト自転車、玩具、電子応用玩具（テレビゲーム機本体、携帯ゲーム機本体は除く）、食料品、お酒、その他上記商品分類に含まれない商品など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

(6) 第6部 ドラッグストア販売

本統計表は、丁3票（6. (6)参照）について集計した表である。

①本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内容例示
調剤医薬品	医師の処方箋に基づき調剤する医療用医薬品・漢方薬・生薬
OTC医薬品	医薬品（医師の処方箋によるものを除く）、漢方薬（医師の処方箋によるものを除く）、生薬（医師の処方箋によるものを除く）など 風邪薬、胃腸薬、目薬、皮膚治療薬、湿布薬、滋養強壮剤（医薬品）など
ヘルスケア用品（衛生用品）・介護・ベビー	ヘルスケア用品（脱脂綿、ほう帯、ガーゼ類、サポータ、マスク、体温計、紙おむつ、殺虫剤（農業用、産業用は除く）、コンタクトレンズ洗浄剤・保存液、衛生用品等） 介護用品（大人用紙オムツ、尿取りパット、介護用品、ステッキ、介護食等） ベビー用品（育児用ミルク、ベビーフード、ベビー飲料、紙オムツ、授乳用品等）
健康食品	健康食品、サプリメント、ダイエット食品等
ビューティーケア（化粧品・小物）	化粧品（口紅、ファンデーション、化粧水、フレグランス、男性化粧品、浴用化粧品等） ビューティーケア小物（化粧品雑貨、化粧用ブラシ、コットン・スポンジ、つけまつげ、つけ爪、あぶらとり、ヘアブラシ等）
トイレタリー	歯みがき、歯ブラシ、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、ヘアカラー、入浴剤、ハンドソープ、石けん（化粧、洗顔、浴用、薬用のもの）など
家庭用品・日用消耗品・ペット用品	家庭用品（バス・トイレ・キッチン用品、ファブリック、なべ、かま、キッチン用刃物、食器、卓上用品、清掃用品、包装用品、保安防災、避難用具等） 日用消耗品（住まいの洗剤、防虫剤、トイレトーパーパー、芳香剤、食器洗剤、ティッシュペーパー等） ペット用品（ペットフード、ペット用装飾品、ペット用医薬品、ペット用シャンプー、ペット用シーツ等）
食品	菓子類、米、飲料、日配品、加工品、酒類、冷凍食品など
その他	上記以外の衣料品、履物、カバン・袋物、書籍、文具・玩具など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

5. 家電大型専門店販売額の動向

2021年5月の家電大型専門店販売額は3820億円、前年同月比で見ると0.7%の増加となった。商品別にみると、カメラ類が同51.8%の増加、通信家電が同30.7%の増加、その他が同17.5%の増加、生活家電が同1.3%の増加となった。

一方、情報家電が同▲14.1%の減少、AV家電が同▲2.8%の減少となった。

(単位:億円、店、%)

合計	AV 家電	情報 家電	通信 家電	カメラ類	生活 家電	その他	店舗数
3,820	501	795	255	83	1,795	393	2,583
0.7	▲2.8	▲14.1	30.7	51.8	1.3	17.5	1.1

6. ドラッグストア販売額の動向

2021年5月のドラッグストア販売額は6182億円、前年同月比で見ると1.9%の増加となった。商品別にみると、健康食品が同12.8%の増加、ビューティケア(化粧品・小物)が同11.5%の増加、調剤医薬品が同8.3%の増加、OTC医薬品が同2.6%の増加、トイレタリーが同1.8%の増加、家庭用品・日用消耗品・ペット用品が同1.5%の増加、その他が同0.8%の増加となった。

一方、ヘルスケア用品(衛生用品)・介護・ベビーが同▲4.9%の減少、食品が同▲2.5%の減少となった。

(単位:億円、店、%)

合計	調剤 医薬品	OTC 医薬品	ヘルスケア 用品(衛生 用品)・介 護・ベビー	健康 食品	ビューティ ケア(化粧 品・小物)	トイレタリー	家庭用品・ 日用消耗 品・ペット用 品	食品	その他	店舗数
6,182	484	727	426	197	779	552	982	1,916	119	17,164
1.9	8.3	2.6	▲4.9	12.8	11.5	1.8	1.5	▲2.5	0.8	3.7

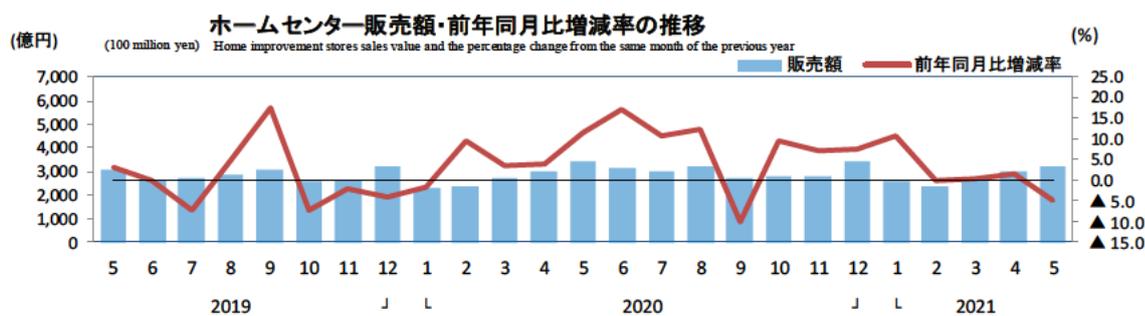
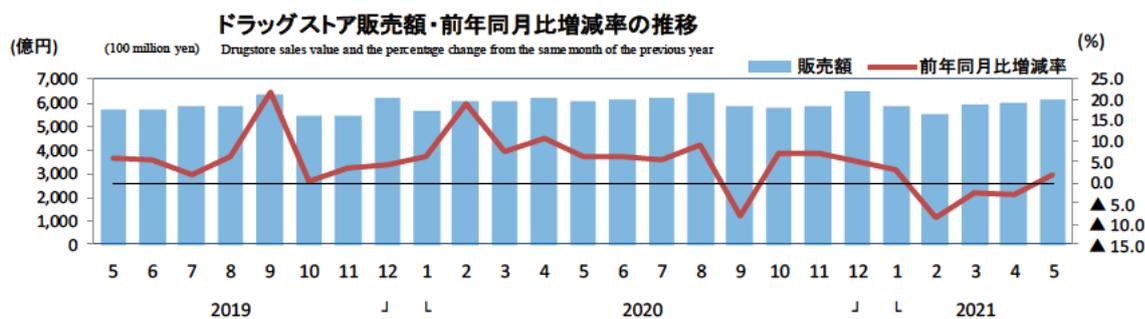
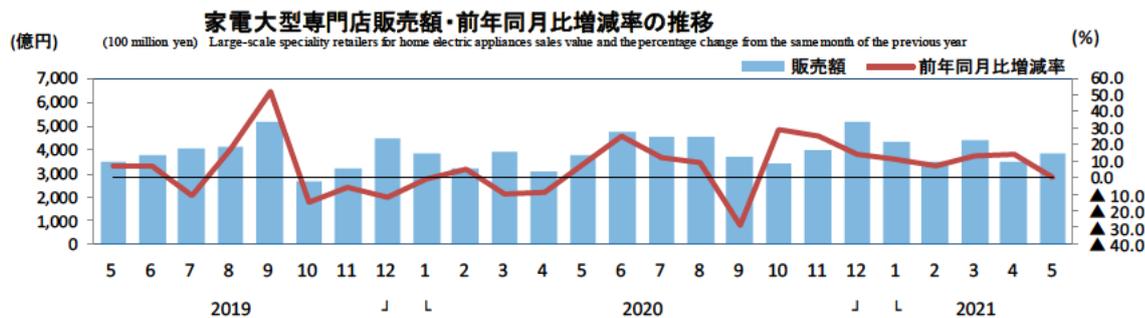
7. ホームセンター販売額の動向

2021年5月のホームセンター販売額は3228億円、前年同月比で見ると▲4.7%の減少となった。商品別にみると、インテリアが同▲14.3%の減少、その他が同▲11.8%の減少、DIY用具・素材が同▲6.2%の減少、園芸・エクステリアが同▲5.9%の減少、家庭用品・日用品が同▲3.7%の減少、電気が同▲1.1%の減少、カー用品・アウトドアが同▲0.7%の減少となった。

一方、オフィス・カルチャーが同9.7%の増加、ペット・ペット用品が同8.8%の増加となった。

(単位:億円、店、%)

合計	DIY用 具・素材	電 気	インテリア	家庭用品 ・日用品	園 芸・エ クステリア	ペット・ペ ット用品	カー用品 ・アウトド ア	オフィス・ カルチャー	その他	店舗数
3,228	732	158	207	633	746	253	161	102	235	4,374
▲4.7	▲6.2	▲1.1	▲14.3	▲3.7	▲5.9	8.8	▲0.7	9.7	▲11.8	0.2



家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンター販売額、前年(度、同期、同月)比増減率及び店舗数

Large-scale speciality retailers for home electric appliances, Drugstore and Home improvement stores sales value and the percentage change from the same month/term of the previous year and number of establishments

(単位:億円、店、%) (100 million yen)

年月	家電大型専門店 Large-scale speciality retailers for home electric appliances			ドラッグストア Drugstore			ホームセンター Home improvement stores			Year and month
	販売額	前年比	店舗数	販売額	前年比	店舗数	販売額	前年比	店舗数	
	Sales value	(%)	establishments	Sales value	(%)	establishments	Sales value	(%)	establishments	
2018年	43,912	2.1	2,498	63,644	5.9	15,660	32,853	▲0.3	4,346	C Y 2018
2019	45,454	3.5	2,547	68,356	5.6	16,422	32,748	▲0.3	4,357	2019
2020	47,928	5.1	2,566	72,841	6.6	17,000	34,964	6.8	4,420	2020
2018年度	44,203	2.1	2,496	64,667	5.3	15,859	32,775	▲0.4	4,338	F Y 2018
2019	45,211	2.2	2,546	70,096	7.1	16,450	33,010	0.7	4,356	2019
2020	49,157	8.4	2,566	72,350	3.2	16,969	35,221	6.7	4,374	2020
2020年 1~3月	10,980	▲2.3	2,546	17,844	10.8	16,450	7,397	3.7	4,356	Q1 2020
4~6	11,597	9.1	2,564	18,378	7.8	16,615	9,522	10.8	4,372	Q2
7~9	12,748	▲4.6	2,560	18,456	1.8	16,788	8,978	4.0	4,401	Q3
10~12	12,602	21.6	2,566	18,163	6.3	17,000	9,067	8.1	4,420	Q4
2021年 1~3月	12,210	10.9	2,566	17,353	▲2.8	16,969	7,654	3.5	4,374	Q1 2021
2020年 3月	3,884	▲9.5	2,546	6,096	7.5	16,450	2,723	3.5	4,356	Mar 2020
4	3,073	▲9.0	2,550	6,185	10.8	16,493	2,986	4.1	4,363	Apr
5	3,795	8.8	2,555	6,069	6.4	16,547	3,387	11.4	4,365	May
6	4,729	25.6	2,564	6,123	6.4	16,615	3,148	17.3	4,372	Jun
7	4,554	12.1	2,565	6,202	5.5	16,696	3,013	10.6	4,378	Jul
8	4,523	9.5	2,563	6,408	9.0	16,729	3,223	12.5	4,390	Aug
9	3,671	▲29.0	2,560	5,846	▲8.2	16,788	2,742	▲9.9	4,401	Sep
10	3,444	29.0	2,553	5,813	7.2	16,866	2,797	9.7	4,405	Oct
11	4,004	25.3	2,562	5,847	7.0	16,948	2,821	7.3	4,417	Nov
12	5,154	14.7	2,566	6,503	5.0	17,000	3,448	7.6	4,420	Dec
2021年 1月	4,306	11.4	2,564	5,854	3.0	16,904	2,576	10.7	4,411	Jan 2021
2	3,492	7.2	2,565	5,551	▲8.5	16,892	2,344	▲0.1	4,364	Feb
3	4,413	13.6	2,566	5,947	▲2.4	16,969	2,733	0.4	4,374	Mar
4	3,520	14.5	2,577	6,010	▲2.8	17,083	3,034	1.6	4,379	Apr
5	3,820	0.7	2,583	6,182	1.9	17,164	3,228	▲4.7	4,374	May

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。
 Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第1表 商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table1 Sales value by goods and the percentage change from the same month/term of the previous year

年月	商品販売額 Sales of goods	調剤医薬品	OTC医薬品	ヘルスケア用品 (衛生用品)・介護・ベビー	健康食品	ビューティケア (化粧品・小物)	トイレタリー	家庭用品・日用 消耗品・ペット用品	食品	その他	店舗数 (店) Number of establishments	Year and Month
		Dispensing pharmaceutical products	Over the counter medical products	Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	Health foods	Beauty care (cosmetic products and goods)	Toiletry goods	Household utensils, daily necessities, pet products	Food	Others		
2018年	6,364,419	389,421	880,698	424,010	217,745	963,666	603,589	967,365	1,806,148	111,777	15,660	C Y 2018
2019	6,835,625	552,460	900,222	432,996	221,759	1,008,208	628,686	1,027,487	1,942,024	121,783	16,422	2019
2020	7,284,078	595,498	890,608	548,711	226,388	903,560	654,550	1,147,189	2,183,409	134,165	17,000	2020
2018年度	6,466,668	423,618	886,085	426,458	220,080	973,976	609,163	978,895	1,834,009	114,384	15,859	F Y 2018
2019	7,009,551	569,237	908,890	463,886	224,578	1,003,216	639,068	1,068,933	2,008,449	123,294	16,450	2019
2020	7,234,962	598,711	872,350	530,664	225,135	888,375	653,912	1,137,243	2,192,766	135,806	16,969	2020
2020年 1~3月	1,784,419	148,322	232,810	143,660	55,497	228,485	155,727	272,381	517,831	29,706	16,450	Q1 2020
4~6	1,837,751	144,834	215,943	131,273	53,857	217,574	164,313	293,338	582,132	34,487	16,615	Q2
7~9	1,845,599	146,775	223,011	140,785	60,334	225,581	167,643	296,559	549,063	35,848	16,788	Q3
10~12	1,816,309	155,567	218,844	132,993	56,700	231,920	166,867	284,911	534,383	34,124	17,000	Q4
2021年 1~3月	1,735,303	151,535	214,552	125,613	54,244	213,300	155,089	262,435	527,188	31,347	16,969	Q1 2021
2020年 3月	609,624	52,012	76,637	42,493	17,411	76,464	53,013	95,245	186,150	10,199	16,450	Mar 2020
4	618,461	52,115	72,425	40,952	17,146	71,471	53,791	97,625	202,095	10,841	16,493	Apr
5	606,946	44,682	70,924	44,778	17,467	69,872	54,216	96,686	196,525	11,796	16,547	May
6	612,344	48,037	72,594	45,543	19,244	76,231	56,306	99,027	183,512	11,850	16,615	Jun
7	620,214	50,151	75,175	48,191	20,025	76,628	56,848	101,211	180,323	11,662	16,696	Jul
8	640,785	48,362	78,952	49,268	20,844	78,468	58,202	103,151	191,507	12,031	16,729	Aug
9	584,600	48,262	68,884	43,326	19,465	70,485	52,593	92,197	177,233	12,155	16,788	Sep
10	581,275	51,483	70,873	42,114	18,716	72,949	52,621	89,865	172,049	10,605	16,866	Oct
11	584,732	48,701	70,533	43,538	18,675	74,565	54,604	90,695	172,496	10,925	16,948	Nov
12	650,302	55,383	77,438	47,341	19,309	84,406	59,642	104,351	189,838	12,594	17,000	Dec
2021年 1月	585,417	48,145	69,775	45,223	18,206	72,289	52,998	91,278	176,500	11,003	16,904	Jan 2021
2	555,146	48,759	69,390	40,495	17,280	65,819	48,996	82,958	171,911	9,538	16,892	Feb
3	594,740	54,631	75,387	39,895	18,758	75,192	53,095	88,199	178,777	10,806	16,969	Mar
4	600,979	52,646	70,854	40,822	18,805	77,181	53,323	92,265	184,017	11,066	17,083	Apr
5	618,194	48,372	72,748	42,582	19,697	77,916	55,201	98,158	191,631	11,889	17,164	May
2018年	5.9	4.4	3.1	1.9	6.6	6.6	4.4	4.7	9.5	6.5	4.8	C Y 2018
2019	5.6	11.1	3.4	3.2	3.0	4.1	3.7	6.2	7.5	6.9	5.0	2019
2020	6.6	7.8	▲1.1	26.7	2.1	▲10.4	4.1	11.6	12.4	10.2	3.5	2020
2018年度	5.3	3.6	2.7	1.1	7.1	5.5	4.4	4.8	8.4	7.1	5.4	F Y 2018
2019	7.1	12.9	3.5	9.6	2.9	2.6	4.6	9.2	9.5	6.3	3.7	2019
2020	3.2	5.2	▲4.0	14.4	0.2	▲11.4	2.3	6.4	9.2	10.1	3.2	2020
2020年 1~3月	10.8	12.8	3.9	27.4	5.4	▲2.1	7.1	17.9	14.7	5.4	3.7	Q1 2020
4~6	7.8	6.8	▲2.4	26.6	▲3.0	▲15.2	4.3	14.2	19.6	12.8	3.6	Q2
7~9	1.8	4.8	▲4.1	30.6	▲0.0	▲17.7	▲2.6	4.3	7.7	13.2	3.8	Q3
10~12	6.3	7.1	▲1.6	22.3	6.6	▲4.9	8.6	11.5	8.1	8.8	3.5	Q4
2021年 1~3月	▲2.8	2.2	▲7.8	▲12.6	▲2.3	▲6.6	▲0.4	▲3.7	1.8	5.5	3.2	Q1 2021
2020年 3月	7.5	10.6	▲5.3	15.1	▲4.3	▲10.2	3.0	18.9	18.2	5.6	3.7	Mar 2020
4	10.8	10.9	▲1.1	18.5	▲3.9	▲15.4	5.4	20.2	27.3	9.9	3.4	Apr
5	6.4	2.3	▲5.3	29.2	▲6.2	▲18.5	2.7	11.1	20.7	12.9	3.3	May
6	6.4	7.0	▲0.7	32.1	0.9	▲11.7	4.7	11.8	11.2	15.6	3.6	Jun
7	5.5	7.2	▲1.3	37.6	2.0	▲12.3	3.9	11.0	8.3	12.9	3.7	Jul
8	9.0	4.7	4.9	41.6	5.3	▲9.4	6.5	14.3	12.6	15.0	3.6	Aug
9	▲8.2	2.5	▲15.2	14.0	▲6.9	▲29.6	▲16.1	▲10.4	2.4	11.8	3.8	Sep
10	7.2	10.0	1.9	28.2	9.0	▲3.4	10.6	11.3	6.3	6.7	3.8	Oct
11	7.0	3.1	▲2.5	24.3	8.9	▲3.5	9.6	13.0	9.4	9.9	3.7	Nov
12	5.0	8.1	▲3.6	15.9	2.3	▲7.5	5.9	10.4	8.7	9.7	3.5	Dec
2021年 1月	3.0	4.0	▲8.0	▲5.5	▲4.9	▲7.5	5.8	11.1	10.9	13.4	2.8	Jan 2021
2	▲8.5	▲2.5	▲13.6	▲24.0	▲8.8	▲10.9	▲6.9	▲12.6	▲0.4	▲2.8	2.6	Feb
3	▲2.4	5.0	▲1.6	▲6.1	7.7	▲1.7	0.2	▲7.4	▲4.0	6.0	3.2	Mar
4	▲2.8	1.0	▲2.2	▲0.3	9.7	8.0	▲0.9	▲5.5	▲8.9	2.1	3.6	Apr
5	1.9	8.3	2.6	▲4.9	12.8	11.5	1.8	1.5	▲2.5	0.8	3.7	May

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。
 Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売 Part6 Drugstore sales value

第2表 経済産業局別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table2 Sales value by regional bureaus of METI and the percentage change from the same month/term of the previous year

年 月	北海道		東北		関東		中部		近畿		中国		四国		九州		沖縄		Year and month
	Hokkaido		Tohoku		Kanto		Chubu		Kansai		Chugoku		Shikoku		Kyushu		Okinawa		
	店舗数		店舗数		店舗数		店舗数		店舗数		店舗数		店舗数		店舗数		店舗数		
	Establishments		Est. all stores		Establishments		Establishments		Establishments		Establishments		Establishments		Est. all stores		Establishments		Establishments
2018年	262,421	692	424,391	1,093	2,724,376	6,705	776,216	1,939	961,747	2,322	332,238	813	194,766	512	659,041	1,513	29,223	71	C.Y. 2018
2019	278,259	701	459,297	1,199	2,981,087	7,038	838,113	2,064	1,011,378	2,438	353,077	844	206,275	530	680,424	1,531	27,715	77	2019
2020	286,971	696	508,978	1,284	3,169,802	7,242	926,334	2,215	1,019,867	2,546	390,157	859	223,274	544	731,931	1,536	26,764	78	2020
2018年度	265,867	693	430,979	1,138	2,780,400	6,816	788,542	1,956	972,195	2,350	337,694	823	197,662	509	664,540	1,500	28,789	74	F.Y. 2018
2019	283,490	703	475,334	1,209	3,061,380	7,007	866,335	2,098	1,028,672	2,460	361,440	841	210,851	525	693,948	1,529	28,101	78	2019
2020	281,690	698	509,779	1,306	3,146,229	7,237	927,489	2,245	1,007,082	2,576	390,954	861	223,465	552	722,179	1,419	26,095	75	2020
2020年 1~3月	72,592	703	123,042	1,209	786,080	7,007	222,815	2,098	254,333	2,460	91,130	841	53,014	525	174,627	1,529	6,786	78	Q1 2020
4~6	71,092	697	128,178	1,231	787,655	7,072	239,280	2,145	256,448	2,484	101,092	846	57,916	528	189,373	1,535	6,717	77	Q2
7~9	72,661	694	131,548	1,251	801,536	7,154	234,397	2,174	256,029	2,519	99,175	849	56,602	535	186,901	1,532	6,750	80	Q3
10~12	70,626	696	126,210	1,284	794,531	7,242	229,842	2,215	253,057	2,546	98,760	859	55,742	544	181,030	1,536	6,511	78	Q4
2021年 1~3月	67,311	698	123,843	1,306	762,507	7,237	223,970	2,245	241,548	2,576	91,927	861	53,205	552	164,875	1,419	6,117	75	Q1 2021
2020年 3月	23,583	703	42,086	1,209	268,026	7,007	76,652	2,098	85,867	2,460	32,089	841	18,501	525	60,735	1,529	2,085	78	Mar. 2020
4	23,168	703	43,091	1,222	265,141	7,016	80,785	2,107	86,020	2,464	33,969	844	19,427	528	64,506	1,530	2,354	79	Apr
5	23,143	699	41,351	1,230	259,410	7,042	80,086	2,131	85,353	2,464	33,252	845	19,345	528	62,907	1,532	2,099	76	May
6	24,781	697	43,736	1,231	263,104	7,072	78,409	2,145	85,075	2,484	33,871	846	19,144	528	61,960	1,535	2,264	77	Jun
7	24,244	697	43,416	1,239	270,336	7,129	78,507	2,152	86,641	2,495	33,523	846	18,747	526	62,441	1,533	2,359	79	Jul
8	24,577	695	45,662	1,247	277,745	7,136	82,103	2,160	89,417	2,501	34,515	846	20,133	531	64,409	1,533	2,224	80	Aug.
9	23,840	694	42,470	1,251	253,455	7,154	73,787	2,174	79,971	2,519	31,137	849	17,722	535	60,051	1,532	2,167	80	Sep
10	23,092	695	41,020	1,266	253,727	7,189	73,006	2,183	80,219	2,530	31,578	851	17,907	540	58,686	1,533	2,040	79	Oct
11	23,715	695	41,620	1,276	257,872	7,218	73,534	2,204	80,305	2,540	31,004	856	17,723	543	56,853	1,538	2,106	78	Nov.
12	23,819	696	43,570	1,284	282,932	7,242	83,302	2,215	92,533	2,546	36,178	859	20,112	544	65,491	1,536	2,365	78	Dec.
2021年 1月	24,186	696	42,817	1,288	256,435	7,241	75,945	2,226	80,378	2,556	30,726	861	17,732	545	55,168	1,414	2,030	77	Jan 2021
2	22,169	696	39,728	1,294	242,918	7,218	73,136	2,232	77,438	2,558	28,712	863	17,030	540	52,023	1,414	1,992	77	Feb
3	20,956	698	41,298	1,306	263,154	7,237	74,889	2,245	83,732	2,576	32,489	861	18,443	552	57,684	1,419	2,095	75	Mar.
4	23,426	698	43,561	1,324	260,387	7,274	77,163	2,269	84,706	2,604	32,280	866	18,746	552	58,419	1,421	2,291	75	Apr
5	22,675	704	43,688	1,329	267,830	7,301	80,295	2,297	87,665	2,614	33,840	870	19,498	553	60,461	1,421	2,242	75	May
2018年	4.1	2.5	5.7	6.9	5.2	4.7	6.7	5.2	8.0	4.2	6.3	4.8	6.8	6.4	4.8	4.7	17.9	14.5	C.Y. 2018
2019	6.0	1.3	7.9	9.7	5.6	5.0	7.4	6.4	3.9	5.0	6.3	3.8	5.9	3.5	3.9	2.8	11.6	11.6	2019
2020	3.1	▲0.7	10.8	7.1	6.3	2.9	10.5	7.3	0.8	4.4	10.5	1.8	8.2	2.6	7.6	0.3	▲3.4	1.3	2020
2018年度	4.3	2.7	5.6	9.7	4.9	5.4	6.1	5.7	6.1	4.3	6.4	5.4	6.3	3.5	4.5	4.2	14.1	23.3	F.Y. 2018
2019	6.6	1.4	10.0	6.2	7.2	2.8	9.5	7.3	4.8	4.7	7.0	2.2	6.7	3.1	4.9	1.9	10.5	5.4	2019
2020	▲0.6	▲0.7	7.2	8.0	2.8	3.3	7.1	7.0	▲2.1	4.7	8.2	2.4	6.0	5.1	4.1	▲7.2	▲7.1	▲3.8	2020
2020年 1~3月	7.8	1.4	15.0	6.2	11.4	2.8	14.5	7.3	7.3	4.7	10.1	2.2	9.4	3.1	8.4	1.9	6.0	5.4	Q1 2020
4~6	3.9	0.1	12.7	6.8	6.6	2.7	14.7	7.8	▲0.1	4.2	16.7	1.2	11.7	3.3	10.1	1.5	▲5.7	1.3	Q2
7~9	0.4	▲0.7	7.0	6.5	1.4	3.1	5.6	8.2	▲4.0	4.7	2.4	1.2	1.9	3.3	4.5	1.4	▲10.3	6.7	Q3
10~12	0.7	▲0.7	9.2	7.1	6.5	2.9	8.0	7.3	0.8	4.4	13.8	1.8	10.5	2.6	7.4	0.3	▲2.4	1.3	Q4
2021年 1~3月	▲7.3	▲0.7	0.7	8.0	▲3.0	3.3	0.5	7.0	▲5.0	4.7	0.9	2.4	0.4	5.1	▲5.6	▲7.2	▲9.9	▲3.8	Q1 2021
2020年 3月	13.3	1.4	18.0	6.2	7.4	2.8	12.2	7.3	0.4	4.7	4.9	2.2	8.1	3.1	6.5	1.9	▲5.1	5.4	Mar. 2020
4	3.2	1.2	15.7	6.9	9.3	2.5	20.1	7.1	1.7	4.2	24.4	1.4	15.0	2.9	12.8	1.5	▲2.3	6.8	Apr
5	3.4	0.3	9.5	6.9	4.3	2.3	15.7	7.9	▲0.1	3.6	12.3	1.1	10.8	3.1	8.9	1.5	▲11.4	0.0	May
6	5.1	0.1	12.8	6.8	6.1	2.7	8.8	7.8	▲1.7	4.2	13.9	1.2	9.4	3.3	8.6	1.5	▲3.3	1.3	Jun
7	4.2	0.4	9.9	6.3	5.9	3.3	8.7	7.4	▲0.2	4.3	5.8	1.1	6.7	3.3	6.1	0.7	▲8.5	3.9	Jul
8	1.3	▲0.3	9.5	6.6	7.7	3.0	15.1	7.6	5.5	4.3	15.1	0.8	11.7	3.3	11.5	1.3	▲5.4	5.3	Aug.
9	▲4.0	▲0.7	1.7	6.5	▲8.5	3.1	▲5.9	8.2	▲15.9	4.7	▲11.5	1.2	▲11.2	3.3	▲3.4	1.4	▲16.6	6.7	Sep
10	▲7.5	▲0.1	5.1	6.9	7.6	3.1	8.0	8.0	3.4	5.0	19.4	1.4	15.3	2.9	10.7	1.2	▲3.3	3.9	Oct
11	9.8	▲0.7	14.0	7.2	7.5	3.0	7.4	7.6	▲1.1	4.7	14.3	1.8	9.5	2.8	6.1	0.9	▲0.9	1.3	Nov.
12	1.0	▲0.7	8.8	7.1	4.7	2.9	8.4	7.3	0.2	4.4	8.9	1.8	7.4	2.6	5.7	0.3	▲2.8	1.3	Dec.
2021年 1月	▲1.2	▲0.7	7.5	7.2	2.8	2.7	9.0	7.6	▲2.9	4.8	9.1	1.8	7.1	3.2	0.1	▲7.5	▲11.3	0.0	Jan 2021
2	▲9.6	▲0.6	▲3.4	7.4	▲9.6	2.3	▲4.4	7.4	▲9.6	4.7	▲7.0	2.1	▲5.2	2.5	▲11.5	▲7.4	▲17.4	▲1.3	Feb
3	▲11.1	▲0.7	▲1.9	8.0	▲1.8	3.3	▲2.3	7.0	▲2.5	4.7	1.2	2.4	▲0.3	5.1	▲5.0	▲7.2	0.5	▲3.8	Mar.
4	1.1	▲0.7	1.1	8.3	▲1.8	3.7	▲4.5	7.7	▲1.5	5.7	▲5.0	2.6	▲3.5	4.5	▲9.4	▲7.1	▲2.7	▲5.1	Apr
5	▲2.0	0.7	5.7	8.0	3.2	3.7	0.3	7.8	2.7	6.1	1.8	3.0	0.8	4.7	▲3.9	▲7.2	6.8	▲1.3	May

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。
 Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	北海道 Hokkaido		青森 Aomori		岩手 Iwate		宮城 Miyagi		秋田 Akita		山形 Yamagata	
	店舗数 Establishments											
2018 年	262,421	692	54,561	162	72,372	190	118,832	287	40,229	124	50,843	137
2019	278,259	701	58,523	172	76,994	195	128,641	319	43,495	136	56,586	166
2020	286,971	696	65,056	182	82,562	215	142,258	338	48,414	143	64,268	175
2018 年度	265,867	693	55,440	162	73,539	191	120,538	304	40,768	127	51,770	155
2019	283,490	703	60,511	176	78,738	197	133,260	321	45,113	135	59,126	166
2020	281,690	698	65,206	185	82,611	220	142,339	344	48,516	144	64,469	177
2020 年 1～3 月	72,592	703	15,570	176	19,788	197	34,784	321	11,632	135	15,455	166
4～6	71,092	697	16,242	176	20,743	205	35,856	329	12,101	135	16,274	170
7～9	72,661	694	16,782	177	21,214	208	36,617	336	12,575	138	16,654	173
10～12	70,626	696	16,462	182	20,817	215	35,001	338	12,106	143	15,885	175
2021 年 1～3 月	67,311	698	15,720	185	19,837	220	34,865	344	11,734	144	15,656	177
2020 年 3 月	23,583	703	5,338	176	6,729	197	11,904	321	3,957	135	5,288	166
4	23,168	703	5,395	176	6,981	201	12,118	324	4,050	136	5,528	169
5	23,143	699	5,288	176	6,719	204	11,511	328	3,885	136	5,169	170
6	24,781	697	5,559	176	7,043	205	12,227	329	4,166	135	5,577	170
7	24,244	697	5,581	177	7,050	206	12,122	332	4,171	135	5,509	172
8	24,577	695	5,852	177	7,431	206	12,616	335	4,321	137	5,701	173
9	23,840	694	5,349	177	6,733	208	11,879	336	4,083	138	5,444	173
10	23,092	695	5,391	180	6,627	209	11,374	336	3,949	141	5,162	174
11	23,715	695	5,381	180	6,838	215	11,597	337	3,954	141	5,214	175
12	23,819	696	5,690	182	7,352	215	12,030	338	4,203	143	5,509	175
2021 年 1 月	24,186	696	5,476	182	6,769	217	11,975	339	4,119	143	5,452	175
2	22,169	696	5,000	183	6,339	218	11,180	342	3,763	143	5,031	175
3	20,956	698	5,244	185	6,729	220	11,710	344	3,852	144	5,173	177
4	23,426	698	5,522	189	7,117	224	12,291	346	4,175	146	5,580	180
5	22,675	704	5,627	188	7,185	225	12,068	350	4,207	145	5,496	180
2018 年	4.1	2.5	6.8	8.0	5.1	6.1	5.2	7.1	6.9	7.8	7.6	8.7
2019	6.0	1.3	7.3	6.2	6.4	2.6	7.9	11.1	8.1	9.7	11.1	21.2
2020	3.1	▲0.7	11.2	5.8	7.2	10.3	10.6	6.0	11.3	5.1	13.6	5.4
2018 年度	4.3	2.7	6.8	6.6	5.5	6.7	5.0	10.9	6.2	9.5	7.3	21.1
2019	6.6	1.4	9.1	8.6	7.1	3.1	10.2	5.6	10.7	6.3	14.1	7.1
2020	▲0.6	▲0.7	7.8	5.1	4.9	11.7	6.8	7.2	7.5	6.7	9.0	6.6
2020 年 1～3 月	7.8	1.4	14.6	8.6	9.7	3.1	15.3	5.6	16.2	6.3	19.7	7.1
4～6	3.9	0.1	12.0	7.3	6.0	7.9	12.9	6.1	12.1	3.8	17.8	9.0
7～9	0.4	▲0.7	6.9	4.7	4.2	8.3	6.8	6.0	7.2	3.8	8.3	8.1
10～12	0.7	▲0.7	11.7	5.8	9.5	10.3	7.9	6.0	10.5	5.1	9.7	5.4
2021 年 1～3 月	▲7.3	▲0.7	1.0	5.1	0.2	11.7	0.2	7.2	0.9	6.7	1.3	6.6
2020 年 3 月	13.3	1.4	19.6	8.6	9.5	3.1	17.7	5.6	19.5	6.3	22.8	7.1
4	3.2	1.2	13.3	7.3	10.5	6.3	15.9	5.2	15.9	6.3	20.6	9.0
5	3.4	0.3	8.6	6.7	2.8	7.9	10.0	6.5	7.6	4.6	13.5	9.0
6	5.1	0.1	14.1	7.3	4.8	7.9	13.0	6.1	12.8	3.8	19.2	9.0
7	4.2	0.4	11.0	6.0	7.4	7.9	9.4	5.1	11.6	3.1	11.9	9.6
8	1.3	▲0.3	11.5	6.0	7.8	7.9	9.2	5.7	8.9	3.8	7.9	8.8
9	▲4.0	▲0.7	▲1.4	4.7	▲2.6	8.3	1.8	6.0	1.6	3.8	5.2	8.1
10	▲7.5	▲0.1	11.9	5.9	5.3	8.3	3.6	5.3	6.9	4.4	3.3	6.7
11	9.8	▲0.7	15.4	5.3	13.4	10.8	13.3	6.0	14.3	4.4	14.6	6.1
12	1.0	▲0.7	8.3	5.8	9.9	10.3	7.3	6.0	10.4	5.1	11.8	5.4
2021 年 1 月	▲1.2	▲0.7	9.7	5.8	5.0	10.2	6.7	5.9	7.8	5.9	8.6	5.4
2	▲9.6	▲0.6	▲4.5	5.8	▲4.1	10.7	▲4.1	6.2	▲2.3	5.9	▲2.3	5.4
3	▲11.1	▲0.7	▲1.8	5.1	0.0	11.7	▲1.6	7.2	▲2.7	6.7	▲2.2	6.6
4	1.1	▲0.7	2.4	7.4	1.9	11.4	1.4	6.8	3.1	7.4	0.9	6.5
5	▲2.0	0.7	6.4	6.8	6.9	10.3	4.8	6.7	8.3	6.6	6.3	5.9

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

福島 Fukushima		茨城 Ibaraki		栃木 Tochigi		群馬 Gunma		埼玉 Saitama		千葉 Chiba		東京 Tokyo		Year and Month			
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments					
87,554	193	165,558	379	122,669	263	115,586	289	382,721	1,032	311,774	795	676,610	1,715	C Y	2018	Sales value (million yen) ・ Number of establishments	
95,058	211	185,128	392	132,917	281	125,281	303	418,495	1,073	343,607	824	735,427	1,838		2019		
106,420	231	204,086	413	147,610	291	134,334	316	452,654	1,097	372,952	853	730,838	1,871		2020		
88,924	199	170,219	380	124,828	266	117,820	293	391,500	1,046	318,959	796	686,584	1,783	F Y	2018		
98,586	214	190,476	396	137,313	286	128,620	303	430,512	1,073	353,683	827	751,075	1,802		2019		
106,638	236	204,801	422	147,899	295	133,285	320	449,482	1,099	371,144	857	717,236	1,865		2020		
25,813	214	49,450	396	35,824	286	33,270	303	111,628	1,073	91,516	827	188,769	1,802	Q1	2020		
26,962	216	51,407	409	37,789	281	33,967	310	113,927	1,083	93,773	836	174,574	1,818	Q2			
27,706	219	52,787	412	37,966	282	34,084	311	114,152	1,084	94,414	842	182,614	1,854	Q3			
25,939	231	50,442	413	36,031	291	33,013	316	112,947	1,097	93,249	853	184,881	1,871	Q4			
26,031	236	50,165	422	36,113	295	32,221	320	108,456	1,099	89,708	857	175,167	1,865	Q1	2021		
8,870	214	16,900	396	12,310	286	11,293	303	38,356	1,073	31,332	827	63,138	1,802	Mar	2020		
9,019	216	17,317	401	12,761	283	11,267	305	37,798	1,070	31,521	831	59,078	1,797	Apr			
8,779	216	16,422	406	12,335	282	11,128	310	38,209	1,079	30,942	836	57,018	1,800	May			
9,164	216	17,668	409	12,693	281	11,572	310	37,920	1,083	31,310	836	58,478	1,818	Jun			
8,983	217	17,529	410	12,627	283	11,441	312	38,867	1,079	31,899	840	61,833	1,852	Jul			
9,741	219	18,447	411	13,192	282	11,847	312	39,571	1,083	32,748	841	63,168	1,851	Aug			
8,982	219	16,811	412	12,147	282	10,796	311	35,714	1,084	29,767	842	57,613	1,854	Sep			
8,517	226	16,316	412	11,629	283	10,539	311	36,023	1,090	29,327	846	59,005	1,869	Oct			
8,636	228	16,512	412	11,892	290	10,694	315	36,289	1,093	31,046	852	59,991	1,869	Nov			
8,786	231	17,614	413	12,510	291	11,780	316	40,635	1,097	32,876	853	65,885	1,871	Dec			
9,026	232	17,065	413	12,517	291	11,056	316	36,400	1,098	30,006	855	58,132	1,867	Jan	2021		
8,415	233	16,230	416	11,683	292	10,355	317	34,592	1,096	28,825	856	55,211	1,869	Feb			
8,590	236	16,870	422	11,913	295	10,810	320	37,464	1,099	30,877	857	61,824	1,865	Mar			
8,876	239	16,805	425	11,957	298	10,912	323	36,846	1,100	30,364	860	61,045	1,868	Apr			
9,105	241	17,191	428	12,245	300	11,322	323	37,956	1,102	31,430	866	61,884	1,866	May			
4.8	4.9	4.4	8.9	5.3	13.4	5.2	3.6	4.0	3.8	4.5	4.6	7.4	3.8	C Y	2018		Percentage change from the same month/term of the previous year (%)
7.6	9.3	5.6	3.4	6.4	6.8	5.7	4.8	4.7	4.0	5.2	3.6	6.4	7.2		2019		
12.0	9.5	10.2	5.4	11.1	3.6	7.2	4.3	8.2	2.2	8.5	3.5	▲0.6	1.8		2020		
4.8	5.9	4.9	7.3	5.2	13.2	5.2	3.2	4.3	4.9	4.3	3.9	6.0	6.6	F Y	2018		
10.1	7.5	7.2	4.2	8.5	7.5	7.1	3.4	6.4	2.6	7.1	3.9	7.7	1.1		2019		
8.2	10.3	7.5	6.6	7.7	3.1	3.6	5.6	4.4	2.4	4.9	3.6	▲4.5	3.5		2020		
15.8	7.5	12.1	4.2	14.0	7.5	11.2	3.4	12.1	2.6	12.4	3.9	9.0	1.1	Q1	2020		
15.6	6.4	13.4	7.9	16.3	3.3	9.9	4.7	9.8	2.2	10.0	3.9	▲4.8	1.4	Q2			
8.8	7.4	7.3	6.7	7.2	2.5	3.9	5.4	2.8	2.1	4.3	3.4	▲6.1	2.4	Q3			
8.2	9.5	8.5	5.4	7.3	3.6	4.3	4.3	8.6	2.2	7.9	3.5	0.3	1.8	Q4			
0.8	10.3	1.4	6.6	0.8	3.1	▲3.2	5.6	▲2.8	2.4	▲2.0	3.6	▲7.2	3.5	Q1	2021		
21.2	7.5	13.2	4.2	17.0	7.5	11.5	3.4	7.4	2.6	9.0	3.9	0.2	1.1	Mar	2020		
18.3	8.5	16.3	5.5	19.2	5.6	11.2	3.7	11.9	2.0	14.0	3.5	▲2.8	0.3	Apr			
13.9	6.4	9.1	6.0	14.8	3.7	8.7	5.4	8.9	2.3	7.3	3.5	▲7.4	0.1	May			
14.7	6.4	14.8	7.9	15.0	3.3	9.8	4.7	8.6	2.2	8.8	3.9	▲4.3	1.4	Jun			
10.0	6.4	9.9	6.2	11.0	3.3	7.2	6.1	7.8	1.9	9.4	3.8	▲1.5	3.2	Jul			
11.3	7.4	11.2	5.9	9.2	2.5	9.5	6.1	12.1	2.3	10.9	3.7	▲1.1	2.3	Aug			
4.9	7.4	1.0	6.7	1.6	2.5	▲4.5	5.4	▲10.1	2.1	▲6.5	3.4	▲15.1	2.4	Sep			
3.2	10.8	3.7	6.2	2.0	2.5	▲1.1	5.1	11.1	2.4	8.1	3.0	3.4	2.5	Oct			
14.0	10.1	12.9	5.6	12.0	4.3	7.5	4.3	9.0	2.4	9.4	3.3	0.4	2.0	Nov			
7.9	9.5	9.0	5.4	8.1	3.6	6.7	4.3	6.0	2.2	6.4	3.5	▲2.4	1.8	Dec			
8.6	9.4	7.8	4.8	9.2	2.8	3.7	4.6	4.1	2.4	4.4	3.6	▲5.0	1.1	Jan	2021		
▲2.5	9.9	▲3.0	5.3	▲3.1	3.2	▲8.5	5.0	▲9.7	2.4	▲8.3	3.5	▲14.3	1.5	Feb			
▲3.2	10.3	▲0.2	6.6	▲3.2	3.1	▲4.3	5.6	▲2.3	2.4	▲1.5	3.6	▲2.1	3.5	Mar			
▲1.6	10.6	▲3.0	6.0	▲6.3	5.3	▲3.2	5.9	▲2.5	2.8	▲3.7	3.5	3.3	4.0	Apr			
3.7	11.6	4.7	5.4	▲0.7	6.4	1.7	4.2	▲0.7	2.1	1.6	3.6	8.5	3.7	May			

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	神奈川県 Kanagawa		新潟 Niigata		富山 Toyama		石川 Ishikawa		福井 Fukui		山梨 Yamanashi		長野 Nagano	
	店舗数 Establishments													
2018年	458,242	1,063	107,668	312	73,700	159	81,428	169	66,380	133	50,576	140	79,776	231
2019	504,379	1,118	116,206	328	79,719	169	88,894	188	69,774	142	54,064	143	87,168	237
2020	548,368	1,141	125,772	343	86,891	189	107,584	220	74,047	152	57,820	148	94,799	246
2018年度	467,824	1,074	109,877	315	74,921	157	82,919	170	68,468	134	51,522	140	81,451	233
2019	520,143	1,098	119,636	327	82,032	172	93,315	199	70,554	143	55,409	148	89,472	239
2020	545,855	1,134	124,693	346	86,938	192	108,674	230	74,316	153	56,712	128	94,497	243
2020年1～3月	134,812	1,098	30,731	327	20,889	172	25,032	199	17,815	143	14,189	148	23,161	239
4～6	137,352	1,103	31,417	331	22,281	180	28,202	212	19,452	144	14,463	149	23,381	240
7～9	138,374	1,126	32,177	335	22,157	185	27,578	216	18,540	146	14,748	148	24,305	243
10～12	137,830	1,141	31,447	343	21,564	189	26,772	220	18,240	152	14,420	148	23,952	246
2021年1～3月	132,299	1,134	29,652	346	20,936	192	26,122	230	18,084	153	13,081	128	22,859	243
2020年3月	46,407	1,098	10,491	327	7,152	172	8,504	199	6,124	143	4,757	148	7,844	239
4	46,537	1,103	10,323	330	7,701	170	9,361	201	6,733	142	4,800	148	7,998	240
5	45,580	1,099	10,330	331	7,251	177	9,385	208	6,558	143	4,714	148	7,558	241
6	45,235	1,103	10,764	331	7,329	180	9,456	212	6,161	144	4,949	149	7,825	240
7	46,994	1,116	10,589	333	7,197	182	8,896	214	6,010	144	4,943	149	8,057	242
8	47,534	1,117	11,343	334	7,725	184	9,705	216	6,540	144	5,139	149	8,481	242
9	43,846	1,126	10,245	335	7,235	185	8,977	216	5,990	146	4,666	148	7,767	243
10	44,189	1,130	10,004	338	6,892	187	8,654	211	5,830	149	4,659	147	7,693	244
11	44,605	1,133	10,239	343	6,992	188	8,674	215	5,958	149	4,674	147	7,718	245
12	49,036	1,141	11,204	343	7,680	189	9,444	220	6,452	152	5,087	148	8,541	246
2021年1月	44,475	1,141	10,120	344	7,123	190	8,913	223	6,263	152	4,608	148	7,852	245
2	42,136	1,132	9,455	344	6,865	191	8,600	226	6,071	153	4,141	129	7,202	243
3	45,688	1,134	10,077	346	6,948	192	8,609	230	5,750	153	4,332	128	7,805	243
4	44,978	1,141	10,292	354	7,347	197	9,263	236	6,308	156	4,438	128	7,713	246
5	46,538	1,148	10,873	358	7,678	201	9,665	242	6,476	159	4,576	129	7,979	247
2018年	3.4	4.1	4.2	6.1	6.3	1.9	5.6	3.7	12.5	14.7	6.1	2.9	6.9	4.1
2019	5.4	5.2	6.0	5.1	5.9	6.3	8.4	11.2	5.1	6.8	2.8	2.1	6.6	2.6
2020	8.7	2.1	8.2	4.6	9.0	11.8	21.0	17.0	6.1	7.0	6.9	3.5	8.8	3.8
2018年度	3.1	4.5	5.1	3.6	5.5	0.0	5.6	4.3	13.0	10.7	5.3	2.9	5.9	4.5
2019	7.6	2.2	7.4	3.8	7.8	9.6	11.9	17.1	3.0	6.7	4.4	5.7	7.9	2.6
2020	4.9	3.3	4.2	5.8	6.0	11.6	16.5	15.6	5.3	7.0	2.4	▲13.5	5.6	1.7
2020年1～3月	13.2	2.2	12.6	3.8	12.5	9.6	21.4	17.1	4.6	6.7	10.5	5.7	11.0	2.6
4～6	9.7	1.4	9.1	3.4	12.4	11.1	29.3	24.0	11.0	5.9	7.1	4.9	9.7	2.6
7～9	3.5	1.9	2.1	4.7	5.9	13.5	19.3	26.3	5.6	6.6	2.1	4.2	4.5	3.4
10～12	8.9	2.1	10.0	4.6	5.7	11.8	14.7	17.0	3.3	7.0	8.7	3.5	10.2	3.8
2021年1～3月	▲1.9	3.3	▲3.5	5.8	0.2	11.6	4.4	15.6	1.5	7.0	▲7.8	▲13.5	▲1.3	1.7
2020年3月	9.8	2.2	12.8	3.8	15.3	9.6	22.8	17.1	5.5	6.7	11.5	5.7	7.4	2.6
4	14.3	2.2	10.3	3.8	18.7	6.3	33.0	18.2	17.5	6.0	6.6	5.0	12.9	2.6
5	6.8	1.2	6.9	4.1	10.1	9.9	30.1	22.4	9.1	5.9	4.7	4.2	5.6	2.6
6	8.3	1.4	10.3	3.4	8.7	11.1	25.0	24.0	6.6	5.9	10.1	4.9	10.5	2.6
7	8.6	1.9	5.3	4.4	7.3	11.7	20.3	25.1	8.1	5.9	5.2	4.9	8.1	3.0
8	10.7	1.3	10.0	4.7	12.5	12.2	27.3	26.3	12.7	5.9	7.5	4.9	9.9	3.0
9	▲7.6	1.9	▲8.1	4.7	▲1.6	13.5	10.8	26.3	▲3.4	6.6	▲6.1	4.2	▲3.9	3.4
10	12.0	1.8	7.5	5.0	2.4	13.3	15.9	22.0	1.8	8.0	8.6	2.8	12.5	3.4
11	9.1	1.9	11.7	4.9	6.7	11.9	13.8	17.5	4.2	6.4	10.1	2.8	10.9	4.3
12	6.2	2.1	10.6	4.6	7.9	11.8	14.3	17.0	3.8	7.0	7.4	3.5	7.5	3.8
2021年1月	6.0	2.1	3.2	4.9	7.8	15.2	12.7	13.8	12.1	7.0	▲0.4	2.8	6.5	2.9
2	▲9.3	1.3	▲9.4	4.6	▲3.7	13.0	▲0.2	14.7	▲0.5	7.0	▲13.9	▲11.0	▲9.4	1.7
3	▲1.5	3.3	▲3.9	5.8	▲2.9	11.6	1.2	15.6	▲6.1	7.0	▲8.9	▲13.5	▲0.5	1.7
4	▲3.4	3.4	▲0.3	7.3	▲4.6	15.9	▲1.0	17.4	▲6.3	9.9	▲7.5	▲13.5	▲3.6	2.5
5	2.1	4.5	5.3	8.2	5.9	13.6	3.0	16.3	▲1.3	11.2	▲2.9	▲12.8	5.6	2.5

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

(Part6 Drugstore sales value)

岐阜 Gifu		静岡 Shizuoka		愛知 Aichi		三重 Mie		滋賀 Shiga		京都 Kyoto		大阪 Osaka		Year and Month	
店舗数 Establishments															
152,606	408	253,196	486	389,544	968	78,938	235	69,121	195	107,571	293	416,463	896	C Y	2018
165,292	427	278,415	501	419,725	1,034	84,483	246	75,975	202	116,706	316	426,726	954		2019
177,959	440	300,569	523	462,085	1,115	91,815	251	83,271	213	121,123	328	392,057	994		2020
155,717	412	259,816	490	394,873	978	80,112	239	70,773	195	109,811	300	416,391	903	F Y	2018
169,826	432	285,041	508	434,118	1,049	87,044	246	78,221	204	119,800	320	428,711	955		2019
177,578	443	300,625	528	462,932	1,129	91,367	251	83,142	216	119,684	331	382,811	1,011		2020
42,778	432	72,730	508	111,650	1,049	22,466	246	20,044	204	30,028	320	101,935	955	Q1	2020
46,494	436	75,605	512	118,724	1,068	23,579	249	21,484	206	30,371	320	96,059	971	Q2	
44,763	438	75,915	517	116,760	1,086	23,139	249	21,025	210	30,566	325	97,104	987	Q3	
43,924	440	76,319	523	114,951	1,115	22,631	251	20,718	213	30,158	328	96,959	994	Q4	
42,397	443	72,786	528	112,497	1,129	22,018	251	19,915	216	28,589	331	92,689	1,011	Q1	2021
14,839	432	25,198	508	38,496	1,049	7,661	246	6,961	204	10,142	320	33,362	955	Mar	2020
15,772	432	25,741	508	39,991	1,056	7,960	248	7,272	205	10,170	322	32,265	957	Apr	
15,846	436	25,174	510	39,746	1,062	7,858	248	7,178	206	10,122	321	31,737	956	May	
14,876	436	24,690	512	38,987	1,068	7,761	249	7,034	206	10,079	320	32,057	971	Jun	
14,826	436	25,557	513	39,756	1,072	7,832	248	7,075	206	10,318	322	33,095	979	Jul	
15,757	437	26,275	514	40,751	1,074	8,165	249	7,414	209	10,717	323	33,678	978	Aug	
14,180	438	24,083	517	36,253	1,086	7,142	249	6,536	210	9,531	325	30,331	987	Sep	
13,994	438	24,343	519	36,253	1,097	7,213	250	6,574	210	9,569	324	30,697	993	Oct	
14,106	441	24,212	519	36,631	1,110	7,131	250	6,585	213	9,559	327	30,648	993	Nov	
15,824	440	27,764	523	42,067	1,115	8,287	251	7,559	213	11,030	328	35,614	994	Dec	
14,432	441	24,204	523	37,997	1,120	7,480	252	6,679	213	9,492	329	30,408	1,001	Jan	2021
13,908	441	23,088	524	36,595	1,122	7,168	252	6,417	214	9,080	330	29,650	1,000	Feb	
14,057	443	25,494	528	37,905	1,129	7,370	251	6,819	216	10,017	331	32,631	1,011	Mar	
14,504	444	25,037	531	38,642	1,137	7,407	255	6,896	219	10,153	333	32,681	1,025	Apr	
14,992	448	25,836	534	40,171	1,147	7,789	259	7,133	222	10,624	333	33,585	1,028	May	
9.9	5.2	5.5	4.5	5.6	6.3	7.5	4.4	8.6	7.1	10.1	6.2	7.6	1.0	C Y	2018
8.3	4.7	5.7	3.1	7.4	6.8	6.5	4.7	9.0	3.6	8.0	7.8	0.8	6.5		2019
7.7	3.0	8.0	4.4	10.1	7.8	8.7	2.0	9.6	5.4	3.8	3.8	▲8.1	4.2		2020
9.0	7.0	5.8	5.4	5.1	6.7	6.4	4.4	8.3	8.3	9.6	7.5	4.1	0.9	F Y	2018
9.1	4.9	6.5	3.7	9.7	7.3	8.3	2.9	9.8	4.6	8.8	6.7	1.7	5.8		2019
4.6	2.5	5.5	3.9	6.6	7.6	5.0	2.0	6.3	5.9	▲0.1	3.4	▲10.7	5.9		2020
11.9	4.9	10.0	3.7	14.8	7.3	12.9	2.9	12.6	4.6	11.5	6.7	2.0	5.8	Q1	2020
13.3	3.6	9.2	3.2	13.2	7.3	12.0	3.8	13.1	2.5	3.0	5.6	▲12.6	5.5	Q2	
2.3	4.3	2.8	4.9	4.5	7.3	2.9	2.0	4.3	4.5	▲1.5	5.5	▲12.9	5.3	Q3	
4.0	3.0	10.2	4.4	8.6	7.8	7.6	2.0	8.9	5.4	3.1	3.8	▲8.1	4.2	Q4	
▲0.9	2.5	0.1	3.9	0.8	7.6	▲2.0	2.0	▲0.6	5.9	▲4.8	3.4	▲9.1	5.9	Q1	2021
9.4	4.9	7.6	3.7	11.4	7.3	8.2	2.9	10.7	4.6	4.2	6.7	▲9.2	5.8	Mar	2020
20.4	4.1	11.6	3.5	18.2	7.2	16.7	4.6	17.6	3.5	4.8	7.0	▲12.0	4.8	Apr	
15.0	4.3	8.9	3.7	14.6	7.4	12.4	4.6	13.8	3.0	3.0	5.9	▲12.9	3.9	May	
5.1	3.6	7.2	3.2	7.2	7.3	7.1	3.8	8.3	2.5	1.3	5.6	▲12.8	5.5	Jun	
5.8	3.3	7.3	3.4	8.2	6.7	6.2	2.5	8.2	2.5	2.3	5.9	▲9.9	5.5	Jul	
10.0	3.6	9.6	4.0	15.3	6.5	13.5	2.5	15.6	4.0	8.4	5.2	▲4.4	5.4	Aug	
▲8.1	4.3	▲7.6	4.9	▲8.4	7.3	▲9.8	2.0	▲9.4	4.5	▲13.9	5.5	▲23.2	5.3	Sep	
4.3	3.3	13.5	4.8	8.6	8.1	9.7	2.0	11.2	4.5	7.5	4.5	▲6.3	5.6	Oct	
3.8	3.3	9.8	4.4	7.9	8.3	5.3	1.6	7.7	4.9	▲0.0	4.1	▲10.1	5.0	Nov	
3.9	3.0	7.7	4.4	9.1	7.8	7.9	2.0	8.0	5.4	2.3	3.8	▲7.8	4.2	Dec	
8.7	3.0	5.8	4.0	9.3	8.4	5.5	2.0	6.5	6.0	▲3.3	3.5	▲12.2	5.4	Jan	2021
▲5.2	2.8	▲6.4	4.0	▲4.6	8.2	▲7.1	2.4	▲5.8	5.9	▲9.9	4.1	▲12.7	5.0	Feb	
▲5.3	2.5	1.2	3.9	▲1.5	7.6	▲3.8	2.0	▲2.0	5.9	▲1.2	3.4	▲2.2	5.9	Mar	
▲8.0	2.8	▲2.7	4.5	▲3.4	7.7	▲6.9	2.8	▲5.2	6.8	▲0.2	3.4	1.3	7.1	Apr	
▲5.4	2.8	2.6	4.7	1.1	8.0	▲0.9	4.4	▲0.6	7.8	5.0	3.7	5.8	7.5	May	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

(続き)(ドラッグストア販売)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	兵庫 Hyogo		奈良 Nara		和歌山 Wakayama		鳥取 Tottori		島根 Shimane		岡山 Okayama		広島 Hiroshima	
	店舗数 Establishments													
2018年	229,618	595	46,565	127	26,029	83	23,920	66	32,136	72	81,763	188	120,889	304
2019	242,600	613	51,131	127	28,466	84	25,463	69	35,447	80	86,723	195	128,525	309
2020	262,050	634	54,682	133	32,637	92	28,560	70	39,957	80	96,003	199	140,361	312
2018年度	232,138	606	47,981	128	26,633	84	24,352	66	32,949	78	83,287	190	122,914	304
2019	249,138	623	52,619	128	29,629	87	26,158	67	36,370	79	88,923	195	131,149	308
2020	260,414	634	54,035	136	32,680	95	28,696	72	40,293	80	96,484	194	140,193	316
2020年1～3月	63,380	623	13,379	128	7,752	87	6,576	67	9,095	79	22,610	195	32,931	308
4～6	66,776	625	13,912	129	8,394	89	7,400	68	10,457	80	24,858	195	36,230	311
7～9	66,649	630	13,847	131	8,298	90	7,345	69	10,230	80	24,376	197	35,468	310
10～12	65,245	634	13,544	133	8,193	92	7,239	70	10,175	80	24,159	199	35,732	312
2021年1～3月	61,744	634	12,732	136	7,795	95	6,712	72	9,431	80	23,091	194	32,763	316
2020年3月	21,997	623	4,582	128	2,699	87	2,292	67	3,193	79	8,175	195	11,484	308
4	22,199	623	4,602	127	2,779	88	2,520	68	3,569	80	8,164	196	12,260	308
5	22,267	624	4,664	127	2,827	87	2,403	68	3,387	80	8,258	195	11,837	310
6	22,310	625	4,646	129	2,788	89	2,477	68	3,501	80	8,436	195	12,133	311
7	22,631	624	4,737	131	2,775	89	2,519	68	3,516	80	7,999	195	12,197	311
8	23,331	628	4,838	130	2,899	89	2,534	69	3,517	80	8,705	195	12,255	309
9	20,687	630	4,272	131	2,624	90	2,292	69	3,197	80	7,672	197	11,016	310
10	20,670	631	4,277	133	2,602	90	2,356	69	3,322	80	7,646	197	11,409	310
11	20,661	633	4,267	133	2,627	92	2,292	70	3,163	80	7,665	198	11,141	312
12	23,914	634	5,000	133	2,964	92	2,591	70	3,690	80	8,848	199	13,182	312
2021年1月	20,673	634	4,260	135	2,603	92	2,240	71	3,128	80	7,776	200	10,922	312
2	19,623	633	4,080	135	2,517	93	2,093	71	2,935	80	7,187	199	10,132	315
3	21,448	634	4,392	136	2,675	95	2,379	72	3,368	80	8,128	194	11,709	316
4	21,514	638	4,399	137	2,755	96	2,431	73	3,415	81	7,915	194	11,475	317
5	22,358	637	4,616	138	2,873	97	2,463	74	3,386	80	8,753	195	11,944	321
2018年	4.7	2.6	16.3	16.5	9.4	6.4	6.0	4.8	7.8	7.5	8.0	6.8	7.2	5.9
2019	3.9	3.0	8.8	0.0	9.4	1.2	6.5	4.5	10.3	11.1	6.1	3.7	6.3	1.6
2020	8.0	3.4	6.9	4.7	14.7	9.5	12.2	1.4	12.7	0.0	10.7	2.1	9.2	1.0
2018年度	3.7	4.5	14.8	7.6	9.2	6.3	6.6	4.8	9.0	11.4	7.9	8.0	6.8	4.5
2019	6.0	2.8	8.9	0.0	11.2	3.6	7.4	1.5	10.4	1.3	6.8	2.6	6.7	1.3
2020	4.5	1.8	2.7	6.3	10.3	9.2	9.7	7.5	10.8	1.3	8.5	▲0.5	6.9	2.6
2020年1～3月	11.5	2.8	12.5	0.0	17.7	3.6	11.8	1.5	11.3	1.3	10.8	2.6	8.7	1.3
4～6	9.9	2.0	7.8	1.6	18.7	6.0	17.1	▲1.4	20.3	1.3	16.5	0.5	16.2	2.0
7～9	2.5	3.3	1.0	3.1	8.1	5.9	4.9	0.0	4.1	1.3	2.8	1.0	0.1	0.6
10～12	8.8	3.4	7.2	4.7	14.9	9.5	15.7	1.4	16.1	0.0	13.6	2.1	13.1	1.0
2021年1～3月	▲2.6	1.8	▲4.8	6.3	0.6	9.2	2.1	7.5	3.7	1.3	2.1	▲0.5	▲0.5	2.6
2020年3月	8.2	2.8	6.3	0.0	15.4	3.6	7.1	1.5	3.9	1.3	7.9	2.6	1.3	1.3
4	12.0	2.5	8.6	0.0	22.7	4.8	23.3	0.0	29.3	2.6	26.8	1.6	23.7	0.3
5	10.0	2.5	8.8	▲0.8	20.1	3.6	13.1	0.0	13.5	1.3	11.6	1.0	11.7	1.0
6	7.7	2.0	6.2	1.6	13.7	6.0	15.0	▲1.4	18.9	1.3	12.4	0.5	13.9	2.0
7	7.5	1.8	6.7	4.0	15.3	6.0	9.0	▲1.4	5.5	1.3	5.0	0.5	4.5	1.3
8	13.3	2.4	11.8	2.4	16.3	3.5	16.7	0.0	17.4	1.3	16.6	0.0	14.4	0.3
9	▲11.4	3.3	▲13.5	3.1	▲5.6	5.9	▲9.0	0.0	▲8.6	1.3	▲11.1	1.0	▲15.7	0.6
10	13.6	3.4	10.5	4.7	19.3	7.1	22.7	0.0	22.1	1.3	19.0	1.0	18.4	0.6
11	6.8	3.3	4.4	4.7	15.0	9.5	16.5	1.4	18.5	1.3	12.2	1.5	14.1	1.0
12	6.6	3.4	6.9	4.7	11.3	9.5	9.2	1.4	9.4	0.0	10.4	2.1	8.0	1.0
2021年1月	4.1	2.9	0.8	5.5	8.0	8.2	9.5	2.9	11.6	1.3	9.9	2.0	8.0	0.6
2	▲8.8	2.8	▲10.8	5.5	▲4.7	8.1	▲6.5	2.9	▲5.3	1.3	▲2.4	2.1	▲10.6	1.6
3	▲2.5	1.8	▲4.1	6.3	▲0.9	9.2	3.8	7.5	5.5	1.3	▲0.6	▲0.5	2.0	2.6
4	▲3.1	2.4	▲4.4	7.9	▲0.9	9.1	▲3.5	7.4	▲4.3	1.3	▲3.0	▲1.0	▲6.4	2.9
5	0.4	2.1	▲1.0	8.7	1.6	11.5	2.5	8.8	▲0.0	0.0	6.0	0.0	0.9	3.5

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

(Part6 Drugstore sales value)

山口 Yamaguchi		徳島 Tokushima		香川 Kagawa		愛媛 Ehime		高知 Kochi		福岡 Fukuoka		佐賀 Saga		Year and Month	
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments			
73,530	183	33,870	77	45,686	125	84,992	225	30,218	85	270,784	683	43,429	92	C Y	2018
76,919	191	36,047	81	48,612	128	89,639	232	31,977	89	287,238	705	43,651	86		2019
85,276	198	38,496	82	53,081	128	96,439	239	35,258	95	305,297	695	47,926	87		2020
74,192	185	34,375	79	46,334	121	86,327	224	30,626	85	275,760	688	43,664	86	F Y	2018
78,840	192	36,804	81	49,838	128	91,421	229	32,788	87	292,783	703	44,534	87		2019
85,288	199	38,283	83	53,548	129	96,263	245	35,371	95	297,871	595	47,626	86		2020
19,918	192	9,216	81	12,552	128	22,896	229	8,350	87	73,947	703	11,325	87	Q1	2020
22,147	192	10,077	82	13,796	125	25,006	233	9,037	88	79,175	702	12,553	89	Q2	
21,756	193	9,741	80	13,514	128	24,452	236	8,895	91	77,076	698	12,243	88	Q3	
21,455	198	9,462	82	13,219	128	24,085	239	8,976	95	75,099	695	11,805	87	Q4	
19,930	199	9,003	83	13,019	129	22,720	245	8,463	95	66,521	595	11,025	86	Q1	2021
6,945	192	3,175	81	4,416	128	8,015	229	2,895	87	26,040	703	3,974	87	Mar	2020
7,456	192	3,360	80	4,637	125	8,405	234	3,025	89	27,179	703	4,272	87	Apr	
7,367	192	3,389	80	4,644	125	8,302	234	3,010	89	26,116	703	4,187	87	May	
7,324	192	3,328	82	4,515	125	8,299	233	3,002	88	25,880	702	4,094	89	Jun	
7,292	192	3,255	80	4,511	125	8,061	233	2,920	88	25,573	699	4,043	89	Jul	
7,504	193	3,471	80	4,814	127	8,715	234	3,133	90	26,319	698	4,268	89	Aug	
6,960	193	3,015	80	4,189	128	7,676	236	2,842	91	25,184	698	3,932	88	Sep	
6,845	195	3,038	81	4,256	128	7,764	237	2,849	94	24,619	698	3,808	87	Oct	
6,743	196	2,983	81	4,248	128	7,660	239	2,832	95	23,628	699	3,726	87	Nov	
7,867	198	3,441	82	4,715	128	8,661	239	3,295	95	26,852	695	4,271	87	Dec	
6,660	198	3,020	82	4,354	129	7,480	239	2,878	95	21,886	594	3,718	86	Jan	2021
6,365	198	2,860	82	4,343	128	7,117	237	2,710	93	21,002	595	3,483	86	Feb	
6,905	199	3,123	83	4,322	129	8,123	245	2,875	95	23,633	595	3,824	86	Mar	
7,044	201	3,186	83	4,357	129	8,252	245	2,951	95	23,578	595	3,904	86	Apr	
7,294	200	3,325	84	4,816	129	8,315	245	3,042	95	24,035	595	4,089	86	May	
2.8	0.0	4.3	5.5	9.1	10.6	7.1	5.1	5.4	4.9	6.9	6.7	5.7	5.7	C Y	2018
4.5	4.4	6.4	5.2	6.4	2.4	5.5	3.1	5.8	4.7	5.7	4.4	2.1	0.0		2019
10.9	3.7	6.8	1.2	9.2	0.0	7.6	3.0	10.3	6.7	6.3	▲1.4	9.8	1.2		2020
2.9	2.2	4.7	5.3	7.7	1.7	6.6	3.7	5.2	3.7	7.2	7.2	4.9	6.2	F Y	2018
6.2	3.8	7.1	2.5	7.6	5.8	5.9	2.2	7.1	2.4	5.9	2.2	3.2	1.2		2019
8.2	3.6	4.0	2.5	7.4	0.8	5.3	7.0	7.9	9.2	1.7	▲15.4	6.9	▲1.1		2020
10.7	3.8	8.9	2.5	10.8	5.8	8.4	2.2	10.8	2.4	8.1	2.2	8.5	1.2	Q1	2020
15.8	1.6	11.0	3.8	12.8	2.5	10.6	4.5	13.9	1.1	8.4	0.3	13.9	3.5	Q2	
4.1	2.7	▲0.0	1.3	2.6	0.8	1.4	4.9	4.5	4.6	3.2	▲0.3	6.4	2.3	Q3	
13.5	3.7	7.9	1.2	11.3	0.0	10.5	3.0	12.3	6.7	5.6	▲1.4	10.5	1.2	Q4	
0.1	3.6	▲2.3	2.5	3.7	0.8	▲0.8	7.0	1.4	9.2	▲10.0	▲15.4	▲2.6	▲1.1	Q1	2021
7.6	3.8	6.0	2.5	8.9	5.8	6.9	2.2	12.6	2.4	5.4	2.2	10.1	1.2	Mar	2020
21.3	3.2	13.2	0.0	19.9	2.5	12.8	4.0	16.0	3.5	10.5	1.4	18.8	1.2	Apr	
13.4	1.6	11.1	0.0	13.0	2.5	8.9	4.5	12.7	3.5	7.5	1.0	12.0	1.2	May	
13.0	1.6	8.9	3.8	6.3	2.5	10.2	4.5	13.1	1.1	7.3	0.3	11.1	3.5	Jun	
7.9	2.1	4.8	0.0	7.7	5.0	6.6	4.5	7.8	1.1	3.1	▲1.1	7.9	0.0	Jul	
12.8	2.7	10.2	0.0	15.5	3.3	10.2	4.5	11.7	3.4	10.7	▲0.4	13.3	3.5	Aug	
▲7.0	2.7	▲13.6	1.3	▲13.1	0.8	▲11.3	4.9	▲5.2	4.6	▲3.6	▲0.3	▲1.6	2.3	Sep	
19.0	3.7	13.3	1.3	17.2	▲0.8	16.3	4.4	12.1	5.6	9.4	▲0.3	12.8	1.2	Oct	
14.4	3.7	6.0	1.3	11.0	0.8	9.6	3.0	11.0	6.7	4.1	▲0.1	9.7	1.2	Nov	
8.4	3.7	5.1	1.2	6.5	0.0	6.5	3.0	13.6	6.7	3.8	▲1.4	9.3	1.2	Dec	
8.5	3.1	4.9	1.2	11.2	1.6	4.9	3.5	9.4	6.7	▲6.4	▲15.6	5.1	0.0	Jan	2021
▲6.9	3.1	▲9.6	2.5	2.9	0.8	▲8.2	2.6	▲4.0	4.5	▲14.4	▲15.5	▲8.7	0.0	Feb	
▲0.6	3.6	▲1.6	2.5	▲2.1	0.8	1.3	7.0	▲0.7	9.2	▲9.2	▲15.4	▲3.8	▲1.1	Mar	
▲5.5	4.7	▲5.2	3.8	▲6.0	3.2	▲1.8	4.7	▲2.4	6.7	▲13.2	▲15.4	▲8.6	▲1.1	Apr	
▲1.0	4.2	▲1.9	5.0	3.7	3.2	0.2	4.7	1.1	6.7	▲8.0	▲15.4	▲2.3	▲1.1	May	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

(続き)(ドラッグストア販売)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	長崎 Nagasaki		熊本 Kumamoto		大分 Oita		宮崎 Miyazaki		鹿児島 Kagoshima		沖縄 Okinawa		Year and Month
	店舗数 Establishments												
2018年	57,227	119	85,431	178	61,028	124	60,608	122	80,534	195	29,223	71	C Y 2018
2019	58,297	122	87,862	179	62,732	124	61,873	121	78,771	194	27,715	77	2019
2020	63,653	126	96,435	185	67,888	123	66,371	124	84,361	196	26,764	78	2020
2018年度	57,512	119	85,652	175	61,470	120	60,717	120	79,765	192	28,789	74	F Y 2018
2019	59,486	122	89,903	179	64,109	123	62,841	121	80,292	194	28,101	78	2019
2020	63,557	126	96,068	173	66,879	119	66,286	125	83,892	195	26,095	75	2020
2020年1~3月	14,969	122	22,557	179	16,197	123	15,612	121	20,020	194	6,786	78	Q1 2020
4~6	16,285	125	24,944	181	17,728	123	17,063	121	21,625	194	6,717	77	Q2
7~9	16,453	126	24,894	181	17,275	123	17,170	122	21,790	194	6,750	80	Q3
10~12	15,946	126	24,040	185	16,688	123	16,526	124	20,926	196	6,511	78	Q4
2021年1~3月	14,873	126	22,190	173	15,188	119	15,527	125	19,551	195	6,117	75	Q1 2021
2020年3月	5,145	122	7,681	179	5,637	123	5,381	121	6,877	194	2,085	78	Mar 2020
4	5,494	122	8,414	179	5,978	123	5,815	122	7,354	194	2,354	79	Apr
5	5,410	124	8,408	180	5,940	123	5,715	121	7,131	194	2,099	76	May
6	5,381	125	8,122	181	5,810	123	5,533	121	7,140	194	2,264	77	Jun
7	5,461	126	8,331	180	5,790	123	5,771	122	7,472	194	2,359	79	Jul
8	5,747	126	8,605	181	6,059	123	5,991	122	7,420	194	2,224	80	Aug
9	5,245	126	7,958	181	5,426	123	5,408	122	6,898	194	2,167	80	Sep
10	5,124	126	7,746	180	5,381	123	5,311	123	6,697	196	2,040	79	Oct
11	4,988	126	7,501	183	5,232	123	5,183	124	6,595	196	2,106	78	Nov
12	5,834	126	8,793	185	6,075	123	6,032	124	7,634	196	2,365	78	Dec
2021年1月	5,038	125	7,513	172	5,107	119	5,355	124	6,551	194	2,030	77	Jan 2021
2	4,677	125	6,985	172	4,789	119	4,856	124	6,231	193	1,992	77	Feb
3	5,158	126	7,692	173	5,292	119	5,316	125	6,769	195	2,095	75	Mar
4	5,297	126	7,874	175	5,384	118	5,427	126	6,955	195	2,291	75	Apr
5	5,513	126	8,198	172	5,662	118	5,653	126	7,311	198	2,242	75	May
2018年	3.5	1.7	2.3	3.5	3.8	4.2	2.0	0.8	4.4	3.2	17.9	14.5	C Y 2018
2019	2.5	3.4	3.5	2.3	4.4	1.6	1.8	▲0.8	1.6	0.5	11.6	11.6	2019
2020	9.2	3.3	9.8	3.4	8.2	▲0.8	7.3	2.5	7.1	1.0	▲3.4	1.3	2020
2018年度	3.1	2.6	1.7	2.3	3.9	1.7	1.2	▲0.8	2.4	0.5	14.1	23.3	F Y 2018
2019	3.9	2.5	5.5	2.3	5.5	2.5	3.3	0.8	3.6	1.0	10.5	5.4	2019
2020	6.8	3.3	6.9	▲3.4	4.3	▲3.3	5.5	3.3	4.5	0.5	▲7.1	▲3.8	2020
2020年1~3月	8.6	2.5	9.9	2.3	9.3	2.5	6.6	0.8	8.2	1.0	6.0	5.4	Q1 2020
4~6	10.9	5.0	12.0	2.8	12.5	2.5	9.8	0.8	9.9	1.6	▲5.7	1.3	Q2
7~9	6.5	6.8	6.8	2.8	5.0	1.7	4.5	1.7	4.2	2.1	▲10.3	6.7	Q3
10~12	10.9	3.3	10.4	3.4	6.3	▲0.8	8.3	2.5	6.3	1.0	▲2.4	1.3	Q4
2021年1~3月	▲0.6	3.3	▲1.6	▲3.4	▲6.2	▲3.3	▲0.5	3.3	▲2.3	0.5	▲9.9	▲3.8	Q1 2021
2020年3月	6.6	2.5	6.8	2.3	9.1	2.5	5.6	0.8	7.2	1.0	▲5.1	5.4	Mar 2020
4	14.7	2.5	14.9	1.7	14.9	2.5	13.2	0.8	12.7	1.0	▲2.3	6.8	Apr
5	9.4	4.2	11.5	2.3	12.2	2.5	9.0	0.0	6.8	1.6	▲11.4	0.0	May
6	8.7	5.0	9.7	2.8	10.6	2.5	7.2	0.8	10.2	1.6	▲3.3	1.3	Jun
7	8.2	5.9	9.3	1.7	7.5	1.7	7.2	1.7	8.6	2.1	▲8.5	3.9	Jul
8	13.8	5.9	13.3	2.8	11.9	2.5	10.5	1.7	9.8	1.6	▲5.4	5.3	Aug
9	▲2.0	6.8	▲1.6	2.8	▲4.2	1.7	▲4.0	1.7	▲5.1	2.1	▲16.6	6.7	Sep
10	16.0	6.8	13.4	1.1	9.1	1.7	10.8	2.5	8.5	2.1	▲3.3	3.9	Oct
11	9.0	3.3	8.8	2.2	5.5	0.0	7.9	2.5	5.5	1.0	▲0.9	1.3	Nov
12	8.3	3.3	9.3	3.4	4.6	▲0.8	6.7	2.5	5.1	1.0	▲2.8	1.3	Dec
2021年1月	6.3	2.5	6.5	▲3.9	0.0	▲3.3	8.5	2.5	2.7	0.5	▲11.3	0.0	Jan 2021
2	▲8.0	3.3	▲10.7	▲3.9	▲12.2	▲3.3	▲8.3	2.5	▲7.9	0.0	▲17.4	▲1.3	Feb
3	0.3	3.3	0.1	▲3.4	▲6.1	▲3.3	▲1.2	3.3	▲1.6	0.5	0.5	▲3.8	Mar
4	▲3.6	3.3	▲6.4	▲2.2	▲9.9	▲4.1	▲6.7	3.3	▲5.4	0.5	▲2.7	▲5.1	Apr
5	1.9	1.6	▲2.5	▲4.4	▲4.7	▲4.1	▲1.1	4.1	2.5	2.1	6.8	▲1.3	May

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

協会ホームページについて

トップページをリニューアルしました。内容も順次更新します。

(お知らせ)そらふちキッズキャンプ募金のご報告(2021.7.19)

(ニュースリリース)“地球とともに健康に”JACDS サーキュラーエコノミープロジェクト実施について

(2021.8.11)

事務局だより

・コンビニ 2020 年度 初の減収～日経 MJ まとめ発表～

日経 MJ が「初の減収コロナ直撃」の大見出しで報じました。

1981年以降で全店舗売上高がマイナスに転じたのは初めてで、来店客数が大きく減ったことが主な原因と伝えています。人流の抑制、テレワークの推奨など、新型コロナウイルス感染予防対策がコンビニエンスストアのビジネスモデルに逆行するものであることは容易に察しが付きます。

ドラッグストアは感染予防対策に加え、家庭用品、食品といった巣ごもり需要にも対応し、成長しました。ただ、昨年の成長と比較し、2021 年度は緩やかな伸びとなるのではないかと考えています。

ウイズコロナ、そしてアフターコロナへの対応にも心したいと思います。

・ワクチン3回接種

ワクチン接種完了者でもコロナ感染するといわれています。ブレイクスルー感染。もちろん、100%の予防対策ではないにしても何とかならないものかと思えます。いつになったら、マスクなしの生活が送れるのでしょうか。河野ワクチン担当大臣は、来年 3 回目の接種分を確保したと言っています。ワクチン 2 回目の接種で翌日 38 度の熱を出した経験から勘弁してもらいたい思いです。3 回接種したら、本当にコロナ感染しないのか、情報が不足しています。

・大雨

まったくよく降ります。猛暑日が続きましたが、降り始めから一週間で 1000 ミリ以上とはどんな豪雨でしょうか。北と南の高気圧に挟まれた日本列島で前線が停滞し、線状降水帯が発生して長く降雨が続く状態。科学の進歩で、こうした状況を変えることはできないのでしょうか。

被害が最小限で収まることを心から祈ります。

発行日	2021年8月18日 発行	発行所住所
発行人	池野 隆光	(本部) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-15-10 名和ビル 5 階
発行所	JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES 一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会	(サポートセンター) 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4階 TEL: 045(474)1311 FAX: 045(474)2569
HP:	https://www.jacds.gr.jp	e-mail: sec@jacds.gr.jp